

京都議定書目標達成計画（案）に対する意見

意見概要	
全体的な意見	
	<p>目標達成を重視するこの計画は重要だと思う。CO2削減を重視することは経済効果に悪影響を及ぼす可能性があるが、日本の経済産業には、そこを乗り越えてほしいし、乗り越えてこそ将来の日本につながると思う。</p>
	<p>案を立てるにあたり、国民感情を気にしすぎてはいけないと思います。それを突破してでも行わなければ未曾有の現象が起きてしまう。それを分かってもらいようにしなければならぬのではないのでしょうか。現実を知れば私達国民はわかります。</p>
	<p>天文学的な数値で増え続ける排出量の削減の為にできる事から始める必要があり、世界の代表として他に先駆けて早急に取り組むべきです。その為には、多少の経済的負担はやむを得ず、国民の一人として協力するつもりです。</p>
	<p>地球温暖化は子どもの未来にとって、早急に対策をしなければいけません。私が、今やっている事を言います。1 - 有機無農薬の米作りで、石油製品の節約と自然の循環型農業をしています。2 - 自家用車は、やめて公共交通を利用して。3 - 雨水を貯めて生活用の水に使っています。4 - 環境家計簿をつけています。5 - 家庭や弁当の宅配会社から出る生ゴミや豆腐やさんから出るオカラを年300トン堆肥にして大地に返しています。6 - マイはしをいつも持ち歩いています。7 - 物や資源を大事に使い贅沢を控えています。これだけで、我が家は50パーセント削減しています。京都議定書目標達成をぜひお願いします。</p>
	<p>当社を含む業界、また、産業界全体としても、自主行動計画目標を設定し確実に成果を上げてきている。温暖化問題への効果的な取り組みは、こうした業界の自主的な取り組みや、国民一人ひとりの自発的な取り組みが必要不可欠である。このためには、国、地方公共団体、事業者、国民の全ての主体が自主的に参加し、各々の創意工夫と各主体の協力が重要であると考えます。</p>
	<p>現在の異常気象等、今後どのような気象変動が起るか予知しれないなか、地球温暖化対策の推進においては、国民一人ひとりの認識が必要であり、政府は国民に本計画案を十分説明、理解を求めていくことが重要である。CO2の増加が地球温暖化をもたらす要因の一つであることは理解されているが、その他自然界を破壊する多くの要因があり、世界中の人々の協力が必要である。</p>
	<p>地球温暖化を防止することについては全く異論はない。解決へは全ての国が参加すべきで、大量消費国の参加無しには達成は不可能と考える。また、我が国の6%削減目標については、その達成は難しいのではないかと考える。</p>
	<p>「悪者探し」をして「負担を押し付ける」のではなく、温暖化対策においては、国民生活レベルの施策をまず推し進めることこそが、真の環境意識を深く有した、懐の深い国づくりに寄与するものと思えます。「べき論」のみではなく、誰が、いつまでに、どういった予算で、何をすべきか、国民生活レベルの温暖化対策について、まず具体的な施策を、かつ広く国民に「変わった」と感じてもらえる第一歩を進めるべきだと思います。</p>
	<p>地球温暖化と国内で昨年多発した豪雨水害の因果関係について、科学的根拠の解明が不十分な中で、数値目標や制度導入が図られることには反対。</p>
	<p>地球温暖化問題は、因果関係は推論、影響度は試算レベルであるにも関わらず、すでに定理であるかの様に語られています。環境問題に関しては、「人為的活動が環境に与える変化量を最小にする」ことが、すでに十分な目的として機能します。ここで、正体の定かではない「地球温暖化防止」を持ち出してくることは、いかにも弁証法的であって、不快です。「地球温暖化防止」というスローガンが、政府のもつ免罪符になるのではないかと危惧しています。</p>
	<p>そもそも、最大の温室効果ガス排出国である米国や、近い将来、その排出量が現在の先進国に比肩しうる中国やインドに対する排出抑制策を持たない京都議定書を締結、実施することにどれほど意味があるのか。批准国の中でも我が国の負担は著しく過大なものであり、日本の国益に資するのかが、根本的な疑問を禁じえない。</p>
	<p>事業者や個人が取り組みやすくなる政策の具体化を強く望みます。もちろんこれは産業部門に対しても同様のことが言えると思います。言い換えればミクロの積み上げを可能とするマクロ的な(政策的な)取り組み(支援、法律)を遅滞なく進めて頂きたい。</p>

<p>本計画が確実に実施され、より高い成果を挙げるためにも、意識改革に対して斬新に踏み込んだ抜本的な施策展開が必要である。省益や省庁間の縦割り構造にならないよう省庁間の密接な連携の元、具体的な施策の実行をお願いしたい。</p>
<p>温室効果ガス排出量が90年比で増えている現状の中において、政府の目標達成計画に沿って実行するのは容易なことではありません。地球温暖化対策の推進には国民一人ひとりの意識の変革が必要です。そのため、政府は国民に本計画を十分説明し、理解を求めて具体策を講じていく必要があります。</p>
<p>気候変動を国家安全保障の観点から担う組織(たぶん内閣官房か)を設立し、公務員改革と連動させた適切な配置転換を実施すべき。</p>
<p>「計画案」における民生部門へのアプローチではなかなか効果は上がらない。そのため、アプローチには“発想の転換”が必要。そこで有効なのが、現在開催されている21世紀初の万博「愛・地球博」の活用・発展である。</p>
<p>1)議定書の目標であるCO2排出量の削減は効率向上により為されるが、反面2)この効率向上を進めると現経済システムの元では富の偏在をもたらす、多くの低所得失業者を生みます。従って3)低所得者救済の為に現経済システムを改良し、職業と無関係の収入を与える必要がある</p> <p>このように、現経済システムと京都議定書を進めることの間にはある矛盾があるように思います。</p> <p>1)政治家の方々の努力が無駄になる恐れがあること 2)環境保護論に公理法を導入すればそのような矛盾は解消されるので有効な努力に切り換えられる可能性があることこの2点から、公理法導入が必要と考えます。</p>
<p>戦後築いてきた物質的な豊かさから、今後は精神的な豊かさを求めていくことへの切り替えが必要。しかし、2012年までの短い期間に劇的に変革を成し遂げることは国民の負担があまりにも大きいことにもっと配慮すべき。</p>
<p>特定業種にだけ負担を強いるのではなく、企業全体で平等に負担したほうが良い。また、早期に温暖化対策に取り組んだ企業等が不利にならないよう、十分な配慮をすべきである。</p>
<p>全体的に目標達成のための方法論についてはほとんど網羅されているが、総論的印象が強く、その中で優先事項が不明確という印象を得た。第2約束期間において想定される削減目標も見越した、応用可能な善処策を盛り込むべきである。</p>
<p>計画案全体を通読しても、日本がいったいどれほどの温室効果ガスを排出しているのか、その世界における寄与率はどれくらいで、それを削減するために政府はどのような国内措置を取ろうとしているのか、全貌がまったく見えない。</p>
<p>集計の精度を上げれば上げるほどコストは上がる。部門を細分化すればするほど、分野相互の協力の意欲は減る。国民や企業の自主性を信頼せず、規制的な制度を入れれば入れるほど行政コストは上がり、また増税につながる。競争を意識した戦略的な計画に見直すべき。</p>
<p>「京都議定書目標達成計画(案)」(以下、計画案)を見ると、政策の実効性が極めて弱く、京都議定書の目標達成が危ぶまれる案である。このまま拙速に始めるより、3ヶ月～半年かけて検討し直し、真の「政策手法の総動員」になるようにすべき。閣議決定を急ぐことはない、延期すべき。今からでも国民に公募をしてもっと幅広い知見を集めてその中で削減効果の高いものを計画に取り入れるべきである。</p>
<p>京都議定書目標達成計画は、二酸化炭素の削減に伴い、これまでの経済優先の在り方そのものを見直すべきである。効率優先で自然の持っている絶対時間とでもいうべき時間を無視してより早く、より便利にということを追及した結果が、生存さえ怪しくなる現在の事態を招いたのである。単に目標削減率を達成することだけでなく、これまでの戦後の日本人の生き方、考え方を振り返り、21世紀以降は別に考え方で進むべきである。それは、経済優先を改め、自然環境が豊かで命と健康へ十分な配慮をすることである。環境から受ける命や健康への心配がなくなったとき、国民全体に活力が溢れ、経済も自ずと活気が出てくるものだ。産業界、工業界、経済界には厳しいことでも、命と健康を守り、環境を保全するためにはしなければいけない政策がある。今、しなければ手遅れとなり、後の世代から恨まれることになる。環境、経済、同時によくなるのではなく、時間差があってもいいのである。まず、最優先されることは、環境の保全、回復である。</p>
<p>第1約束期間を3年後に控えた目標達成計画にしては非常に抽象的である。目標を確実に達成するための計画であるならば、切迫感を前面に出し、もっと訴えかけるものにすべきである。国内対策でできるものについては義務化するなどの政策を打ち出すべきではないか。普及啓発や自主的な目標だけに頼っている、目標達成は危ぶまれる。</p>
<p>日本国民が一体となって取り組むべき課題に対して、各人が所属する組織・団体・業界の利害、それも目先の利害を優先している状況は情けない。</p>

<p>市民の意思決定過程への参加を望む。温暖化政策を初めとする持続可能な社会作りに向けた政策は、その策定過程が市民に開かれたものであることが根本的に重要。今回の計画に織り込まれた個別対策の実現可能性が薄かったり、CO2 排出削減量が過大に見積もられることにより、近い将来に更なる追加対策が必要になることがないよう、計画の妥当性について広く国民の理解を得るよう努めてほしい。</p>
<p>策定過程は肝心の部分は相変わらず官僚主導の政府内の密室の過程となっており、市民参加は形式的な審議会のパブコメだけであり、国会の審議もない。また今回の短い意見募集期間は、市民の意見を真摯に反映するつもりがないと考えざるをえない、強く抗議する。策定過程を開かれたものに抜本的に改善すべき。</p>
<p>京都議定書が発効し、間近に迫る第1約束期間に向けて、これからは実効性の高い取組を進めることが必要である。そのためには、行政機関のみならず、事業者や国民や多様な主体が参画し、理解・納得して、行動に移すことができる目標達成計画とすべきである。その視点からして、パブリックコメントの期間が短すぎる。また、本計画の位置づけ、拘束力、大綱等とのつながり、パブリックコメントの位置づけや活用方針、温暖化推進法、各地域の温暖化防止計画等との関わりについての情報が少なく、検索しにくいのは問題である。</p>
<p>パブリックコメントの期間が短いこと、意見募集の周知が広くなされていない。国民の意見を聞いて政策に反映する姿勢に欠ける。また、郵送がなく、パソコン・FAX をもっていない国民は意見が述べられないことが残念。</p>
<p>国民一人一人に温暖化対策の重要性を認識してもらうには、A4 版 70 ページに付属資料付きの計画案ではあまりに膨大すぎる。ビジュアルなチャート、写真を使用したダイジェスト版が必要。</p>
<p>どの審議会で、いつ審議されたものか記載すべき。そうすれば、各審議会の資料を見ることで、効果量について国民が確認することができる</p>
<p>「省 CO2 型」「省 CO2 化」キャッチコピーとして伝わってこない。「省エネ」と並べると「省」の意味が異なるため、分かりにくい。対案を示せないが、もう少し練っていただきたい。</p>
<p>はじめに</p>
<p>地球温暖化に関する科学的知見(p1-3)において、IPCC 報告を中心とする地球温暖化に関する科学的知見は、温暖化対策の根幹にあるべきものであり、それを本計画案のようにコラム的に扱うべきものではない。科学的知見に基づいて気候安定化のためにどの程度の温室効果ガス削減が必要なのかを計画案の根幹にすえるべきである。</p>
<p>新しい政策を策定する際には、それまでの政策を分析・評価しその課題を踏まえて進めるのが常識だが、計画案を見ても今回の検討過程で今の地球温暖化対策推進大綱の問題点を十分に分析したとは言い難く、政策が極めて弱かったため CO2 排出が増え続けていることへの反省も見られない。総括・反省すべき。</p>
<p>我が国のこれまでの取組み(p4-5)従来の温暖化対策の単なる羅列にとどまっている。1990 年の地球温暖化防止行動計画の未達成をはじめ、これまでの日本の対策は、気候安定化に求められるレベルからも EU 諸国等環境先進国の対策からも大幅に立ち遅れている。この温暖化対策の立ち遅れの要因を分析・総括してこそ、実効性ある達成計画が策定される。したがって本計画案において従来の対策をコラム的に扱うのではなく、その批判的総括を行うべきである。</p>
<p>現行対策で京都議定書の目標を守れないのは、対策が不十分なら政策を強化すべきところ、それが不十分だったからであり、徹底的に原因を解明し、総括をすべきである。</p>
<p>第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向</p>
<p>第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向</p>
<p>国内での排出削減を中心に達成することを確認すべき。また 6%削減を確実に余裕を持って達成できる達成計画の全体構成とすべきである。</p>
<p>第1章「我が国の地球温暖化対策の目指す方向」賛同できます。「長期的・継続的な排出削減を目指す」とされており、まさに言わんとする通りです。短期的ではなく長期的に(永遠にですが)、かつ国内だけでなく国際的に、排出量の削減を目指すための政策を進めて頂きたいと切に願っています。</p>
<p>我が国の地球温暖化対策の目指す方向(p6)。ここでは京都議定書の目標達成 長期的継続的な目標達成の順で記述されているが、順番が逆である。気候の安定化に向けてどのような長期的目標を持つべきなのかが先にあり、その第一歩として 6%削減をどのように達成するかを位置づけなければならない。にもかかわらず、本計画案では具体的な長期目標が一切考慮に入れられていない。3月のEU環境閣僚理事会で先進国は 2020 年までに 15～30%削減、2050 年までに 60～80%削減すべきという長期的な数値目標が提案されている。日本もこうした大幅な排出削減をもつ長期的目標を掲げ、その長期目標と矛盾しない国内対策を京都議定書遵守の中心に位置づけるべきである。</p>

2050年あるいは2100年にどんな世界にするのか、日本をどんな社会にするのかといった明快なデザインと、そこにいたるロードマップが描かれていない

あらゆるセクターが温室効果ガスの排出削減に取り組むにあたって、求められるレベル(「短期目標」でなく、人類が持続的に生存できる条件を最低限確保するための削減目標)について、早期に明らかにすべきである。

本当に温暖化防止へ取り組む姿勢を見せるのであれば、6%の10倍の60%を目標にすべきであり、こうした長期目標が述べられていない点が問題であると考えます。

中長期的な温室効果ガスの大幅削減と脱温暖化社会の実現について、決意をより明らかにするために、例えば 2013 年以降への長期的な数値目標を掲げることを検討すべきです。日本国民に対する脱温暖化の新しい社会建設へのメッセージとなります。

国連気候変動条約第2条の温暖化対策の究極的な目標について触れられていますが、第一章で触れられるべき日本として目指す長期的な目標の必要性には計画案中で触れられておりません。国際団体では共通で各国に産業革命前の全球平均気温から今世紀末迄に2度未満の上昇を抑えることを目標に求めています。それでも緯度の比較的高い日本へはより大きな気温上昇となる事が予想されますが、その様な長期的な国としての目標設定無しに可能な施策を積み上げる形では、国民各界の異なる利害や見解をまとめられず抜本的な対策を導入する事は困難かと考えます。従いまして2012年迄の第一約束期間をにらんだ計画であっても、国としての長期的な目標設定の必要性及び既に欧州諸国が採用している2度未満の目標について言及されることが望まれます。

「ビジョン」の欠如とその議論の場を創設する提案：以前の大綱もそうでしたが、地球温暖化対策を通じて、日本の社会をどのようにしていこうとしているか、特に日本企業にとって、この問題への対処がどのような意味を持ち、どのような未来社会をつかっていきたいと思っているか?という点が伝わってきません。提案：2005 年度：温暖化問題をどう活かしていくか?というビジョンを議論する場の創設 2006 年度：その「ビジョン」を実現化するための国内制度の検討と大枠デザイン 2007 年度：詳細デザインというような、プロセスの創設を提案いたします。役所の中だけでなく、広く有識者なども含めた検討の場を創設してください。ちなみに、わたし自身がこうあって欲しいとする温暖化政策の「ビジョン」は、むしろこの問題を産業論的にとらえたものです：「日本企業が、温暖化問題を「新たなビジネス環境の変化」のひとつと捉え、自らの高い技術力をベースに、自由な発想の下、国内外で新たなビジネス展開・拡大することを促進する制度」、より具体的には、温暖化関連ビジネスの拡大と日本企業の競争力強化による国際的シェア拡大・技術力においても世界のフロンティアを開拓・企業の国内規制遵守コストが他の先進国と同レベルに・日本企業による余剰排出権の海外での販売といったものです。

現行の地球温暖化防止政策の失敗は明らかであり、今回の目標達成計画では、このような増加を許した今までの施策を検証し、より有効な削減方法へと大胆にシフトするべきである。また、地球温暖化問題の根本的な解決を考えると、今回の目標達成計画では、短期的に温室効果ガス(特に二酸化炭素)の排出削減効果をあげるための実効性に富んだ政策措置(環境税やキャップを伴った排出量取引制度など)の導入による議定書の目標達成と、中長期的にみて社会システムを根本的に変換するための政策措置導入の検討を同時に行うべきである。

第2節 地球温暖化対策の基本的考え方

企業は、この目標達成計画から、明確なメッセージを受け取ることはむづかしいと思います。その大きな理由は、対策を行うことへの「インセンティブ」がないからです。議定書では「排出削減＝儲かる」という明確な枠組みが入っており、欧州ではすでに EUETS が動いています(このままでは3年後に日本企業は排出権市場でどうプレイするか?という点で、大きなハンディキャップを持ちます)。できるだけ早く、国内排出権取引制度導入などの大枠に関するインセンティブフレームワーク「方針」に関するアナウンスをお願いします。「機会を失うこと」のコストははかりしれません。いまのままでは、早く対策を採った企業は、将来の規制枠組でより厳しい目標となる、あるいは減らし余地がなくなる...という懸念から、対策を遅らそうとする逆インセンティブがはたらく可能性もあります。

議定書の目標が国として不遵守になった場合、政府、企業、個人にどのようなデメリットがあるか、明示したほうがよい。

地球温暖化対策の基本的考え方として、技術革新の促進、すべての主体の参加・連携の促進、多様な政策手段の活用、国際的連携の確保など、未だ不確実な要素も含まれており、政府は実効性の高い支援ならびに個人の取組みを喚起するための施策を早急に実施することが急務と考えます。

全体として太陽光や風力と言った自然エネルギーの強力な導入や長期的な化石燃料依存からの脱却といった視点が弱い様に見受けられます。基本的考え方冒頭の総論的な環境と経済の両立の所でも、取り分け自然エネルギーと輸入に頼る化石燃料からの脱却への言及を求めます。続く技術革新の促進でも、未利用エネルギーと言うだけでなく、自然エネルギーの一言を加えて頂く様望みます。

モノを大量輸入する日本の経済全体のあり方を是正し、我が国の物資収支を徐々に少量輸入型にしていくべき。

本計画に示された施策の実行は、財政措置(税金の投入)や企業・家庭等での増分費用発生を伴う。国民負担を前提に議定書目標を達成する以上、費用対効果の観点が極めて重要であるが、本計画では、その視点が欠如している。環境負荷の定量的評価が困難であることは否定しないが、国民負担の最小化を基本的考え方として打ち出すべきであり、第1章第2節「地球温暖化対策の基本的考え方」に「国民負担を最小としつつ議定書目標を達成する」との基本的考え方を明記すべき。その観点から、他の施策と比較した費用対効果の優位性が実証されていない施策に対して、閣議決定という重い位置付けにある本計画において、財政措置等を講ずる旨の記載は厳に慎むべき。

温室効果ガスの削減は重要であるが、生活における防犯や安全性を損なうことがないように配慮すべきである。つまり、人や飼育あるいは生息する動物や所有物等の健康や安全(盗難されないようにする等)がまず第1にあって、その下に環境配慮を位置づけ、健全な生活環境をまず確保すべきである。例えば、省エネのために道々の外灯や家の門灯を消したことにより、盗難事件や性犯罪や傷害事件が増えるようなことがあってはならない。決して環境保全だけの判断や施策推進をしないように、人が生活を営むことを優先配慮した上で温暖化対策も進めていただきたい。

地球温暖化防止対策にとって今最も重要なことは国、地方自治体、非製造業を含む全ての産業界、及び家庭などの「各主体に属する個人の更なる取組み」であると考えます。しかし、これら取組みも我が国企業の高度な技術から生み出される温暖化防止に有効な各種ツール無くしては大きな効果は得られません。すなわち、技術の発展と個人の取組みとの好循環が地球温暖化防止対策には不可欠であると考えます。この程公表された「京都議定書目標達成計画(案)」は、「環境と経済の両立」を基本理念とし、技術革新の促進や国際的連携の確保が謳われ、近年特に排出量の増加が著しい、民生・運輸部門に対する施策が深掘された点などから総体的には高く評価できるものと考えます。

「環境と経済の両立」の考え方を高く評価するとともに、これを短期的のみならず中長期的な地球温暖化防止対策の基本理念として堅持すべきです。人が生活を営む限り、環境に対して必然的に負荷を与えざるを得ませんが、その負荷を最小化することができるのは技術でありツールです。企業や消費者の環境保全への取組みは経済を押し上げ、環境保全のための技術革新を生み出す原動力となります。したがって、環境保全と経済発展を同時に達成していくことこそが、中長期的課題である地球温暖化防止対策には必須であると考えます。今後も「環境と経済の両立」を基本理念として脱温暖化社会を目指し、全ての主体が地球温暖化防止対策へ積極的に取り組んで行くことが重要であると考えます。

「地球温暖化対策の基本的考え方」として、「環境と経済の両立」を第1の基本とされていることを評価したい。中央環境審議会環境部会の審議状況を見ると、温暖化効果ガスの全排出量の80%が企業に係っているとして、産業界に対する削減要求が強くなっている。しかし、産業界は日本経団連の自主行動計画に見られるように、目標の±0%以下に対してフォローアップ実績は既にマイナスレベルで目標を達成してきている。温暖化効果ガスの増加部門は、民生、運輸の両部門であることが明白でありながら、同部会では常に産業部門に対する対策要求が強く、産業界関係委員の声は届かない。本案では、このような背景を考慮しつつ、「環境と経済の両立」を第1の基本とされていることを先ず評価したい。

既に政府の基本方針として確認されている「環境と経済の両立」が、当該計画における基本的考え方として明確に位置づけられたことを高く評価します。また「技術革新の促進」も、基本的考え方として盛り込まれていることは、技術立国である我が国が脱温暖化社会のトップランナーとして世界に対してイニシアティブをとっていくためにも欠かせない軸であり同じく評価します。政府は、国民や産業に対する直接的な規制や経済的負担を極力回避し、省エネルギー型の行動を取ることを期待して対策を講じるという基本的方向を再確認し、民間の省エネ技術を最大限に有効活用するとともに国民への省エネ啓発に関して、より一層の取組をすすめるべきと考えます。

「京都議定書目標達成計画(案)」は、大いに意義のあることだと感じたが、その中の「環境と経済の両立」は、成果の達成が既存企業の排出抑制努力に大きくゆだねられることを考えると、現状の経済活動の妨げになる方策は対策推進をいわずに妨げることになると思われる。

温暖化対策を推進する上で経済への外部効果の影響は無視できない。環境と経済の両立というのならば、抽象的なスローガンにとどめず、温暖化対策による雇用の変化等の市民生活への影響を、とくに分配面での公平性を重視して明らかにし、そうした影響の緩和対策も計画に盛り込むべきである。

第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

CO₂等の排出量と地球温暖化への影響度が定かではないため、目標レベルの設定は恣意的なものになりがちですが、京都議定書(これ自体はかなり恣意的だとは思っていますが)の目標達成が今回のそれになっており、妥当な目標だと感じます。

目標の設定をもう少し高く設定すべき。90年比6%削減を目標としているが、それを実現させるためには、もっと高い目標10%や15%の削減を目標として、より厳しい対策を講じなければ、6%の実現は難しい。

2010年の現状対策ケースの設定に疑問を感じます。2010年に6%削減、そのための手持ちのカードは「森林吸収源」と「京都メカニズム」、発生源の大部分は「エネルギー起源CO₂」ですから、逆算して1,115(百万t-CO₂)が「エネルギー起源CO₂」の2110年現状対策ケースでの排出量との計算です。「エネルギー起源CO₂」の基準年1,048、2002年1,174は確定した数値です。この間、様々な省エネルギーや二酸化炭素排出量削減が試みられてきました。にもかかわらず、10.2%の増加です。同様の試み、即ち、現状対策のみで2010年には2002年よりも減少するのでしょうか。1990年基準で6%削減は過酷な要求だと思います。国民に多大な犠牲と忍耐と努力を強いる数値だと思います。しかし、これを実現するという国民的合意がなされるのであれば、現実に根ざした実態を国民に説明するべきではないでしょうか。

前大綱に掲げられたエネルギー起源CO₂排出量の目標2%(基準年総排出量比)を今計画で+0.6%に修正したことは、現実論に少し近づけたという点では評価できます。しかし、依然として「革新技术」や「国民努力」等の不確実性が高い要素にも頼る絵であり、政府は当該目標を達成するため、実効ある支援及び個人の取組みを喚起するための各種インセンティブ施策を早急に実施することが必須であると考えます。

国内で排出削減する目標の割振りを代替フロン・メタン等の削減目標を高めたにもかかわらず、今の大綱と同様に森林吸収(3.9%)と京都メカニズム(1.6%)に大きく依存し、かつエネルギー起源CO₂の目標を後退させてしまった(革新的技術等を含めて-2%だったものを+0.6%に緩和)。エネルギー起源CO₂の削減目標は従来の90年比2%削減を維持し、代替フロンを現時点から増やさないとによる削減分(約2%)を含め、森林吸収と京都メカニズムへの依存を減らすべき。

国内での排出削減を中心に達成することを目標とすべきである。また、対策が不十分ならばただちに京都メカニズム利用分を上乗せすることは問題である。経済成長の上方修正や素材輸出増加などがあっても目標達成できるよう、国内削減目標をより強化すべきである。

現行施策の失敗は明らかである。しかしながら、強力な施策と技術導入を持ってすれば、国内対策のみでも、大綱に掲げる「2010年においてエネルギー分野からの二酸化炭素排出を0%」という目標を達成することができることは、NGOの集まり「市民エネルギー調査会」のスタディーからも証明できる。環境エネルギー政策研究所は、政策提言NGOのオープンソースの集まり「市民エネルギー調査会」を主宰し、政府シナリオの検証を試みると共に、2010年、2030年の日本のエネルギーの未来を俯瞰した2つの代替エネルギーシナリオを発表した。その結果によれば、自然エネルギー・省エネルギーの最新技術・政策の導入を主眼とした新しい施策によって、大綱に掲げる目標を達成でき、新しい環境経済立国を築くことができる。短期的かつ確実な効果が期待できるものとして、国民の努力を期待するのではない省エネルギーの政策化と強力な推進、現行の不公平な競争市場に委ねるのではない自然エネルギーの大幅な導入を促す施策をこころいる必要がある。

個人の家と違い、二酸化炭素の排出規模が桁違いのため、産業界の削減効果の方が大きい。また、計画案のマイナス8.6%の削減目標は自然減程度にすぎないので、産業界の目標の強化が必要。

エネルギー起源二酸化炭素の排出目標が1990年比+0.6%となっているが、これは大綱目標の-2%と比較して大幅な後退である。大綱目標の-2%を維持すべきであり、最低限なぜ大綱目標から後退させたのか説明するべきである。活動量の差(産業界のうち製造業は生産減、非製造業はそれ以上の大幅減。他の部門は活動量増)、省エネ法の毎年1%効率改善の努力目標などからみて、産業界の目標を大幅に強化すべきである。代替フロン等3ガスの目標を大幅に強化し、少なくとも2003年度の排出量以下とすべきである。

産業界のように組織化され、要請しやすい部門へ多くの負担を求め、民生部門へ負担を求めるのは国の方向として安易であり容易には受け入れがたいことである。削減努力を進めている産業界部門に、努力が感じられない民生・運輸部門の増加分の負担を上乗せしてはならない。

自主行動計画等で省エネ努力している産業界部門と、今後の省エネ法改正で追加対象となる運輸部門への過度の負担の傾注は、日本の産業の衰退を懸念させる。政府が率先して増加の一途を辿る民生部門の排出量削減方策を示すことが必要

産業界部門の-8.6%は、産業界部門の80%をカバーしている経団連の自主行動計画の目標である90年度レベル以下と乖離している。運輸部門に対して、2002年度実績で11百万トン削減(1990年比+15.1%)は、基準年からの増加量に比して削減量が少なく、事業者の分担としての公平性を欠いていると思われる。

<p>全省庁一丸となった取り組みも無しに、要請しやすい産業部門の目標を上げるのは許されない。民生部門の目標を下げずに取り組みを強化し、産業部門の目標はそのまますべきである。</p>
<p>新たなCO₂削減目標については、産業部門の削減幅はこれまでの7%から8.6%へ引き上げられた一方で、90年比で17%増を認めていた運輸部門は15.1%増、同2%減を目指していた家庭やオフィスからの排出については、家庭は6%増、オフィスなど業務部門は15%増まで緩和されるなど、削減目標は産業界に対しより大きな削減努力を求める形となっている。産業界はこれまでもCO₂削減努力を推進し、着実な成果をあげてきたが、今回の削減目標値見直しは幾分産業界にしわ寄せされたことは否めない。現状では、大きな削減が見込まれにくい場合こうした見直しにつながったとしても、CO₂が増加しているのは紛れもなく民生、運輸部門であり、両部門のCO₂削減にはまずライフスタイルの変革が必要であることへの国民の理解を得ることが前提である。</p>
<p>真の温室効果ガス削減を求めるならば、国民一人一人の日々の行動を改めるような確実な対策が必要である。即ち、国民のライフスタイルを変える規制措置も必要ではないのか。環境部会における産業界への風当りは強いが、民生部門の削減目標に対する評価・見直しに関して、「評価できない」とあっさり切っ捨てて審議のあり方は問題である。消費者(国民)のライフスタイルから来るニーズに対応して、物は造られ経済は動いている訳である。経済発展は、大量消費・大量廃棄によるものではあっていけない。現在、「生活の利便性」という気持ちよい言葉を利用して、不必要な物の消費、エネルギー消費をしていないだろうか。本案では、政府の働きかけ、産業界の協力という形を取りながら、民生部門は基準年度に対し家庭で6%増、オフィスなど業務部門で15%増とされ、産業部門のマイナス8.6%と対照的である。「環境と経済の両立」を図りながら、昭和48年の第1次オイルショックの時のようにもっと強い対策を採っても良いのではないのか。</p>
<p>エネルギー転換部門も産業部門に含めていただきたい。</p>
<p>運輸部門のうち自動車部門を自家用車と運送業に分けるべき。自家用車のCO₂排出量が増加要因であるにもかかわらず、運送業の対策のみを強調しているのは不合理。自家用車からのCO₂排出量が増えていることと、それが家庭からのCO₂排出量に匹敵するレベルであることを国民に明示すべき。</p>
<p>非エネルギー起源二酸化炭素等については削減が進んでいるとの記述があるにも拘らず、更なる排出規制(0.3%)を上乗することに疑問を感じる。増加の一途が激しいエネルギー起源で振り分けるべきではないか</p>
<p>石灰業では発生するCO₂を削減する技術的手段はなく、発生量は活動量に比例するため、石灰業に対する非エネルギー起源CO₂排出量については対象外として欲しい。</p>
<p>根拠のない過大な森林吸収分については、基本的には吸収量増加を確保できる範囲に限定すべきであり、最低でも現実的に確保できる範囲に改めるべきである。</p>
<p>本計画案においては基準年比排出量3.9%という森林吸収量が想定されている。しかし「地球温暖化対策における森林吸収対策」(農林水産省、2004年11月)においては、予算規模の推移から2.6%から3.1%程度になると見込まれており、これと比較して本計画案の3.9%は明らかに過大な数字である。この3.9%は削減目標の6%と比較しても大きな数字であり、これが達成されない場合に全体的な遵守に影響を与える。したがって、その達成が担保されない過大な森林吸収源を想定するのはやめるべきであり、その分国内対策を強化すべきである。</p>
<p>京都メカニズムの1.6%は上限とし、そのための達成計画を策定すべきであり、「変動がありうる」との記載は削除すべきである。</p>
<p>燃料供給はあくまで需要に対する結果であり、これを総量で規制するような目標設定は、問題の本質そのものを理解していない。エネルギー変換部門の目標は原単位ベースであるべき。</p>
<p>原単位改善を重視すべきである。絶対値を必要以上に問題視して発展を阻害する恐れがある。</p>
<p>本気で「我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成する。」のであれば、従来政策の計画時の数字等をそのまま使うのではなく、本計画策定時点で、それらを評価・修正したうえで、現実的な積算を行うべき</p>
<p>1990年対比二酸化炭素を6%と削減となっているが、90年と比べると経済情勢等環境変化が非常に大きい。その中で、工場規模を拡大した会社、縮小した会社等があるがそれらに対して、一律に排出総量で6%というのは非常に不公平感が有る。絶対量で削減ではなく、原単位で6%削減といったシステムを考慮していただきたい。</p>
<p>「合理性・透明性をもって見通した活動量」の算定根拠が記載されていないので、客観的に評価できない。原単位についても同様。活動量と原単位の定量的な数字を含む、試算の根拠をすべて明示すべきである。</p>

産業部門に目安としての目標として掲げられている-8.6%の根拠が不明で、それを明確にしてください。また、民生部門の目標数値の大幅緩和の詳細な説明が必要と考える。

民生・運輸部門に設定されている目安としての目標は、これを CO2 排出量で見ると、現状(2002年度実績)から産業部門の倍以上を両部門で削減しなければならないという厳しいものです。本来、産業・民生・運輸の各部門は密接な関係にあり、基本的には相互に連携、協力して対策に取り組んでいくことが必要かつ効果的であると考えますが、仮に各主体の努力の結果民生・運輸部門で未達が見込まれる事態に陥った場合、同未達分を産業部門に割り振ることなく、またその逆の場合も同様、国内対策の各目標や目安は、硬直的な制約とならぬよう、京都メカニズムを積極的に活用すること等により弾力的に運用することが必要であると考えます。

温暖化ガスごとに個別の目標値を設定するのではなく各種ガス排出をトータルで考えて最も効率よく温暖化効果を低減するように方策を採るべき。目標値は固定的なものではなく目安として位置づけ、柔軟に対応できる計画とすべき。

今般、詳細なCO2排出削減見込み値が明示されたことは評価するが、その取組みの費用対効果(円 / CO2 - t)も明らかにされることが、施策の優先順位付けや国民の理解や協力を得る上で極めて重要ではないか。今回の達成計画での公表が困難であるならば、次回見直し時には明示されることが不可欠と思う。また、達成するための費用とその負担者、及び国の分担についても明記すべき。

2002-2005/4 の総排出量実績が加味されておらず、現状対策ケースの総排出量予測は幅をもたせた表現とすべき。

GDP あたり投入エネルギーの各国比等を示し、京都議定書目標がいかに困難なタスクであるか、国民に理解させる必要がある。

各部門における変化要因を明確にし、その上で削減目標を提示する必要がある。

第3章 目標達成のための対策と施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

国の基本的役割として「総合的実施を担う」だけでなく、目標達成の責任を負うと明記すべきである。政府は目標を達成するためにも、特に産業分野での排出量の本格的削減を強力に進める責務があり、そのためには「自主活動」任せでない「企業との目標達成のための協定」-いわゆる規制が求められる。

多様な政策手段の中に“経済的手法”、“規制的手法”という言葉が盛り込まれているが、わが国の産業の国際競争力を弱めるような施策を安易に採用すべきでない。

民生部門への取り組み方として、全省庁の力を出して、民生部門に対して影響力を持つためには環境マネジメントシステム(以下、EMS)など目標を持った主体をそのEMSの間接影響を利用して、津々浦々にまで広げることが重要である。そこで、「第3章目標達成のための対策と施策2 横断的施策」の中に新しい項目として、「取り組み主体の形成」の項を新設し次の内容を入れることを提案する。取り組み主体の形成

国の取り組み全省庁の課レベルで、影響の与えることのできる組織(地方自治体や業界団体、NPO など)に対する働きかけの目標を毎年策定する。「1.EMS を確立し、温暖化にたいする目標を持って活動すること」と、「2.その組織がさらに自身の影響の与えることのできる組織に対し EMS を確立し、目標を持って活動することを求めること」の 2 項目に影響のある組織に求めることを各省庁課レベルの目標の中心に据える。実施した結果を全て公開する。この結果に対するパブリックコメントを求め次期の目標策定に反映する。

地方自治体及び公的機関の役割国レベルと同様に全ての行政組織で国と同様の 2 項目に合わせて、家庭など民生部門への働きかけ含めた 3 点に重点においた目標を立案し取り組む努力が必要である。また、実施結果の公表も努力が必要である。

事業者の役割国レベルと同様に全ての行政組織で国と同様の2項目に合わせて、家庭など民生部門への働きかけ含めた3点に重点においた目標を立案し取り組む努力が必要である。また、実施結果の公表も努力が必要である。

国と地方公共団体が率先して国民・地域住民への啓発活動を推進して頂くことにより国全体としての地球温暖化防止気運を盛り上げ、そのなかで省エネ性に優れた製品の普及を促進することが目標達成のためには不可欠です。したがって、国、地方公共団体の基本的役割として、「率先して国民の意識を高めること、省エネ製品の普及啓発を実施すること」を明記してください。

「1.国の基本的役割」に、国民への情報提供として、「率先して国民の意識を高めること、啓発すること」を明記すべき。

P.20-21 脚注で「省 CO2」について「原子力の推進」が明示されているが、原子力発電には安全性の問題、放射性廃棄物の問題、経済性の問題があり、これらの重大な問題が解決されない限り、「原子力の推進」を盛り込むことは不適切であり、これを削除すべきである。また、「省 CO2」という文言が随所に登場するが、以上の理由から全て「省エネ型」という文言に差し替えるべきである。

<p>P20「温室効果ガスの排出の削減等のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しが不可欠」とあるが、これは現在の我々の生活を否定し、わが国の経済を萎縮させかねない表現。循環型社会をうまく作り上げれば、環境と経済の両立は、必ずしも大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しとイコールではない。削除願いたい。</p>
<p>大量生産・大量消費社会から脱却し、脱温暖化社会に移行していく方向性を明確にし、国民・事業者・自治体などに緊急の取組みを促すことが必要。</p>
<p>本項に「IT社会」の視点を明記すべきである。コピキタスネット社会の実現は、1990年比+6百万トンのエネルギー伸びが見込まれるが、一方-26.5百万トンの温暖化ガスの削減可能性を予測している。</p>
<p>産業界においては、これまでも厳しい規制や情勢に対する回答を技術革新等により乗り越えられた実績が多々あります。産業界は、「苦しい、大変だ」と言いながらも、これまでに幾度となく大きな山を越えてきました。経済産業省にあっては、こうしたことを念頭に、産業界を励ましながらか技術革新を促す施策(時には、お尻を叩いてでも前に進ませる施策)をお願いしたいです。環境省にあっては、「消費者は、ハイブリットカーが割高であってもよく売れる」といった消費活動の背景をもう少し分析してほしいと考えます。何でもかんでも「すぐに税金で」という考えは、現在の社会情勢からは難しいのではないのでしょうか？年金負担金や健康保険の負担金が増え、税控除は縮小されるばかりで、給料が同じでも可処分所得は確実に減っています。新たな税の設置は、産業界でなくとも反対したいです。多くの消費者は、行政の音頭に踊らされて生活サイクルを変えることは難しくても、それに代わる方法で環境への負荷を軽減する方法を選択するだけの知恵は持っていると思います。小池大臣は「省庁間の会話を大事にしたい」と発言されましたが、まさに、こうしたところから、各省庁との協働を行っていただきたく存じます。</p>
<p>国は「政策手段の活用」においては自ら(政府内あるいは省庁間)の意見調整を速やかに行い、より効果的な対策がとれるよう努めるべきと考えます。なお、今回の目標達成計画の作成・公表により、わが国の地球温暖化対策に関する統一的な指針が広く一般に示されることは歓迎すべきことでありますが、地球温暖化対策は「6%削減」などここで設定された数値等をクリアすることのみで完結するものではありません。わが国の近隣には中国のように目覚ましい経済発展を遂げながら、環境対策が大幅に遅れている国も少なくありません。エネルギーの大消費国である米国が応分の役割を果たすことも必要です。地球温暖化対策が地球規模で促進されるよう「国際的連携」を確保することが重要であると考えます。</p>
<p>温暖化問題は、消費行動やマーケティングのあり方にも大きな影響を与えるものであり、単にエネルギーの消費を抑制するという対応では不足。地産地消の経済圏も考慮した、民間の知恵の結集も図るべきで、行政プログラムの押し付けではない。</p>
<p>地産地消については地域バイオマス資源の利用という点で30ページでふれていますが、さらに、地域材など地域で生産される資源を地元で消費し、輸送過程のエネルギーを削減するという点を、20ページの「地方公共団体の基本的な役割」、26ページの「省CO2型の地域都市構造や社会経済システムの形成」の内容として記述すべきものと考えます。</p>
<p>第3章「地方公共団体の基本的役割」一地方公共団体が利己的に排出抑制を推し進めた結果、周囲の地方で排出促進が起こり、国全体で見れば実は改善されていなかったという、いわゆる部分最適化が発生することが懸念されます。地方公共団体同士が連携し、全体として排出抑制が図れるように施策する必要があると考えます。また、部分最適化は「国と地方」でのみ起こる問題だけではなく、「地球全体と一国」というレベルでも発生する問題です。日本が利己的に排出抑制を推し進めた結果、アジア他国で排出促進が起こり、云々という喜劇的結末に至らないように、と願っています。</p>
<p>国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割(P20)：地方公共団体の計画策定において、地方公共団体が「政府の実行計画」の規定に上乗せ強化した目標を掲げることが予想され、事業者が事業所単位で過大な削減目標を課せられることに繋がる懸念がありますので、国、地方公共団体はその点を十分配慮するべきであると考えます。更に、地方公共団体が別途、温室効果ガス排出量報告を義務づけている状況もあり、「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」や省エネ法の定期報告書とともに事業者の事務負担を過度に増大させることも懸念されますので、国と地方公共団体が連携し、温室効果ガス排出量算出と報告の一元化を図り、事業者の事務負担を軽減するべきであると考えます。</p>
<p>地方公共団体以下、温暖化防止活動推進センター、推進員、地域協議会、事業者、国民に対して、一層の取組を促すのならば、対策推進に向けて人が動くための資金調達、資金の使途、コスト面からの対策評価についても明記すべきである。その際、既存の対策資金の流れと評価、及び今後検討すべき資金システム等についても情報提供すべきである。</p>
<p>温暖化対策は、地域住民と公的機関・企業・NPO等全ての主体連携と役割分担によるテーマで市町村等コーディネート主体(企画部門)が重要となり、支援や人員増強・育成を行うべきです。</p>

事業者の役割(p21)では排出量把握には言及されているが、排出量や排出内容に係る情報開示の必要性に触れられておりません。排出抑制措置の推進だけでなく、計画策定や実施状況点検に於いて可能な限り排出量その他の情報開示に努め、事業者自身だけでなく第三者による監査を可能とし国や公政策の策定に資することが盛り込まれる必要があります。

「3.事業者の基本的役割」(p21)において、「(1)創意工夫を凝らした取組」の重要性を前面に記述し、自主性の尊重が謳われていることを高く評価する。「環境と経済の両立」「技術革新の促進」を踏まえ、イノベーションの促進に焦点をあて、事業者の自主努力や創意工夫を前面に押し立てた実効の上がる地球温暖化対策の推進が重要である。21～22頁「3.事業者の基本的役割」の「(3)製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じての環境負荷の低減」について、その重要性に賛同する。その上で、「最終消費財を提供する事業者は……。」とあるが、家電製品等最終消費財を提供する事業者は、既にライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量の把握や情報提供の取組みを進めている。これらをより円滑に推進、且つ拡大するためには、サプライチェーンの中で、素材・部品メーカーや流通等各関係者の情報提供も不可欠である。従って、「最終消費財を提供する事業者は……。」の後に、「あわせて、それら取組みの推進には、サプライチェーンの中での上流から下流への情報提供の仕組みや、消費者における判断や理解の促進も重要である。」と明記すべき。

我が国の省エネルギー技術は世界でも最も進んでおり、今後の省エネ温暖化対策は技術的に可能であってもコストに見合った対応が困難になっています。EUやアメリカと同じ年を基準として温暖化ガスの排出量削減を約束した我が国は、大きなハンディを背負ったことになっています。今後、さらに省エネ温暖化対策を推進するには、採算が取れる様な何らかのインセンティブがなければ、達成目標値は、単なる数字合わせになり兼ねないと思います。運輸部門や民生部門は、もともと省エネ対策であっても費用対効果の小さい分野であり、それほど省エネ化が進んでいない部門です。これらの部門の省エネ効果の期待度は、産業部門と同程度と思っていますが、産業部門では、収益性の高い優良企業や技術開発によって利益を得る企業が社会への還元として温暖化対策を推進している様に、個人や中小企業に対しても、積極的に推進する様なインセンティブを与えるべきだと思いますし、官公庁部門は、ある程度経済性を犠牲にした積極的な取組みがなければ、対策の推進はあり得ないと思います。

我が国の省エネルギー技術は世界でも最も進んでおり、今後の省エネ温暖化対策は技術的に可能であってもコストに見合った対応が困難になっています。EUやアメリカと同じ年を基準として温暖化ガスの排出量削減を約束した我が国は、大きなハンディを背負ったことになっています。今後、さらに省エネ温暖化対策を推進するには、採算が取れる様な何らかのインセンティブがなければ、達成目標値は、単なる数字合わせになり兼ねないと思います。運輸部門や民生部門は、もともと省エネ対策であっても費用対効果の小さい分野であり、それほど省エネ化が進んでいない部門です。これらの部門の省エネ効果の期待度は、産業部門と同程度と思っていますが、産業部門では、収益性の高い優良企業や技術開発によって利益を得る企業が社会への還元として温暖化対策を推進している様に、個人や中小企業に対しても、積極的に推進する様なインセンティブを与えるべきだと思いますし、官公庁部門は、ある程度経済性を犠牲にした積極的な取組みがなければ、対策の推進はあり得ないと思います。

P.21「事業者」の基本的役割:事業者が「自主的に計画を策定し、実施状況を点検する」だけでは、取組みを確実に履行確保できないことから、「国や地方公共団体と協議して計画を策定し、環境 NGO が参加する第三者機関が実施状況を点検する」と文言を修正すべきである。また、「国、地方公共団体の施策に協力する」ではなく、「国、地方公共団体の施策に積極的に取組む」と文言を修正すべきである。

P.22「国民」の基本的役割:「省 CO2 型の生活を選択する」と書かれているが、意識に基づいた行動だけでは温暖化防止社会を築くことができない。国民が選択できるような施策を盛り込むべきである。具体例として、省エネ型製品や高断熱型住宅の販売を促進するために生産者や販売業者に対してトップランナー方式などの規制強化や、製品購入者への補助制度などが考えられる。また、「地球温暖化対策活動への参加」には、温暖化対策に関連した行政計画へのパブリックインボルブメントを保障することを盛り込むべきである。

第2節 地球温暖化対策及び施策

温室効果ガスの施策面では、続く各施策で省エネ法強化を除き、自主的取組みの促進、強化やモデル事業の実施にとどまっているように見受けられ、燃費、建物基準の強化等規制手法や財政面での担保もなく効果に疑問が残ります。34頁での産業部門の取組みでは自主行動計画の実施を望むだけでなく、ドイツ等に見られます様に、目標が達成されなかった場合の政策的な担保の必要性に言及してもらいたいところです。

肝心なのは政策の裏付けである、抜本的な政策強化を盛り込むこと。肝心なのは、数字合わせではなく削減対策を推し進める政策(規制や経済的手法)の裏付けである。

<p>様々な施策が掲げられているが、何一つ担保措置が盛り込まれておらず、取組み例が羅列されているだけである。これらの施策の一覧表示は、「地球温暖化防止行動計画」(1990年)策定以来、経済計画とリンクしていないことや施策を推進するための担保措置がないことが問題点として繰り返し批判されてきたが、何ら改善されていない。施策の重点や優先順位を明確に示し、対策効果の根拠を説明すべきである。</p>
<p>最小のコストで最大の効果を得ることを基本に、費用対効果に優れた対策に重点を置き、総花ではなくメリハリのついた対策を講じるべき</p>
<p>本計画に盛り込まれた対策については、費用対効果に優れた対策に重点をおいて実施すべきであり、当該施策に係る社会的コストについて、更なる検討をお願いしたい。</p>
<p>4年間の限られた時間の中での対策として、各対策の削減目標量到達のスケジュールを詳細に示すことが必要と考える。</p>
<p>本達成計画の適用期間を明確にすべき。第一約束期間とそれ以降の施策が混在しているので、第一約束期間の施策を中心に記載すべき。</p>
<p>1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p>
<p>(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策</p>
<p>エネルギー起源二酸化炭素</p>
<p>今後の経済状況によっては絶対量目標の達成が困難なこともあり得る。エネルギー原単位やCO₂排出原単位の改善に重点を置いていることは、現実的な選択であり評価できる。原単位の改善を評価する効果的な仕組みが必要である。</p>
<p>エネルギー起源二酸化炭素の5つの基本的考え方のうち、「原単位の改善に重点を置いたアプローチ」については賛同するが、その中で、原子力発電の推進や新エネルギーの導入は、エネルギー供給部門の二酸化炭素排出原単位の改善を図る役割は勿論のこと、それ以前に、エネルギー供給側の戦略として、「エネルギーセキュリティと環境保全、経済性の3つの観点から総合的に判断していくなかで、中長期のスパンで、原子力利用、新エネルギーを国策で積極的に推進していくことを明確に位置づける」ことが重要である。</p>
<p>温暖化対策の柱は温室効果ガス排出量の総量削減であります。排出量に過度に重点を置くと対策の手法が総量規制的な方向に向かい、民間の自主的な取り組みを阻害する恐れがあると考えます。技術革新への積極的な取り組みを促すとの見地からも、原単位の改善に重点においたアプローチに賛成いたします。</p>
<p>京都議定書が総量削減であることを忘れてはならず、原単位改善(効率向上)と総量削減は両方必要である。</p>
<p>原単位が改善されても活動量が無原則に増加すれば排出総量が抑制できない。原単位を改善しつつ活動量増加にどのように対処するかという視点を、基本的な考え方又は具体策においてより明確にする必要があるのではないかと。</p>
<p>省エネルギー(原単位の改善)が極めて高い効果をもつのは、大量生産大量消費型の社会においてであり、循環型社会は、その社会システム自体が省エネ省資源なのであり、システムに組み込まれる産業の持つ一手法が省エネであっても、大量生産大量消費型社会のそれほど高い効果を持つものではありません。したがって、「原単位の改善」が重点を置くべきアプローチ手法足りえるのかどうか、疑問も感じます。</p>
<p>需要側の努力とエネルギー供給側との連携による二酸化炭素排出削減こそ、「主体間の垣根を越える」の趣旨に沿ったものであり、そのような場合の評価をどうするか、エネルギー消費当たりの原単位のみで論じられないことをコメントしておくべきである。</p>
<p>需要対策に重点を置いた需給両面からのアプローチ(p23)「世界の模範となる省エネルギー国家」とあるが、具体的な中身が示されていないことからこのような抽象的な文言は削除すべきである。</p>
<p>ライフサイクルアセスメント(LCA)の考え方が導入されていない。新たな装置を導入した場合を例とすれば、装置の製造、廃棄までを想定し供用年数(または総エネルギー発生量)から排出量原単位を公平に評価する必要がある。それらのLCAの結果から、どの対策・施策が有効であるか検討する必要がある。</p>
<p>対策全体像(p25表5)の内、施設・主体単位の対策の「オフィス・店舗の業務施設の省CO₂化」、「家庭の省CO₂化」に、「高効率機器(トップランナー基準適合機器)の普及促進」を明記するか、或いは、機器単位の対策の「業務・家庭部門の機器単位の対策」に、運輸部門と同様に高効率機器(トップランナー基準適合機器)の普及促進」を明記すべき。</p>
<p>国として今後行う具体的な対策内容を記載していただきたい。業界任せで国としての自覚を疑う内容である。</p>

ア. 省CO ₂ 型の地域・都市構造や社会経済システムの形成	
a. 省CO ₂ 型の都市デザイン	
	企業が工場内で低圧スチームあるいは温水/冷熱を生成し外部に供給するまでは比較的容易であるが、地域への供給インフラの構築に膨大な費用がかかること、地域の理解・協力が必要なことから企業単位で実行することはほぼ不可能。官民学の共同検討が必要。
	「都市計画制度の活用」とあるが、地域冷暖房などエネルギーを面的に用いれば省エネルギーになることは以前より言われていた。なぜこれが普及しないのかは、建物が時間的・空間的にばらばらに整備されて来たために地域冷暖房が経済的に成立しなかったことによるものであり、「面的利用を可能にする都市計画画面での配慮」と、より具体的に書くべきと考える。
	都市部における地域冷暖房システム導入促進と熱供給事業の発展拡大における規制緩和策、助成金制度の拡充をお願いしたい。
	温室効果ガス排出量削減目標を達成するにあたり、エネルギーの面的な利用の促進を第一に位置付け、地域冷暖房の積極的な導入・普及をビルオーナーやテナント、エネルギー事業者の垣根を越えた協力と建物利用者等の需要者の理解の向上推進を明記したことを評価する。エネルギーの面的な利用促進の観点から、各主体間の連携、需給両面での対応を我々都市ガス事業者、国民が、よりいっそう推進できる制度、インフラの整備を更に積極的をお願いしたい。
	都市緑化等の推進について「既存の民有緑地の保全」だけでなく、「既存の公有地や民有地の樹径30cm(50cm)以上、もしくは樹齢50年以上の樹木は伐採してはならない」「建物建設や公園整備の際は既存の樹木はそのまま残して設計する」の方向性を強く打ち出して欲しい。また、当方の地域(文京区)では、民有地よりむしろ保護指定できない公有地の方が、無規制に乱伐され払い下げられたりしている状況があるので、公有地もしくは準公有地も対象に含めるべきと考える。
	最も身近な公的セクターの役割は、教育や調査だけでなく、実質的な緑地保全や建設の規制、税源移譲や新税投入による緑地保全・緑化への助成なども含めていただきたい。
	都市の植樹活動などのような仕組みを作り、その本数が議定書の目標達成に直接反映される必要があるようにも思います。
	面的利用の促進については、現状より省エネになる等だけではなく、最大の効果となるように「トップランナー」方式等を導入して、厳しく管理していく必要がある。都市部で化石燃料を燃やす燃焼機器を設置することは、排ガス・排熱放出によるヒートアイランドの促進等、都市環境の悪化につながる。
	「エネルギーの面的な利用の促進」は「エネルギー利用効率が最も高くなる面的な利用の促進」に改めるべきである。地域冷暖房でも、利用方式によって効率に大差があり、低効率な面的利用ではむしろ面的利用しない方が良い。特にコージェネレーションの廃熱利用を周辺建物で行うことを行政的に推奨すると、周辺建物へのより高効率なヒートポンプ等の導入を妨げて地域全体のエネルギー利用効率を悪化させる懸念がある。真に効率が最高と言える面的利用の効率基準を設け、それに合致したものを推進すべきである。
	忘れられている光害防止を推進して欲しい。二酸化炭素排出量抑制の他にも、様々な効果が見込めるが、忘れ去られているようだ。
	エネルギーの面的な利用によるCO ₂ 削減ポテンシャルについて、分散型エネルギーの排熱利用が効率的に行われているか等の検証がほとんど行われていない現在、「地域における大きな省CO ₂ 効果を期待し得る」という当計画の記述はやや過大な期待が込められている印象が強い。総合エネ調需給部会の報告書の記述に合わせて、「地域におけるCO ₂ の低減に結びつくことが期待される」と修正すべき。
	これまでの東京一極集中など過度な都市化の進展が生活環境の悪化やエネルギー利用の非効率化をもたらしてきたと言えるが、国土計画や都市政策の失敗に対して総括を行い、政策の転換を行うべきである。それなしに過度な都市化が一層進展するのであれば、脱温暖化社会を築くことは到底できないだろう。
b. 省CO ₂ 型交通システムのデザイン	
	環境的に持続可能な交通(EST)とは、温暖化にとどまらず大気汚染問題・生態系保護など全ての環境を持続させるという交通体系のことで、OECDなどの国際機関でも推奨されている21世紀世界の国家交通戦略の根幹をなす概念である。だが、この目標達成計画でTDMなど他の施策と同列に扱われており、日本の国家交通・環境戦略におけるESTの位置づけが不明確である。本来ならば、日本の交通政策戦略の中でのESTの位置づけを明確にした交通デザイン像を明らかにし、その上で議定書目標達成計画を立てなければならない。目標達成計画ではESTの先進地域を募集するとしているが、募集するならばまずは交通政策におけるESTの位置づけを明確にすべきである。

<p>(1)公共交通、自動車と分けて考えず、交通需要全体のなかで、機関分担率をどうしていくのか、総合的な視点から対策を並べることが必要。(2)「環境的に持続可能な交通(EST)の実現」において、先導的な地域において事業を進めるとあるが、そもそもESTは概念であり、先進事例の集積によって構築されるものではない。ESTの実現に向けた地域による対策はもちろん必要だが、まずは、日本全体としてのESTビジョンの構築・共有が必要である。例えば、「循環型社会」について、最上位の法律を定め、白書等によって情報構築と共有を図り、地域において実現を目指すプロセスをとったような方法が考えられる。</p>
<p>自動車等によるCO2排出量の削減について、エコドライブのために、メーカーに燃費表示を導入させることが必要と考える。</p>
<p>アイドリング・ストップ等のエコドライブやクリーンエネルギー自動車の普及など総合的な対策をより積極的に推進していただきたい。</p>
<p>大型自動車、バスのアイドリング禁止法の制定、罰則の制定など。罰則金を環境問題の財源とする。</p>
<p>客待ちタクシーのアイドリングストップ規制を設け、余分なCO2及びNOXを発生させないよう一石二鳥の規制を提案する。</p>
<p>アイドリングストップの実態を見ても実行しているのは一般車両ではなく営業車両の一部であり、一般車両については個人の危機感がなければまず実行する人間は皆無。</p>
<p>公共の交通機関を充実させ、その乗り換え地点に無料の駐車場を設置する。中心部に乗り入れた車の駐車料金は高額にする。公共の乗り物は、自転車ごと乗れるようにする。</p>
<p>省CO2型交通システムとしてLRT(Light Rail Transit)等の公共交通機関の整備については、原寸大のモックアップなどの啓発活動等を支援補助の対象とすべき。</p>
<p>閑散地域における公共交通機関は、経済性が悪く整備は難しい。このため、ガソリン代が高くなっても自家用車の多用は避けることができない。そこで視点を変え、公共交通機関へのアクセス地点の整備をしてみてはどうか。(案)電車・路線バス発着場の近傍における駐車場・駐輪場の整備。</p>
<p>道路を造れば結局温暖化ガスの排出が増えるので、道路の新設は止める方向にするべき。鉄道利用による運送などがトラック輸送に替わるべき。不要不急のマイカー利用は温暖化に寄与する、と宣伝してマイカー利用を減らすべき。温暖化対策費をバスや電車事業者に補助して、利用料負担を減らす、公共交通利用料は税金控除の対象とする、など。</p>
<p>ドイツ等の西欧諸国の都市では、中心部への自動車乗り入れは大幅に規制されている。市内部にはスマートな路面電車が通行しており、それに乗車するための郊外駅には駐車場、駐輪場が完備されていた。日本もこうした交通政策を導入する必要がある。</p>
<p>交通需要を削減するためには、公共交通機関の整備を行う必要がある。それとともに、自動車利用を抑制するために道路建設を縮減すべきである。そのためには、現行の道路特定財源の廃止を含めた抜本的な改革や道路関連のエネルギー税制のグリーン化を実現するように施策を盛り込むべきである。また、公共交通の整備・TDM 施策・自動車利用制御は個別に行うのではなく統合された一つの計画のもとで施行しなければ、温暖化防止に向けた交通のデザインは実現しない。交通計画においては、都市計画や土地利用計画との統合を行うべきである。</p>
<p>国の定めるある一定基準を守る運送業者の、高速道路利用料を無料または割引してはどうでしょうか。</p>
<p>「環状道路等幹線ネットワークの整備、交差点の立体化、連続立体交差等による踏切道改良等を推進」とありますが、快適な自動車環境づくりは、二酸化炭素削減効果よりもむしろ、より多くの自動車利用、「クルマ中心社会」を生み出すと思われます。道路整備においては、より自転車に乗りやすい道路整備等を行うべきであると考えます。国民の身近な脚として定着している『自転車』について駅前公共駐輪場の整備や駅前レンタサイクルの完備等が必要になってきます。また排出量が急成長している航空機に関しては、具体的な対策が見られない点も再検討願います。</p>
<p>運輸部門の排出量増加の要因を踏まえ、自動車の需要抑制対策を導入した上で単体対策を進めるべきではないか。</p>
<p>c. 省CO2型物流体系の形成</p>
<p>モーダルシフト、トラック輸送の効率化等物流の効率化の推進CO2排出量の少ない輸送への転換を促進することに異論はないが、一律にモーダルシフト推進を唱えることには反対である。モーダルシフトはコスト削減の視点から考えると、これ以上進展は出来ないように思う。今後、二酸化炭素削減とコスト削減が両立していけるのか疑問に思う。</p>
<p>地方に住んでいると車が無いと移動が不便(意識はあるが行動には移せない)これと同様にモーダルシフトは社会システムを変える必要があり、非現実的。鉄道会社も国鉄ではない。無理では？</p>

<p>既に、各企業はコスト削減のため精力的に効率化を推進してきており、省エネルギー計画の目標策定等にその評価を反映していただく必要があると考えます。モーダルシフトを推進及び実行するためには、航空、港湾、鉄道等の貨物ターミナル、大型トレーラー等が使用可能なインフラの整備が先行して完備されていることが必要であり、また、推進利用者には割引や低使用料金等のインセンティブを付与することも必要であると考えます。また、荷主は買手の意向により配送していますが、買手の商慣習改善、例えば車種指定、時間指定、小口多頻度納入等も同時に考慮することが重要であると考えます。特に、荷主に対するモーダルシフトやトラックの効率化の推進は、上記の先行した改善及びこれらに派生する諸規制の一層の緩和が実施されないと困難であり、有意な省エネルギー計画の策定及びその実行も難しいと考えます。</p>
<p>海上輸送へのモーダルシフトの推進には、海陸一貫輸送システムの構築の為の支援(税制措置、規制緩和、インフラの整備)が必要と考える。</p>
<p>現在、荷主企業が環境報告書などで公表している物流における CO2 排出量は、根拠となるデータの抽出方法、CO2 算定方法、対象範囲などが統一されていません。したがって、この点について標準的方法を定めて各企業のデータを正しく比較できるようにする必要があります。また、荷主、物流事業者とともに物流のあり方を決める上で重要な位置を占める顧客の役割が明確になっていませんので、的確な役割を定めるべきであると考えます。</p>
<p>輸送モード間の情報連携・旅客輸送における「駅スパート」のような便利な仕組が、貨物輸送にはない。不必要なものまで運賃の高い緊急輸送したりしている実態にある。輸送ロット(量)やリードタイム(到着期限)によって最も安く適切な輸送モードが選択できれば、無駄な輸送が減る。</p>
<p>早期に物流効率化に努めた企業が不利にならないよう、(基準年からの削減だけでなく)基準レベルを示してそれを達成した企業は削減義務を免除されるなどの配慮をお願いしたい。</p>
<p>荷主側だけの判断で物流形態の変更が可能なものとは、自社事業所間の物流に限定されるように思われる。製品物流は、製品売買におけるサービスという財の提供であり、従来の商習慣を鑑みて、物流形態には買手の意向が深く影響する。即ち、物流業者と荷主だけでなく、買手(受け取り側)の連携も加えられるべきである。</p>
<p>無理な運行をさせず、ゆとりある輸送を実現する。</p>
<p>企業が行う鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組について、企業の商品、カタログ等消費者に添付するエコルールマーク事業に支援、配慮願いたい。</p>
<p>d. 新エネルギーの面的導入やエネルギー融通の促進</p>
<p>天然ガスコージェネの導入にはパイプライン等のインフラ設備が必須条件です。しかし、当設備の導入を希望したとしてもインフラが無いために実現不可能な地域があります。このような地域については基盤整備や補助金制度など何らかの措置を講じて戴きたい。</p>
<p>マイクログリッドは、単独で自立発電が困難な自然エネルギーによる発電が、電力系統に悪影響を及ぼすことを避けるためのネットワーク構築を目的に提唱されているものであり、化石燃料によるコージェネシステムを中心にマイクログリッドを形成することは本来の目的と異なることを踏まえるべき。</p>
<p>分散電源は不安定であり、安定供給を行うためには必ず基幹電源が必要である。LCAで比較した資料等も無く、マイクログリッドは現在実証試験中であり、省CO2であるかどうかの結論は出ていない。</p>
<p>CO2排出量削減を図るためには、天然ガスコージェネレーションや燃料電池をはじめとする分散型エネルギーの普及拡大により、大規模集中型と分散型のベストミックスによるエネルギー供給システムの最適化を進めていくことが必要である。</p>
<p>大規模エネルギーシステムではなく小規模かつメンテナンス性の良い「地域密着型」「地域自立型」のシステムが良い。コージェネや風力発電などは事故やその被害の心配も少なく、バイオマスは温暖化対策と同時に過疎地の産業育成にもなる。</p>
<p>分散型電源は技術的な課題を踏まえつつ導入するとあるが、技術開発・実証試験・基準作り等の取り組みを国が率先して実施することで、一刻も早い導入を実現するとともに、分散型新エネルギーネットワークを世界に誇れる技術として育てていくことが重要。</p>
<p>エネルギーの効率的な面的利用システムとして、コージェネレーション等の化石燃料の燃焼機器が都市部に分散して導入された際には、一方で、NOx等の排出による都市生活環境の悪化や排熱によるヒートアイランド等、都市環境に様々な影響を及ぼす可能性がある。導入の際には、単純にエネルギー効率や地球温暖化だけでなく、都市生活環境に及ぼす様々な影響度合い等について十分に検討を行い、慎重に対応すべきと考える。</p>
<p>分散型新エネルギーのネットワーク構築意見:マイクログリッドは、電力の基幹系統に悪影響を与える。マイクログリッドを形成する構築は反対である。</p>

イ. 施設・主体単位の対策・施策
a. 産業部門(製造事業者等)による取組
産業部門でのCO2排出量の削減は、LCA的な観点から評価されるような仕組みの検討を行うべき。
産業部門の自主行動計画については、「自主性に委ねられるべき」と書いていることは大いに評価される。経済の弾力性を奪い、起業を疲弊させるような規制的な措置は取るべきでない。
産業界は省エネの取り組みを従前より実施しており、今後も自主的に実施するでしょう。またCSRの観点から経済合理性以外の判断基準で一層の取り組みを行うものと思われます。国は民間の力を信じ、そのバックアップに注力すべき
これまで産業界が夫々の専門性をもって取り組んできた活動が効果を上げていることから、全国一律の規制が必ずしも唯一有効な手段でないことを示している。今後も国と産業界が効果的に連携することが肝要。まずは自主的取り組みを援助する仕組み作りが重要である。
「透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう」を削除すべき。自主的な取組を阻害することになる。「目標が達成されるように支援するために」追加すべき。
日本経団連に参加していない業界団体や事業者も、その業界や事業者の活動にあった自主行動計画の策定を進めることが有効です。
産業部門は、熱心に省エネに取り組んできたが、未だ大きく省エネを進められる余地が残っている。省エネコンサルティング等を計画に取り入れて奨励すれば、普及が促進され、大きな省エネ効果が期待できる。もっと国から金銭的支援を注ぎ込み、単独での省エネや他企業とのインテグレーションでの省エネを図るべき
抜本的な省エネ法の改正がありますが、十分な対応が取られていない。経済産業省と環境省が連携強化して省エネ法の定期報告書を適正に拡充し、有効な活用システムを構築してもらいたい。省エネ法の工場・事業場措置の強化エネルギー効率の年1%改善の努力義務を例えば2%改善などに引き上げ義務化すべき(ただし、設備更新時にまとめて効率向上することを配慮し、毎年2%でなく、例えば5年で10%などでも可とする)
地球温暖化対策推進大綱では、産業部門のエネルギー起源CO2排出目標が7%削減と設定されているが、2002年時点で1.7%削減にとどまっている。大綱の目標から見れば大きく削減量が不足しているにもかかわらず、「事業者による自主行動計画はこれまでのところ成果を挙げてきており、産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすものである」とするのは、日本経団連「環境自主行動計画」を過大評価しており、全くの事実誤認である。この文言を削除すべきである。また、自主行動計画のメリットばかりが強調されているが、政策にはデメリットがあるのは当然のことであり、デメリットについても併記すべきである。自主行動計画のデメリットとして、自主宣言であるために履行確保措置がないこと、政府と協議していないために数値目標が弱められていること、計画に対するレビューの透明性や信頼性が確保できていないことなどが多くの論者から指摘されている。これらのデメリットについて何ら説明がないのは産業界にとって都合の良い部分のみを取り出した一面的な評価と言わざるを得ない。
自主計画任せにすべきでない。今後も自主行動計画を達成計画に位置付けるのであれば、対策を強化させ、その対策量は政策で100%担保すべきである。具体的には、協定化、キャップ&トレード方式の国内排出量取引制度などを検討すべき。
自主行動計画を政府との協定化という規制手段にすべきとの意見が一部にあるが、産業界の自主性を損なうものであり反対する。
環境自主行動計画の策定と目標設定は大変評価できるが、日本経団連の自主行動計画は、個別業種毎に目標を細分化しているものではなく、産業界が一体となって達成を目指すものであり、個別業種毎の目標の記載は好ましくない。引き続き自主行動計画を着実に推進することが重要だと思われる。
自主行動計画について、個別業種毎の目標の記載には反対。自主行動計画は個々の業種・企業ではなく、産業界が一体として各業種が補い合う仕組みになっている。今後も維持すべき。経団連が自主行動計画に未参加の業界への参加の働きかけを行っている最中に、個別目標を計画に位置付け、担保させようとする姿勢を示せば、新たに参加する業界は現れない。
自主行動計画は既に産業界では自主努力の結果、かなりの成果をあげている部門もあり、新たに業種別の目標を設定した場合、企業の活力が失われるおそれがある。その結果、企業の競争力が無くなり、再び不況になる恐れがある。その前に運輸、業務その他、家庭部門など、対策が遅れていると思われる分野でもっとやるべきことがあるはず。
旧来の効率が悪い集魚灯は、将来的には全面禁止すべきだと思われます。

	<p>省エネルギー法改正に関し、事務的な労力負担増にならぬよう配慮を望む。熱・電気の一体化はよいが、熱エネルギー管理士と電気エネルギー管理士の資格を一人が有することは至難の業であり、夫々1名おれば運営できるようにしていただきたい。</p> <p>産業界の民生・運輸部門における取組：荷主に対して省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告を義務付けるのは、輸送サービスの内容を把握できない荷主は無理な作業であり、その有効性が発揮されないと考える。</p>
b. 運輸事業者の取組	<p>タクシー会社の管理者。深夜の官庁街には大排気量ガソリン車の個人タクシーばかりが何時間もアイドリングを続けて待機しています。そこで是非、首相の指導力で、せめて政府機関はグリーン経営のステッカーのある車を選択して利用するようにさせて下さい。タクシーの乗務員はそういったことに非常に敏感です。乗務員から指摘されれば経営者も動かざるを得なくなります。</p> <p>タクシー業者に対して、省エネルギー法などで燃料使用量の報告等を義務付ける際にはITなどの技術を活用し、集約の省エネルギーを図った上で1人1車事業者も同等に取り組む必要があります。</p>
c. オフィス・店舗等の業務施設の省 CO2 化	<p>「BEMS の普及」については、「普及を図るため、導入支援を行う」だけでなく、「グリーン庁舎の整備における率先取り組みをモデルに、行政、事業者等による普及促進ロードマップを策定し、課題と普及促進に向けた関係者の役割分担等を明確にしていくこと」も重要である。</p> <p>ESCO 事業をもっと多様化すべき。ESCO 事業について触れられているのは、住宅の省エネ部分のみであるが、民間企業の省エネ実施をサポートすべき。ESCO 事業による省エネ推進が項目として抜けているのは推進本部の大きな手落ちである。政府として ESCO 事業を発展させる工夫をすることを要望する。</p> <p>ESCO 事業による省エネ推進が省エネ投資の本命です。ESCO 事業は、省エネ投資が回収でき、回収した投資を次の省エネにまわせる。このような打ち手の小槌のような事業形態をもっともっと使えば省エネのネタはいくらでもあるはずである。</p> <p>業務用ビルの ESCO 事業の促進などを義務づける制度も検討されるべきである。北欧の国々で行われているような、電気の熱利用を地域熱供給(天然ガス・バイオマス)へと転換するような政策、また、新規建築物の電気暖房の禁止などという規制措置が必要である。業務用ビルに、省エネ基準を設け、規制を導入することも大きな効果がある。</p> <p>業務その他家庭部門についての実効性即効性のある対策に乏しい。温室効果ガスの排出量が急激に増加している業務その他家庭部門においてこそ、確実に排出量の削減に繋がる施策の導入が必要である。</p> <p>住宅・建築物については、(1)新築よりストックが圧倒的に多いので、ストック建築物および住宅の省エネ強化に力を入れるべき。(2)脚注 21 は削除すべき。断熱部位の熱抵抗が一定のときには当てはまるが、断熱部位の厚みが一定で比較する場合には必ずしも当てはまらない。フロン発泡断熱材の方が、断熱性能が優れているので、ノンフロン断熱材より使用期間中の CO2 排出量は少ないという計算結果を示した海外文献がある。46 ページの発泡断熱材のノンフロン化を一層促進するという記述だけで十分である。</p> <p>店舗内の光量は特に規制しやすいのではないか。規制しなければ明るさを競うようになる。店舗の光量を規制すべきだ。</p> <p>省エネ法が改正され、「電気」と「熱」をセットで見ようになり、企業は省エネが進むと思うが、インパクトは小さい。ビルなどは間借であり、指定しても、原単位の改善につながるかどうか不明確。(商売するのに電気を消して、商売するのか?等)。住宅も、何度も買い換えられるものではなく、スパンが長いものだから、人口が削減方向の中、数年で結果は出ない。</p> <p>業務部門は CO2 排出量を大幅に増加させていることから、抜本的な施策が必要である。自主行動計画のような「事業者の自主性」だけでは、対策を確実に推進できない。建築物の断熱基準の規制を設けて建築物の省エネルギー性能を向上させること、省エネ法の定期報告や中間報告を全て一般公開すること、政府との間で自主行動計画に新たな数値目標を策定することなどを施策として盛り込まれるべきである。</p> <p>約2割を占める業務その他部門に対するエネルギー起源二酸化炭素の排出削減の具体的施策に乏しい。都市部のオフィス・店舗等の業務施設では、賃借して業務を運営している者が電力を主たるエネルギー消費者であることから、オフィス・店舗等の業務施設の利用者に対しても省 CO2 化の責務を訴えるべきだと考える。</p>
d. 家庭の省 CO2 化	<p>「HEMS の普及」についても、「普及を図るため、導入支援を行う」だけでなく、BEMS 同様に、「行政、事業者等による普及促進ロードマップを策定し、課題と普及促進に向けた関係者の役割分担等を明確にしていくこと」が重要である。</p>

P34「世帯数の増加が次第に緩やかになっているにもかかわらず」、という表現は、「エネルギー消費量の増加」の全ての責任を「家電保有台数の増加等」に転嫁せんがための誘導的な表現であり、現に総務省の調査でも世帯数が90年の4115万世帯から2003年の4926万世帯まで約20%増加しており、この現実を無視した不公正なものである。さらに、省エネに十分配慮された家電製品であれば台数が増加してもエネルギー消費量を削減できる可能性がある。「家庭部門の二酸化炭素排出量は、世帯数の増加や省エネ対策が十分に進んでいない従来の家電保有台数の増加などにより1990年度比で約3割増大している。」に改めるべきである。

建築物や住宅の性能における省エネルギー対策に、建築物建造時や建築資材製造時の省エネルギー対策が欠落しています。吸収源対策のために木材利用の推進が謳われていますが、木材と非木材とを比較すると、資材製造時、および建造時の温室効果ガス排出量は、木材使用時が格段に少なく、さらには長期的に温室効果ガスを固定することができます。したがって、資材の調達から解体・廃棄までのいわゆるLCA的な評価手法が不可欠であり、その評価に基づく木材利用推進を図ることで、温室効果ガス排出量の削減に取り組むことが重要です。

家庭部門の排出削減のためには、住宅の省エネ化を促進する支援措置を早急を実現することを求める。とりわけ、新築住宅の断熱性能はただちに規制化すべきである。

住宅に関し、具体的な削減計画がなく民間の自主行動に頼っているのは問題。断熱基準や断熱材に対して明確に法制化し、補助金等も含め具体的な政策を織り込むべき。

新築物件の早期な省エネ化、具体的には100mm以上の断熱による外断熱工法の採用と窓の性能強化、換気システムの高効率化で消費エネルギーが1/3に出来ます。また、建物の寿命も大幅に長く出来る外断熱工法は、ゴミの問題も解決しLCCO₂においても高い性能を示しております。これらに誘導する為税制の優遇を検討いただいてはどうでしょうか。外断熱工法の場合、固定資産税を数年間免除、減価償却年数を躯体100年、減価償却費の償却額を200%優遇としメリットを明確にする事を望みます。これらの内容は断熱改修にも応用できると思っております。また、正しい外断熱工法を広める為には欧州で一般的な建築物物理による検証が必要です。一級建築士制度と同様の物理建築士の創設も考える必要が有ります。欧州ではこれらほぼすべてについて実績が有りますのでモデルにしては如何でしょうか。断熱の話は寒い地域の物ではない事は学べば解る事と思います。

エネルギー消費の増加が著しい民生部門においては、住宅での高断熱化の推進が有効であり、政策的に一層の支援により効果が期待できます。増税等による景気後退への懸念の中で、住宅関連投資を誘発するもので、温暖化対策と景気対策の両立が可能な政策です。高耐久・省エネ住宅取得(改修)ローン控除、高耐久・省エネ住宅建替え補助金制度、高耐久・省エネ住宅ローン返済期間延長制度など、これまでに以上に政策的な推進を御願いたします。

省エネ法改正による省エネルギー措置の届出といった義務規定よりも、経済インセンティブを与える方が効果的。一定の省エネルギー基準を満たす住宅は固定資産税を減免するといった政策を考えるべきではないか。

家庭部門における省CO₂対策……年間平均的家庭で3.4tCO₂排出……この2割削減を実施しましょう。目標値を定め、国民の目に見える形でカウントダウン表示をして欲しい。

温暖化対策には、増え続けている民生部門の排出量をいかにして抑えるかが大切です。「苦しくない」「我慢しないで良い」それどころか、「トクをする」「より健康になる」ような非常に有効な対策があることを知ってもらう事が大切です。

e. エネルギー供給部門の省CO₂化

エネルギー供給部門の省CO₂化で「安定供給」と「環境保全」の2要素しか表現されていないのは問題。「経済性」についても明確に記載すべき

エネルギーのほとんどを外国に頼っている日本では、どのエネルギーも重要。全てのエネルギーを、環境、燃料の安定的な確保、更には安く供給して安定的に経済発展が行えるよう総合的なエネルギー政策が必要であると考えます。

天然ガスは他の化石燃料に比べてCO₂排出量が少ないことから、石炭・石油等から天然ガスへの燃料転換を進めていくことは、CO₂排出量削減のために大変有効である。石炭・石油等を燃料とする産業用・業務用ボイラー、工業炉等において、天然ガスへの燃料転換を進めていくための積極的な施策を引き続きお願いしたい。

<p>我々都市ガス事業者は省エネ、省CO₂排出に取り組んできており、一定の成果をあげている。今後も継続的に推進していき、目標を達成しなくてはならないが、現段階においては、目標である温室効果ガス排出量を1990年度の6%減とすることは、中小企業にとっては、大きな負担となり、経営の圧迫を伴うことが予想される。各主体が創意工夫により対策を実施するだけでなく、税制の優遇等、取組を更に推進できる制度の整備を検討して頂きたい。また、CO₂削減が進んでいない民生・運輸部門において、天然ガス自動車の導入促進のため、これまで以上の導入支援を検討して頂きたい。</p>
<p>天然ガスシフトは、日本にとってエネルギーの安定供給、温暖化対策の両面で有効かつ即効的であり、加速化に多に賛同する。とりわけ天然ガスコージェネの導入は炭酸ガス削減に有効と考える。二酸化炭素排出量削減に効果がある高効率ガス吸収冷温水機やコージェネなどの排熱利用機器を普及させるために導入支援制度の継続、拡大を要望する。</p>
<p>天然ガスの普及の推進は、温室効果ガス排出量削減目標を達成するためにも積極的に行っていくが、これまで以上の普及への支援を願うと共に、需要者である国民に対しての積極的な天然ガスシフトの働きかけをお願いする。・温室効果ガス排出量削減目標達成に大きな役割を期待する燃料電池については、早期に広く普及させるための、税制、費用補助等の積極的な支援を期待する。</p>
<p>天然ガスコージェネレーションのCO₂排出量削減効果は非常に大きく、その普及拡大や技術開発のために、これまで以上の制度・財政両面にわたる積極的な支援が引き続き必要である。</p>
<p>都市の夏場の冷房需要は都市への機能集中もあり年々増加している。電力負荷平準化には蓄熱システムやガス冷房の普及が有効であり積極的な推進を図るべきである。</p>
<p>ガス空調は特に業務用分野における電力負荷平準化に寄与するだけでなく、省エネルギーの推進および天然ガスの普及促進にも貢献できるため、今後とも普及に向け支援をお願いしたい。</p>
<p>天然ガスは環境負荷が低く、他の化石燃料と比べクリーンなエネルギーであるが、過渡的な依存は燃料高騰などによる影響を受けやすく、経済への影響も懸念される。「エネルギー基本計画」及び「環境と経済の両立の原則」に十分に照らし合わせて、エネルギーセキュリティに配慮して慎重に扱う必要がある。</p>
<p>「天然ガスシフトの推進」は「化石燃料燃焼利用における天然ガスシフトの推進」に改めるべきである。天然ガスコージェネは発電を主目的に導入されるケースが多く、発生する電力が置き換える系統電力の起源は非化石および天然ガスが半分以上を占めており、天然ガスシフトの意味を為していない。むしろこうしたコージェネの導入が原子力や大規模高効率天然ガスコンバインド火力の導入を妨げ、温暖化対策の足を引っ張っている。</p>
<p>米国やアジア(とりわけ中国など)で需要が急増すると見られる天然ガスへの過度の依存は、エネルギーセキュリティの面で問題が生じる可能性があるため、慎重に対応すべき。</p>
<p>天然ガスの利用は、結局は化石燃料に依存し続けることに変わりはなく、資源の賦存量、国際市場での我が国の既に高い市場シェア、輸入依存度を考えても、自然エネルギーや原子力などの非化石エネルギーと同等に扱われるべきではなく、寧ろ短期的な繋ぎの対策として捉えるべきであると思います。天然ガスを使わざるを得ない場合にその効率の利用を進めるべきであるのは、石油など、その他の化石燃料と同じであると思います。</p>
<p>コージェネを推進する事は良い事かと思えます。が、それは本当に熱の有効利用出来る物に限るべきと思えます。</p>
<p>コージェネレーションについては、発電時間帯と熱利用時間帯とが必ずしもマッチしないため、安定的な温暖化対策として期待できるものではない。</p>
<p>天然ガス冷房は電力の負荷平準化に役立つが、小規模な排出源を増やすこととなり、密集した都市部においてはヒートアイランド現象など環境悪化を招く。大規模で高効率な設備で低減を図ることがより有効である。</p>
<p>天然ガス以外の施策を講じるのではなく、全てのエネルギーを如何に効率的に利用するかという法体系(例えばエネルギー高度化利用促進法)を考えるべきではなからうか。</p>
<p>明らかにCO₂排出削減面でヒートポンプ方式に劣るコージェネレーションやガス冷房を、天然ガスシフトや電力負荷平準化を理由として普及を図ることは、CO₂対策として方向を誤っている。寧ろ、「火力発電の熱効率のさらなる向上」をコンバインドサイクル発電で追求し、「蓄熱システムの普及促進」で電力負荷平準化を図ること、に施策を集中すべき。</p>
<p>「ガス冷房」の削除。ガス冷房は補機電力消費が多く、経年劣化による効率低下もあって実効効率が悪く、電動ヒートポンプに比べてCO₂排出量が多いため、温暖化対策としてふさわしくない。</p>
<p>安全確保を大前提として原子力発電の推進に賛成である。国民の理解が早期に得られるよう官民協力し、積極的な努力により原子力利用率の向上、核燃料リサイクルの確立等に取り組んでいただきたい。</p>

原子力発電の推進は、エネルギーセキュリティの観点から重要であるとともに、我が国にとって数少ない現実的な温暖化対策である。このことを国が認識し、国民の理解を得る活動を促進することを明記すべき。
原子力は資源小国である日本にとって、純国産エネルギーであり、エネルギーセキュリティ確保の観点からも不可欠。CO ₂ を排出しない発電方法である原子力は温暖化対策にとっては強力な方策であり、現実的には日本の6%削減目標達成のためには原子力の更なる推進が不可欠である。官民一体となって更なる推進を進めていく旨明言すべき。
最近の原油価格の高騰を見るにつけ原子力発電の必要性は今後ますます増すものと思われる。温暖化対策としてだけでなく、国民経済の発展のためにも原子力発電は不可欠と思う。
経済性がありかつCO ₂ 排出のない原子力発電の利用率を向上させる以外にも、当初目標の20基の原子力発電新設を維持すべき。
日本が批准した京都議定書の基準値を日本がクリアするために原子力エネルギーの比率を国際社会から認めさせるように今から再交渉することを提案する。
原子力発電の推進の考え方は理解できるが、京都メカニズムでは原子力発電由来の削減をクレジットとして利用しないように務める旨の合意ができていない。そういう国際社会の考え方との整合性をどうするか説明する必要がある
京メカに合わせて最も手っ取り早く効果的な温暖化対策は「原子力の推進」であり環境省が腰を据えておおいにPRすべきである。環境派＝原子力反対というような偏った風潮を払拭すべくちゃんとした政府対応をお願いしたい。
着実な京都議定書達成のためには、CO ₂ の削減効果が明らかである原子力発電を推進すべきである。危険なイメージが先行しているが、日本の原子力発電所において、放射能漏れによる災害はこれまでなく、地震にも耐えてきた。いままでの実績を踏まえれば、安全性について国民の理解は必ず得られるはずであり、原子力発電の推進は可能である。
経済性や二酸化炭素を排出しない等から現状では原子力発電が最適である。しかし現状では、地域の理解が得られないことにより、新規建設の断念や無用な長期停止等が多々あり今後が懸念される。原子力発電所ほど安全に力をいれている設備はないと思う。政府はもっと、原子力発電所の推進に力を注ぐべきであり、これが政府の最重要な役割だと考える。
温室効果ガスの最も効果的な削減手段である原子力の活用について、積極的な言及がないのは理解に苦しむ。
原子力設備利用率の向上等については、国の目標として明確に位置付け、推進に向け政府のリーダーシップを発揮してほしい
中立公正に原子力を位置づけるべきではないか。特に無資源国日本で率先して安全・安定に原子力を利用し正当に位置づけ、国民的合意で温暖化防止に貢献することこそ地球規模での温暖化防止に範を示すことになると思われる。
既存発電方式のうち原子力発電について、CO ₂ 削減への効果を具体的に評価する必要がある。また、既設原子力発電所の効率的運転を積極的に押し進めるよう、電力会社などからの提案を積極的に受け入れ、規制緩和の取り組みが必要である。
原子力はCO ₂ を出さない電源と聞いています。もう何年も実績があり、電気の3～4割の発電を行っている電源についてなぜマスコミは反対派の意見ばかりとりあげるのかわかりません。もっと正しいことは正しいと自信をもって強く主張し、PRすべきではないでしょうか。
原子力発電に拒否感を持っている人がいますが、電力会社任せにせず、国が積極的に「原子力発電は二酸化炭素を出さないこと」をPRしていかなければいけないと思います。
利用段階でCO ₂ の排出がなく非化石燃料という点で将来的に水素エネルギー利用が期待されていますが、当面の現実的な対応として、科学的に安全性を担保したうえで積極的に原子力利用を進めることが重要であるほか、高効率で環境にやさしい新技術開発を進めていくことが重要と考えます。
原子力発電はよくも悪くも大幅に規制がかけられており、科学的な検討を着実にを行い、欧米並みの規制とすることにより、「設備利用率の向上」等で短期間に削減できる
原子力の位置づけが不十分である。量的に安定的に供給できるのは原子力しかありえない。前面に原子力利用を出して、政策として支援方策を明らかにすることが必要である。
原子力発電の部分負荷運転を実施することにより原子力発電の比率を飛躍的に向上させることが温暖化防止対策として効果がある。
エネルギー生産元である火力、原子力発電については、事業者や国の関係機関も単に推進と言うだけでなく、具体的にどうすれば良いのかを示し、広く国民にマニフェストとして示すべきであるし、その観点からの理解も得てゆくべきと考える。

<p>将来の安全を考慮すると原子力発電からの脱却を構想に入れ、将来のあるべき姿のエネルギー源構成・確保を明確にすべき。特に、原子力発電については、最終放射能廃棄物処理の問題も国民に提起し、情報提供を進めて大いに論議した上での合意形成を図るべき。</p>
<p>基本的には原子力の導入に賛成だが、安全で安心できるエネルギーの開発、技術研究にもっと取り組んで欲しい。原子力の説明をもっと国民にして欲しい。</p>
<p>長期的には原子力発電からの移行が必要。(理由:核燃料サイクルへの投資が2012年までの議定書目標達成に寄与することはほとんどないと思われる。原子力発電に関する海外への技術提供は極めて大きなリスクを伴うため、よりソフトでクリーンなエネルギー供給のための技術開発とそこへの政策的な支援が、京都メカニズムの利用の上でも重要。日本は国際社会の中で、脱原発の最先端をめざし、そのため技術開発に投資し、競争力をつけることが長期的には重要であるだろう。)</p>
<p>原発の推進は温暖化とは別の場で検討すべき問題であり、この項は削除すべき。</p>
<p>原子力発電には安全性の問題、放射性廃棄物の問題、経済性の問題があり、これらの重大な問題が解決されない限り、「原子力の推進」を盛り込むことは不適切であり、この項目を全て削除すべきである。非常に危険な「原子力」を増やすというのは納得がいかない。</p>
<p>原子力によるエネルギーは、その資源も化石燃料と同じく有限であり、また危険が大きい。できるだけ早い段階で原発は止めるべきである。廃炉後の処理についても危険が大きく、将来の子供たちや子孫に大きな負を背負わせることになる。今を生きる大人の責任として、後世の日本人及び人類に恨まれるような負の遺産は残したくない。</p>
<p>京都議定書の意義と目的には全面的に賛成ですが、原子力発電の推進には反対です。どのような政策の実行も「長短の両面を正確に比較して、総合的に判断」することが大切です。しかし、これまで、原子力発電についての長所のみが強調され過ぎていると思います。核廃棄物の問題、歴史的に信頼を裏切る事故が多く発生させているにも関わらず、電気代を使って、長所のみを強調した広報活動に巨費を投じていること、社会的合意については後世の世代に負の遺産を残すことは環境政策として問題があること、などから、原子力発電をこれ以上推進するのは不適切であると考えます。</p>
<p>原子力発電を行うと、廃棄物処理・発電所の保守・原子炉の安全管理にも膨大なエネルギーが必要とされ、LCA的にはむしろ多くの二酸化炭素を放出する結果につながります。事故の危険、破棄物処理の問題性、地震やテロへの脆弱性、高コスト等を考慮すると、原子力は温暖化対策として適当ではないと考える。</p>
<p>今後の「原子力」の推進においては、新設には絶対反対。</p>
<p>原子力発電にまつわる様々な環境問題、さらには兵器転用の問題について国際的な理解が得られない以上、核利用は許されないというのが責任ある国家としてあるべき姿。</p>
<p>世界各国が原子力依存率を削減する方向にある中で、原子力推進を明確に掲げた計画案は時流に反する。温室効果ガス排出は、原料の搬送、ウラン濃縮過程、廃熱などトータルのサイクルで試算せねばならず、これを考慮した場合、原子力が温暖化対策に貢献する有力な手段とはいえない。</p>
<p>これ以上に原子力発電に頼らなくても、夏場に発電量の多い太陽光発電や、二酸化炭素を出さない燃料電池等の組合せによる新たなベストミックスで補うことにより、夏場に発生する最大電力のピークカットが可能となり、十分に需給バランスを保てる可能性が見えてきており、原子力発電設備の削減さえ可能である。さらに都市緑化や屋上緑化の推進等によりヒートアイランド現象を防止することの方が二酸化炭素の削減には効果的であり、現実的であり、冷房の為に原子力を使用するより大幅に経済的となる。</p>
<p>原子力発電所が温暖化の防止に役立つ、というのは非科学的です。原発からの温排水は地球を確実に暖めているでしょう。原子力で得たエネルギーの7割近くが温排水として捨てられている事実を無視した今回の計画(案)の見直しを要求します。原子力発電所を温暖化の解決手段とするのではなく、自然エネルギーの開発と普及、省エネにもっと力を入れてください。バイオマス、風力、太陽光、太陽熱、燃料電池、水素などの割合をもっと増やしましょう。がんばってください。私も市民としてがんばります。</p>
<p>日本の原子力発電は、稼働30年に迫る発電所が増えてきており、設備の老朽化に伴う安全性の問題や事故の危険性が懸念される。しかも、近年、美浜原発での死亡事故や東京電力などの事故隠蔽工作など事故と不祥事が続いており、原子力発電に対する国民の不信感は極めて強い。美浜原発の事故は、コスト削減を優先した関西電力の原発運営にあったと指摘されており、東京電力の不正申告事件も同じく電力会社の安全軽視の姿勢が露呈した事件である。こうした状況の中で、87-88%というこれまでに経験したことがない「原子力設備利用率の向上」を行うことは、更なる事故を発生させることにつながり、不適切な施策であり、削除すべきである。むしろ、安全確保のための原発の設備利用率の低下(ドイツなどでは安全に運転できる利用率として70%程度をあげている)が必要である。</p>

地球温暖化防止のために原発推進などというアホな話はやめて欲しい。世界から失笑を買っている(失笑だけでは済まないが)日本国内の森林を荒れるにまかせ、他国の森林を破壊している状況を変えるべき。「イオンは木を植えています」みたいな話で終わりにすることではない。
核燃料サイクルは地球温暖化の問題とは関連のないものであり、京都議定書の達成において核燃料サイクルの確立が寄与するものはほとんどなく、放射性廃棄物など環境への害は大変大きい。京都議定書達成計画の中から「核燃料サイクルの確立」関連のことは、すべて削除することを求める
原発、核燃料サイクルはただちに廃止すべきである。また、青森県への核融合施設誘致も辞退すべきである。核物質及び危険な化学物質等はその管理及び処理に莫大な物理的・経済的負担を要し、温暖化防止に逆行する。例えば、環境関連物資に利用される酸化チタンは、その製造過程において放射能をおびた残さを大量に産み出し、これが最終処分場で単なる廃棄物として処理されていたことも問題であるが、最近では、更に、一般の造成地や農地、宅地の中の空き地などに大量に埋立てもしくは野積みされるという問題が起こっている(愛知県、三重県、岐阜県等)。今後、影響が明らかになってから、汚染物質の回収や患者の治療などに要するエネルギーは少ないものではない。水俣の教訓に学び、産業を優先しない毅然とした対応が急務である。自然に学び、自然とともに生きることに生活、産業をシフトすべきである。人間や環境を取り返しのつかない破壊に導くおそれがあり、またその管理及び処理についても目処の立っていない技術をむやみに推進すべきではない。
核燃料サイクルの確立を国の基本的な考え方とするという記述が見られるが、核燃料サイクルは、温室効果ガスの排出削減に直接つながる方法ではなく、廃棄物量の増大や再処理工場の運営、輸送量の増大などを考えると、現行の国の施策では、むしろ温室効果ガスの増大へとつながる可能性もある。また、何よりも、エネルギー政策、地球温暖化防止策そのものが、世界安全保障の観点、核拡散の問題、環境への影響、将来世代への責任、長期的な経済性など、あらゆる視点から検討されるべきものであり、未だ解決されない核廃棄物の問題や巨大大事故の可能性を抱える原子力は、地球温暖化を解決する手法としては、明らかに適切ではない。特に、核燃料サイクルについては、国際的にもプルトニウムの保有問題が安全保障上の問題とされており、地球温暖化問題と絡めて判断し推進していくことは適切ではない。
原子力は放射性廃棄物など他の環境負荷をもたらすのでそもそも対策として不適切である。原発の設備利用率を過去に一度もない 87～88%に引き上げるとは、非現実的な数字合わせであり、目標達成を危うくするので避けるべき。安全に配慮した余裕をもった設備利用率とすべき。また「(核燃料サイクルは)供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を一層改善する」という記述があるが、これによって CO2 削減量が増えることはありえない。そもそも核燃料サイクルは、時間スケールの京都議定書の第1約束期間の目標達成にまったく関係ない。核燃料サイクルの記述はすべて削除すべき。
目標達成計画(案)での原発の施設利用率は 87～88%と極めて高く、仮に、原発に何らかのトラブルが発生すれば、京都議定書目標達成計画が瓦解することになり、目標達成が危ぶまれます。
原子力は総論賛成で、各論反対だから進まない。太陽光はマスが無い。天然ガスはインフラが必要。水素はまだ10年は無理。新エネには期待しているが、2010年までには間に合わないでしょう。
イギリス・フランスに再処理をして取り出してもらったプルトニウムやウランは、六ヶ所村の再処理工場が稼働すればもう十分供給できるので、そのままイギリス・フランスに買ってもらった方が良い。再処理した際に発生した放射性廃棄物もそのままイギリス・フランスに処分してもらった方が良い。処分費用は、取り出したプルトニウムとウランの売上から支払えば良い。海上輸送の輸送コスト削減と、輸送事故のリスクがゼロになる事と、輸送船が排出する二酸化炭素を減らす事ができ、非常に効率的。
第三章対策と施策の第二節38頁eのエネルギー起源の省CO2化で、化石燃料の環境調和型利用だけでなく長期的には脱化石燃料社会へ向かわねばならない旨の追記願う様希望します。また新エネルギー促進では導入の促進、円滑な促進、「RPS法の着実な施行」との表記に留まることなく、更なる導入目標の見直しを行い発電総量に対する意欲的な目標値を望みます。
欧米で主力と期待されている太陽光、風力エネルギーの導入について、官庁内でその言及に留まっていることが理解できない。太陽光パネルの生産・輸出規模において世界最大を誇るわが国の技術、さらに風力発電世界一であるドイツよりも立地条件において優れているわが国の自然環境を活かした、両者の画期的な推進が必要。その為の政策的手段として、RPS法の抜本的改正ないしは固定価格買取制度の導入による飛躍的な促進が期待される旨を盛り込むべき。
発電分野の「RPS法の着実な施行等の措置を講じる」は、「RPS法の着実な施行と同法の下でのより一層の導入拡大を目指す」とすべき。原子力同様に、中長期のスパンで、国策で積極的に推進していくことを明確に提示していくことが重要である。

<p>現行のRPS法の見直しを行う必要がある。対象電源の見直し(廃棄物発電の削除、地熱発電、小水力発電の実質的対象化)とともに、現行施策のように新たな自然エネルギーの導入増分が少ない目標値ではなく、新たな増分が最低でも5%以上に達するような目標値に引き上げることが必要であろう。具体的には、2010年で12%程度の目標値設定が可能なのではないかと考えられる。</p>
<p>RPS法によって事業者に対する義務付け量を少なく設定しているため、自然エネルギー普及の阻害要因となっている。普及促進には法的な整備(固定買取価格制度)をすべき。</p>
<p>家庭用太陽光発電の更なる普及のために、海外のように、電力会社の買電単価を、売電単価よりも高く買うよう、例えば2~5倍程度に法律で義務付けたら良いと思います。そうすれば、設置費用の回収が現在よりも早期に出来るため、太陽光発電の普及につながり、引いては、二酸化炭素の排出削減に貢献できると思います。</p>
<p>自然エネルギーを普及させるための確実な施策として世界的に実証されている固定価格制度の導入を再検討する、あるいは、固定価格制度とRPS法の統合策を検討することが必要である。例えば、対象電源毎のRPS目標値の設定を行うことや、対象電源毎に取引価値(価格ではない)に差をつける(例:ベースは風力発電とし、太陽光は3倍の価値、ゴミ発電が対象の場合は0.5倍、など)などの方法が考えられる。経済活動に影響を与える地球温暖化対策は、経済も環境も救うものでなくてはならない。固定価格制をとるドイツでは、すでに自然エネルギーの導入により、新しい雇用13万人を生み出しており、53,000トンの二酸化炭素を削減している。また、上記がかなわずとも、日本が誇る太陽光発電の導入量に関しては、個人住宅向けの政府の補助金が再来年度消滅することにより、実質的な固定価格制度である電力会社の余剰電力購入メニューが新設の太陽光発電設備に引き続き適用されるかどうか不確かな状況である。太陽光発電は膨大な導入量が期待される反面、未だコストが高いため何らかの施策適用が必要である。国として、余剰電力購入メニュー的な固定価格制度の導入を検討すべきであろう。</p>
<p>風力、太陽光発電などの自然エネルギーの利用の促進は大いに賛成だが、今のような東京電力などの独占的な状態を改め、EUや北欧に習い自由な売電や電力供給が可能になるようにすべきである。それによって、ドイツのように、自治体独自でそこに暮らす人々が自分たちの使う電気の質を選び、自然エネルギーによるグリーンエネルギーだけを使うことが可能となる。そうなることで、ますます再生可能な自然エネルギーの供給と需要が増え、温室効果ガスを出す化石燃料の消費が抑えられる。</p>
<p>出力が不安定な新エネルギーは、いたずらに導入すべきではない。</p>
<p>新エネルギーの導入に際しては、LCA的観点からCO2排出量削減に効果があるのか、科学的な検証も必要と考える。</p>
<p>船舶は航海中多くの自然エネルギーを受けている。例えば、風、潮流などをリサイクルし、停泊中の電力くらいはまかなえないだろうか。</p>
<p>原子力発電に頼らない自然エネルギーの普及、啓発に取り組むべきだと思います。自然エネルギーを導入することが各家庭にとってプラスになるような政策をもっと進めるべきだと思います。</p>
<p>新エネルギー発電の市場での価値向上の為、二酸化炭素負荷(排出原単位)の低さを電力市場において認識付け、比較優位という価値を定着させることが可能となれば、新エネルギーの利用価値拡大への大きなインセンティブとなることが期待できます。</p>
<p>再生可能エネルギーの開発と普及に力を注ぎ、化石燃料の消費削減に対して目標を出すべき。ただし、国民が自然に使用しなくなるような移行手段を使い、価格の押し上げや、税金の上乗せなどによる強制的な方法は取るべきでない。</p>
<p>太陽光発電・風力発電はクリーンなエネルギーといわれている一方、系統に大量に導入した場合、出力変動が課題となる。今後は、そのような課題を解決し、さらなる新エネルギー導入を推進してもらいたい。</p>
<p>短期的には徹底的な省エネの実施・普及、長期的には技術革新の成果を活かした省エネ製品の活用及び再生可能エネルギーの利用拡大が無ければ、地球の温暖化は防げない。</p>
<p>少なくとも、再生可能エネルギー導入の中長期の目標設定についての検討を始めることを明記すべきである。</p>
<p>各個人が風力発電機や太陽光電池発電機を設置することで、電力会社に電力だけでなく、排出権として販売できれば、再生利用可能な発電メカニズムの普及が拡大すると考えられる。</p>
<p>再生可能エネルギーの一次エネルギーに占める割合の目標を、より高く設定すべきです。</p>
<p>燃料電池等の新エネルギーの研究開発支援を進め、早期に一般に導入できるようにしてほしい。</p>

<p>安心で安全な自然エネルギーへの転換をしていくべきです。行政・企業・市民が協働して「もったいない運動」を広げていくべきです。節約、やめる、リサイクル、再使用、できることをやっていく時です。CO2削減のため、節電する、車の使用を控える、公共交通を利用する、自転車や徒歩で行く、箸を持ち歩くなど、できることはたくさんあります。これ以上、CO2を増やさないことが重要です。経済の発展がCO2の増加と深く関連していることを認識するべきです。愛・地球博のテーマである「自然の叡知」を思い出す時です。</p>
<p>「新エネルギー」の推進は「再生可能エネルギー」ないしは「非化石エネルギー」に改めるべきである。新エネルギーに分類されているもののうち、特に化石燃料に依存している天然ガスコージェネレーションについては、実態として単に都市ガス販売促進の道具と化しており、これ以上政策的に推進することは不適切である。燃料電池についても水素を当面燃料改質に依存する以上、一般コージェネと同様に、都市ガスなしLPGガスを販売促進する道具になって、CO2排出をむしろ増加させるだけである。</p>
<p>新エネの既存電力代替効果の評価に当たっては全電源平均で行われたり、火力平均で行われているが、新エネ法、省エネ法、RPS法の本質から考え、「火力平均での評価」に統一するべきと考える。</p>
<p>持続的な社会とするためには、自然資源やエネルギーを使うべきです。温暖化を防止することも同じです。化石エネルギーの消費を抑えて自然にやさしい生活を送るためには、国内で再生産できる資源をもっと活用すべきです。国内では木材が利用されないために森林が荒れていると聞きます。</p>
<p>バイオマス由来燃料の輸送用燃料としての適合性(安全性/環境への影響等)については、現在調査段階であり、今後、供給安定性と併せて、慎重な検討を踏まえた上で、その利用方法について判断されるべきである。</p>
<p>海外からの大量のバイオエタノールの輸入は、排気ガスへの影響も含めて科学的な分析に基づき、冷静なる判断の基に決定されるべき</p>
<p>輸送用燃料におけるバイオマス利用について疑問。バイオ燃料はどの分野で利用するのが最も効果的かを良く検討し、決定すべき。また、あくまでも国内バイオの利用を主体とし循環型社会を構築していくことが前提である。</p>
<p>バイオ燃料(特にバイオエタノール)の活用については、自動車燃料でなく、まずは火力発電所に使用すべき</p>
<p>軽油代替バイオマス燃料によるトラック、バスなど個人ユーザー以外の業種での効率的な利用こそが決定的な削減可能な方法</p>
<p>間伐材による木炭や住宅への利用率向上、バイオマスによるエタノールの生産に積極的に取り組むべき。</p>
<p>バイオマス利用の推進地域に賦存する様々なバイオマス資源を、熱・電力、燃料、素材等に効率的、かつ総合的に利活用するシステムを有するバイオマスタウンの構築に向け、情報を発信し、地域活動を促進するとともに、利活用施設の整備、バイオマスエネルギーの変換・利用等の技術開発等を進めるべき。</p>
<p>一般の生活の中から削減していくのが一番いいのではないかと思います。一般の人たちに環境問題を意識させることは非常に難しいことなので、出来ればあまり意識せずに、普段使っているもので自然に減らすことが一番いいのではないのでしょうか。やはり自動車ではないかと思います。公共交通の使用を呼びかけたり、アイドリングストップの条例などがありますが、ほとんど浸透していないのが現状です。またハイブリットカー等、購入金額が高く一般の人には代えないのが現状です。そこで、ガソリンを一時期販売していたアルコール系燃料に変えていく事をしてはどうでしょうか。石油関連からの圧力はあるとは思いますが、逆に石油関連事業者に環境対策の研究費など交付しアルコール系燃料の開発などを促進すれば問題などは起こりづらくなるのではないのでしょうか。アルコール系燃料は価格も安くなるので、自動車の燃料代を抑えられその分、別の消費に回っていくのではないのでしょうか。この案を取り入れるには法改正など色々な障害はあるかとは思いますが、一番、一般の人達に受け入れられる方法ではないのでしょうか、それにより国民一人一人の政府に対する見方が少しづつ変わっていくと思います。</p>
<p>竹や藁などは、未利用エネルギー・資源として評価すべき。竹などのように1年で生長する植物を有効利用し、繊維や竹炭、エタノールに使用方法もある。荒れた竹林の再生として地域を指導すべき。</p>
<p>バイオマスについては、まさに化石燃料とのコスト競争がバイオマス燃料の普及に一番影響することから、ドイツに見られるような、化石燃料とのコスト格差をなくすための、バイオマス燃料への非課税化(化石燃料利用には課税)などが考えられる。</p>
<p>水力はCO2を排出しない国産エネルギーであるが、まったく京都議定書目標達成計画に記載がないのは問題。「未利用エネルギー(海水、下水等の温度差エネルギー、雪氷熱、未利用落差を利用した小水力等)」として追加を提案</p>
<p>京都議定書目標達成計画案には水力・地熱発電に係る記述はありませんが、水力・地熱発電等の再生可能エネルギー開発が円滑に実施可能となるよう、国の強力な取組みの必要性を記述するべきと考えます。</p>

再生可能エネルギー、特に、太陽光エネルギーの推進が重要。補助金の廃止、三位一体改革による市町村等の財源の逼迫等逆行する施策が進んでおり、早急に対応すべきである。民家の太陽光発電は、地球温暖化対策、化石エネルギーの枯渇対策、震災対策等において有効な施策の主な柱としても実施される必要がある。
本日のタウンミーティングの環境大臣は、民政部門で一番効果的なのは「太陽光発電の設置」であるとし、経済産業大臣の発言は、「外国への技術移転による二酸化炭素の削減量の取得」あるいは「原子力発電の取り組みが有効な方法」といった発言をされていました。大臣の発言は、「日本の産業界の取り組みは世界一であり、これ以上は厳しいよ」といった産業界の発言を代弁されており、それはそのとおりだと、私も一定の理解を示したいと考えます。しかし…。関係大臣が隣どおしで発言をされながら、考え方をそれぞれが主張されるばかりで、議論が噛み合えないことに非常に違和感を覚えました。目に見える形での協働の取り組みとして太陽光発電パネルの普及促進に向けた取り組みがなされれば、一石二鳥の効果を得られると素人的にも考えられるのですが、やっぱりここにも「縦割り行政の壁」を感じざるを得ませんでした。民政部門での二酸化炭素放出量の削減と、発電の多角化ならびに火力発電等の削減のため(決して「原子力発電の抑制」ではありません)、「太陽光発電パネルの普及促進」に更に力を入れることを提案したいと考えます。
太陽光や風力など新エネルギーの普及は省CO2に特に有効であると考えられる。これらに対しては既に補助金制度が講じられ当社もこれを活用し太陽光発電を導入したが、今後の拡大の可能性もあり、また、一般家庭での更なる導入促進のため、支援の継続をお願いしたい。
京都議定書目標達成のためには、民生部門のCO2排出量を削減することが近道です。その方法は、民生部門における太陽光発電・風力発電等、自然活用に大いなる関心を持たせる。太陽光発電の普及目標値及び計画を見直し、促進策の強化。太陽光発電設置者からの買い上げ電力料金値上げ。
太陽光発電の普及促進として、農家の休耕田などに設置する。地域の電力会社を買電することを条件に…過疎地の活性化につながり、一気に展開することでコストダウンにつながる。一般市民を巻き込んで、経済的にも繁栄できるように…
住宅用太陽光発電システム補助の額が年々減少しており、お客様から「何故、去年付けた人より補助が小さくなるの？京都議定書が発効したにもかかわらず、温室効果ガスは逆に8%も増えている現状のなか、国は本当に地球温暖化のことを考えているの？」と問われます。京都議定書目標達成計画にも、地球温暖化対策推進大綱と同様、太陽光発電の導入補助を推進を掲げて欲しいと思います。
省エネ意識を高めるため、太陽光発電を各家庭に設置できるように低コスト化、小規模化すべき。
新エネルギーの一つとしてプラスチックがある。しかし、現在の容器包装リサイクル法においては、廃プラスチックのサーマルリカバリーが認められていない。プラスチックは熱量も高く、化石燃料の代替として非常に有効であることから、熱効率が高い施設についてはサーマルリカバリーを認めるべく法制度を改正すべきである。
可燃廃棄物を再生利用(サーマルリサイクル)した際に発生する二酸化炭素の取扱いが不明確である。可燃性廃棄物の再生利用の促進を誘導できるルールを早期に作成願いたい
3Rの方針にもとづき、計画案では明確に廃棄物の減量化を打ち出しているにも関わらず、廃棄物発電の推進(36頁)の記述がある。これは自己矛盾なので割愛すべき。廃棄物発電への依存を促進すれば、廃棄物減量化へのインセンティブが働かなくなる懸念が大きいだけでなく、有害物質排出による別の問題拡大の懸念も拭えなくなるため。
既得権益や従来の常識にとらわれない、民間技術者・学識経験者を含んだCO2削減調査プロジェクトの実施が必要。具体的には、1、燃えるゴミの発電。2、屎処理場での分離廃棄物の利用。3、自然エネルギーの買取義務化。
廃棄物発電の中に廃プラスチックのような化石燃料起源のものもある。廃棄物発電の記載は「バイオマス等の再生可能エネルギーや水素起源の廃棄物発電」のように、CO2排出抑制を明確にしたほうが良い。
廃棄物焼却の廃熱利用を推進すべきではない。重金属他有害物質を含む汚れを大気に拡散する。温暖化の一因でもある。熱エネルギー利用の効率も良くない。
ダイオキシン類削減・地球温暖化防止の美名に隠れたごみ処理の民営化(ごみ発電等、ごみを循環資源と言換えて営利事業化する)は、恒常的に大量のごみを必要とし、環境を一層悪化させ、ごみ減量への潮流に逆行する。

<p>未利用エネルギー等の有効利用(p30)にある「廃棄物焼却等の廃熱の利用を促進」および電力分野の二酸化炭素の排出原単位の削減(p70)にある「廃棄物発電の導入促進」は、焼却炉の大型化、燃料としてごみの増加を求める構造となることを懸念します。また「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出削減を進める」ことは望ましいですが、廃プラスチックに関して、直接埋立てせずに焼却の原則方向で意見具申が出されていることと矛盾しています。</p>
<p>新エネルギーの中では、破棄物発電、廃プラ発電、そしてこれらの熱回収に反対である。むしろ、今後は廃棄物を生み出さない社会を構築することが求められているのであり、廃棄物を出すことを認めることになる破棄物発電は、廃棄物の発生抑制に相反し、逆に廃棄物を出すことを「発電のための原料」という理由を与えることになる。また、廃棄物による発電は、二酸化炭素の排出のほか、ありとあらゆる化学物質を生成することになり、化学実験を行うプラント工場と同じ危険ある。</p>
<p>風力等の自然エネルギーを活用した目標設定が必要と思われます。</p>
<p>わが国の風力資源は決して恵まれてはいないが、それでも積極的な計画が多数見られる。一方で自然公園の保全や景観配慮の観点で風力資源の活用が実現できないケースもある。開発条件等について一定の緩和が必要。</p>
<p>種々の問題を抱えた火力と原子力の発電に代わるものは、風力であると思っております。ただ、最近建設されているプロペラ式の発電設備は次のような問題があるようです。1.設備が巨大になり建設場所に限らる。2.台風の力は大きすぎて利用が出来ない。3.北海道で絶滅危惧種の鳥がプロペラに衝突して死んでいるとの報道を目にしました。</p> <p>そこで駆動装置の小型化を考案しています、1.小型化して風力を拡大させる装置(隙間を通す事による風力の拡大)を開発して取り付け、2.プロペラ方式をやめて風力タワー(ビルディング方式)方式にして大きな電力を得たい場合はこれに多くの駆動装置(風車)をはめ込む。3.設備が大きくてもビルディング方式ですので鳥類が錯覚による衝突は起こりにくい<政治からの助成のお願い>この推進のために、ある程度強制力のある設置基準を設けて推進する等強力な推進をお願いしたい。1.ある程度強制力を持たせた個人の住宅等に設置する方向を打ち出す。太陽光発電とセットで風力発電装置を設置し昼夜共に発電可能にし設置費用の一部を助成する。2.車両、船舶等地上海上等を走行する乗り物等にはこの小型風力発電装置の装備を義務付け、蓄電した電力の再利用を考える。3.国民にCO2削減の意識を高揚するための教育を(就学児童のみではなく一般社会人にも)するための何らかの有効な方法をスタートさせる。</p>
<p>風力発電計画の中には、製造・発電・廃棄までの収支を見ると、CO2排出が多くなる計画も散見される。</p>
<p>天然記念物であり環境省レッドリストに絶滅危惧?B類として掲載されるイヌワシの保護上、風力発電は重大な問題。風力発電は、設置する場所によっては、自然環境を破壊しCO2削減に寄与しないことがあるという事実について計画に記載していただくとともに、イヌワシをはじめ希少な野生生物の生息地に設置してはいけないことを記載していただくよう要望します。</p>
<p>地球温暖化の抜本的解決には、技術革新が重要であり「脱温暖化社会」に向けて低廉な水素エネルギー供給に係る技術開発などを促進させることは重要。</p>
<p>利用段階でCO2を排出しない水素は、現状では天然ガスをお客様先で改質して取出すことが、技術的にもコスト的にも現実的な方法である。水素社会の確実で早期の実現には、天然ガスの改質による水素の供給を進めることが必要であると考え。そのための一般家庭レベルでの天然ガスの改質装置の導入促進支援をお願いしたい。</p>
<p>水素製造にあたっては、化石燃料に依存せず、技術的課題は多いであろうが、水を原料としての水素の製造を目標に水素社会の実現を目指して技術開発に力を入れて頂きたい。</p>
<p>水素製造段階でCO2の排出があれば意味が無いので、原子力利用技術と組み合わせた水素製造を目標に進めるべき。</p>
<p>水素社会の実現について、化石燃料から水素を製造しているようでは、真の水素社会とは呼べない。海水から化石燃料を消費しない形で水素を製造するような技術開発が必要。</p>
<p>水素製造過程においては化石燃料改質の際にCO2が排出されることや天然ガス等改質によって得られた水素を燃料とする燃料電池は技術面・経済面で課題が多く、今後の技術動向を踏まえる必要がある。また、水素関連技術等は長期的視点で開発していくべき技術であり、官民の役割を明確にして計画的に進めるべき。</p>
<p>「水素社会の実現」は「移動体用エネルギーへの水素利用の実現」に改めるべきである。水素社会が意味を為すのは鉄道を除く自動車等の移動体向けに限られることから、そうした記述に改めるべきである。</p>
<p>現在の燃料電池がCO2を大量に排出するものであることが、政府関係者に正しく理解され、同様に国民に正しく説明されているか、疑問に感じます。是非とも、正しい情報に基づく国民への方向付けを行っていただきたい。</p>

<p>「水素社会の実現」は、「カーボンフリーの水素」、「化石燃料によらない水素」等に修正すべき。化石燃料の改質による水素製造は、CO2削減効果が乏しい。</p>
<p>水素社会は究極的な目標であることは間違いないが、かなり高効率で製造するか、自然エネルギーや原子力などCO2を排出しないエネルギーで水素を製造しなければ、この方程式は成り立たない。燃料電池を含め、現段階で切り札であるかのような表現に対しては慎重な対応を望む。</p>
<p>2010年の京都議定書目標達成を目指しているものが技術的に確立していない水素社会の実現に頼るなど非現実的な記述は削除すべき。水素社会の実現に向けた取組は重要であるが、2010年に向けた取組に実績のないものを盛り込むこと見通しが甘すぎる。</p>
<p>「天然ガスコージェネ」「石油コージェネ」「LPガスコージェネ」「(化石燃料利用の)燃料電池」「ガスエンジン給湯機」の普及推進に関わる項目を削除すべきである。</p>
<p>エネルギー供給事業者等のトップランナー方式を導入し、関係者の連携による効率的、積極的運用を図るべきである。</p>
<p>電気事業者による京都メカニズムの活用は、実際に排出源単位改善に結びつくことではないので、削除すべき。</p>
<p>発電に係る排出量を真に減らすためにも、発電事業者毎(9電力会社及びその他小売事業者)、時間帯毎の排出係数を公表させるべき</p>
<p>CO2排出は消費される電気に帰属させるべきであり、そうすることが需要家に大きなインセンティブを与えることになる。RPS法の趣旨は新エネ電源の普及促進であって、CO2フリー電源の恩恵は、電気を購入・消費した最終需要家が受けるべき。</p>
<p>電力によるCO2排出量の削減に関しては、供給側だけでなく需要側での省電力対策が極めて重要である。そのため、需要側の電力削減によるCO2排出原単位改善の効果が適正に評価がされるような仕組み、考え方が必要。</p>
<p>「石炭の効率的利用の促進」を取り上げるべき。安定供給と経済性に優れた資源であり、クリーンコールテクノロジーの開発は途上国の持続可能な開発にも寄与する。わが国だけでなく、世界的な環境保全にも貢献していくべき。</p>
<p>石炭は温暖化には不利なエネルギーであるが、埋蔵量が多く安い燃料であり、私達の安定的な生活には無くてはならない燃料である。エネルギーセキュリティの観点から石炭の利用をエネルギーポートフォリオに組み込まなければならぬ状況にあると考える。石油、LPガスだけでなく、石炭の高効率利用についても明記すべき。</p>
<p>燃料のベストミックスという観点から総合的に考えると、まだまだ石炭の利用が不可欠であり、単にCO2発生量が化石燃料の中で最も多いということだけで温暖化対策上ネガティブに位置付けるのではなく、環境に調和した石炭利用技術の活用及び開発推進の必要性について明記、積極的に取り組んでいくべき</p>
<p>中長期的にみて、世界的なエネルギー需要の増加などを考慮すると、可採埋蔵量が多く、世界各地に分布する石炭は、エネルギーセキュリティの面から重要なエネルギー資源のひとつと考えられる。今後の石炭利用の高効率化に関する取り組みを推進する上でも、石炭の有効利用についての記述を追加すべきと考える。</p>
<p>天然ガスシフト加速化等のため、石炭課税強化・火発のCO2原単位目標設定・石炭火発新設規制など、石炭を使うと天然ガス使用に比べ経済的に損をするような制度・政策を導入すべき。</p>
<p>一次エネルギーにおけるここ10数年の石炭利用の増加は、電力事業における発電用石炭利用の増加に大きく起因している。石炭火発の新増設の規制が必要な事態となっている。既存のものに関しては、CO2排出原単位を全電源平均ではなく火力発電平均とし削減目標を設定することによる利用率の低下なども検討されるべきである。総じて、電力会社は、石炭火発からの二酸化炭素の排出をオフセットするために原発の設備計画を進めるのではなく、まず、石炭火発と原発による発電分の削減を行い、天然ガスの利用促進と自然エネルギーの供給割合の促進をもって、温室効果ガス削減に取り組むべきであり、国としては、それら諸策を円滑に進めるための諸制度、ならびに、電力需要の削減を行う諸施策(規制含む)を実施すべきである。</p>
<p>自家発などすべての事業者についてCO2の排出原単位の低減目標を設定し、具体的に組みこませるべき</p>
<p>発電部門の自主目標達成のフォローアップは、PPS等目標を持たない事業者も含めて実施すべきである。</p>
<p>電力自由化で、新規参入してきている特定規模電気事業者等にも、公平性の観点からCO2削減の取り組みを求めることが必要であり、「自主目標に参加していない電力事業者についても、今後、積極的な取組が期待される」という記述を織り込むべき。</p>

<p>現在、電力自由化が段階的に実施されており、電力会社は将来の収支予測の不透明さから、原子力発電新設に二の足を踏んでいる中、石炭、天然ガス等の化石燃料を使用するPPSが数多く現れてきたと聞いている。これは目標達成計画の基本的考えである「環境と経済の両立」に反しており、政府として化石燃料に過度に依存した発電事業者には何らかの規制をかけるべきである。</p>
<p>自由化に伴う新規参入者の取り組みについては不明である。その部分をフリーにさせないような記載が必要</p>
<p>電力自由化範囲拡大に伴い、需要家の中で電力供給事業者の選択が可能となっている。この流れに乗り、今後も増加が見込まれる特定規模電気事業者に対しても、一般の電気事業者と同様、CO₂原単位の改善に向けた取組みは不可欠であり、その旨記載すべき。</p>
<p>電力負荷平準化対策について蓄電などの技術による対策だけでなく、負荷がかかる夏の時期に、エネルギーを使わない事業者が優遇措置を受ける、あるいはその時期の電気使用料を高額に設定するなどの需要管理措置を講じて、ピークカットを計る対策を実施するべきです。</p>
<p>ウ. 機器単位の対策・施策</p>
<p>a. 産業部門の機器単位の対策</p>
<p>高性能機器（高性能工業炉、高性能ボイラー等）を導入した場合、高圧ガス保安法の認定制度等により、毎年 2 年毎 4 年毎に停止して検査する必要があり、導入後数年間は 4 年連続運転ができなくなるため、省エネ効果はかなり打ち消されてしまう。重要な機器の場合には、製油所全体を停止せざるを得ない場合もあり、エネルギー効率的には大きなマイナスとなる。ボイラー/一圧、高圧ガス保安法等の制度の見直しを合わせてご検討いただきたい。</p>
<p>次世代コークス炉は生産設備であることから、支援措置の中身が単なる補助金であってはならない。公平性や合理性などの観点から支援措置について具体的な理由を説明すべきである。</p>
<p>工場内トランスや空調施設、照明など工場インフラの高効率機器への更新が可能となるように、固定資産の廃棄時や新規設備購入時の税制上の優遇措置を採用し、機器・設備など工場インフラ施設の更新の促進支援をお願いしたい。</p>
<p>産業部門削減拡大では、従来の省エネ技術導入に追加して、再生可能エネルギーの利活用も加えた総合的な補助事業が必要。</p>
<p>エネルギー多消費産業のCO₂削減対策は燃料転換や省エネルギー投資が中心であり、CO₂削減につながる省エネ設備投資への税制上の支援措置を要望する。</p>
<p>b. 運輸部門の機器単位の対策</p>
<p>省CO₂化のために天然ガス自動車の普及が果たす役割は大きい。天然ガス自動車を更に普及させるために、それらの導入の補助制度や税制上の優遇をこれまで通りお願いすると共に、普及を加速させるために、天然ガススタンドの建設に対する支援もお願いしたい。</p>
<p>CNG車等へ移行する間のつなぎとして、LPG車を検討すべき。LPG はガス体エネルギーとして都市ガス等と一体的に把握され、政策的には石油から分離して扱われている。その意味で、半分石油代替エネルギーでもある。LPGスタンドのインフラ整備や、低廉なLPGハイブリット車の開発を行うべき。</p>
<p>天然ガスについては、燃料タンクの重量も大きく車両重量が増すことによる燃費悪化ロスも大きくなります。路線バスのような特殊な例を除けば自動車輸送分野における温暖化防止に最適な燃料とはいえません。達成計画の中では天然ガスを輸送分野以外で使うことを取り上げていますが、更に積極的に輸送分野での使用を否定しても良いと思われず。</p>
<p>公的機関は、低公害車の導入を早急に進めるべき。一般市民が利用するバスが、公害を撒き散らすバスである限り、いくら環境配慮、CO₂削減を国民、市民に啓蒙しても意識は高まらない。</p>
<p>現行のガソリン、ディーゼル油を使った燃焼式エンジンを積んだ自動車から、燃料電池やソーラパワーを利用した自動車への移行を早急に推進すべき！</p>
<p>クリーンエネルギー自動車の普及に対して、公用車全てに導入や補助・環境整備を促進すべき</p>
<p>運輸部門の対策にサルファーフリー燃料の導入が記載されているが、これがエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制にどのような効果があるのか分からない。大気汚染防止との連動であれば、グリーン購入の施策として加えられるべきものであり、本目標達成計画の収載するにはふさわしくないと考える。</p>
<p>P.60 に始まる基盤的施策の中にも具体的に自動車の基盤技術開発支援に関する施策は明確ではありません。具体的には、P.39 の「トップランナー基準適合車の拡大・普及」の前に「内外無差別な自動車のCO₂低減技術開発への支援」の項を新たに追加し、自動車の次世代技術開発への支援の施策を織り込んでいただきたい。</p>

現行のトップランナー基準を8割が達成済みであることから、新たな基準を大幅に前倒して策定すべきである。現行の税制上の優遇措置は極めて弱いため、低燃費車の導入促進にあまり貢献していない。大型車や高燃費車への税負担が小さいことから、これらの車種に対して重税を課して、低燃費車に対して税負担を軽減する自動車税制の見直しが施策として盛り込まれるべきである。

CO₂排出抑制の観点では、ガソリン・ディーゼル・電気・天然ガス・メタノール・LPG種別による分け方ではなく、全てのエネルギー源の自動車を同一の土俵に乗せ、CO₂排出量で新たな基準や補助・優遇税制を設定すべきと考えます。

「トップランナー基準適合車の拡大・普及の項」の最後の文「2010年度以降の新たな乗用自動車の基準策定に関する部分」については、フューエルニュートラルの織り込みのみならず、「新たな乗用自動車の基準策定においては、国際的な合意形成の下に決定する」ことを要望します。

自動車については、燃料電池が実用化されるまでディーゼル車の普及に力を入れるべき。ハイブリッドも今後はディーゼルエンジンが主流になる。購入時の税制優遇による誘導が必要。

ディーゼル乗用車の普及の検討が盛り込まれたことは、CO₂削減対策として有効であるばかりでなく、都道府県財源(軽油引取税)の確保の観点からも有効で、国が進める地方分権の推進にもつながると言える。

自家用車の小型化など指向すべき

c. 業務・家庭部門の機器単位の対策

民生用のエネルギー需要の削減を行うためには、省エネルギーを「政策化」していく必要がある。単なる省エネ技術の向上や国民の意識改革ではなく、「省エネ技術が市場に普及するような制度」、「消費者の省エネルギー努力を促すようなインセンティブを伴った制度」の導入が必要とされている。例えばデンマークでは、電気料金の1%をエネルギー税として徴収し、省電力を目的としたデンマーク・省電力トラストを設立し、電気暖房の削減と高効率家電購入に関するインセンティブ・キャンペーンを行い、大きな成果を上げている。また、EU全体の家電エネルギーラベルに関しても、その効果が知られるところである。

自動車・家電などのトップランナー規制対象製品を消費者が購入する際の消費税を、その製品の効率に応じて0~10%まで差をつける制度の導入(重課と軽課で税収中立になるようにする)

高効率厨房機器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器の普及拡大には、高効率化や省スペース化等の技術開発への支援を含め、普及に向けたさらなる支援が必要。

エコキュート、潜熱回収ガス給湯器、ガスエンジン給湯器はそれぞれ二酸化炭素は移出量が違うのだから、補助金もその差によって当然差が有ってよいのでは?と思います。どう考えてもガスエンジンタイプは燃料電池までのつなぎ商品に思えるのですが?

ガスエンジン給湯器は熱主電従の運転であるため、一般的な家庭で採用した場合、CO₂削減につながらない。

トップランナー基準を早期に達成した場合は、基準の強化を前倒しすることを施策として盛り込むべきである。また、トップランナー基準の達成を促進するために、一部の自治体で実施されている省エネラベル制度を全国で導入することを義務化すべきである。

トップランナー基準に基づく機器の効率向上については、「既に対象となっている機器の対象範囲の拡大及び基準の強化を図る」とされていますが、既に省エネ技術開発が費用対効果から見ても限界に達している機器(例えばエアコン)や、新規製品の登場により既に製品としての寿命が終りに差し掛かった機器(例えばVTR)が含まれているため、やみくもに基準強化を図ると「環境と経済の両立」という本来の主旨に反する場合も想定されます。したがって、「既に対象となっている機器についても、その機器の将来的普及予測、技術開発動向等を勘案しながら、対象範囲の拡大及び基準の強化を図る」と改めてください。

また、トップランナー基準に基づく機器の効率向上に関しては、現在販売している製品(例、冷蔵庫、エアコン等)は省エネ法トップランナー基準値をかなりクリアしており、世界的にも誇れるエネルギー消費効率の高い製品となっています。効率向上が必要と見なされる製品は新たな基準を作るとしても、すでに高い効率向上を達成した製品の普及が重要な時期に来ていると認識しています。ひとつの方法として、製造事業者や小売事業者によるカタログや販売店での省エネ機器に関わる情報提供が上げられていますが、それだけでは十分とはいえず、国民啓発活動を行うことが必要で、国と地方公共団体の役割として位置づけてください。

低消費電力型の電車の投入、夜間における自動販売機の停止、特例による太陽電池パネル埋め込み式屋根の設置における電気工事資格の免除、要意識改革、排出権取引の市場化、エコマークの認知不足の改善、自動車だけでなくあらゆる家電製品へのトップランナー方式の導入を行うべき。

温暖化対策として実際に最大のCO₂削減効果が得られるよう、導入可能な「トップランナー」方式等を導入すべき

国内で活用されているトップランナー方式で、最先端の省エネ技術により達成された、省エネ値(原単位)+aを目標値に掲げるべきではないか
ヒートポンプ機器は未利用の大気エネルギーを利用するものであり、大幅に化石燃料の使用を削減できることから、サマータイムの導入等と同様に、横断的施策としても記載すべきである。
今回提案された京都議定書目標達成計画(案)では、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器や業務用高効率空調機という個別の機器の導入目標が掲げられていますが、むしろそれ以外の家庭用エアコンやヒートポンプ蓄熱装置なども含め、温暖化対策に非常に効果のある「ヒートポンプ」技術全般の普及促進を温暖化対策の中心に据えるべきではないかと考えます。
エコキュートは、従来の燃焼式給湯器に比べてCO ₂ 排出量が50%削減になるそうです。こうした正確な情報を是非政府は積極的に発信され、エコキュートのような画期的なヒートポンプ機器が早く大量に普及し、温暖化に効果をあげるよう、政府は積極的かつ大胆な政策を展開してもらいたいと思います。
従来の燃焼式給湯器よりCO ₂ 排出量を半減させるCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器は、2010年までに520万台の国内普及が目標化されていますが、例えば、それに相当する規模の台数を海外に輸出すれば、輸出先でのCO ₂ 削減に貢献するとともに、普及途上の当該機器製造の大幅なコストダウンによる好影響も同時に期待できます。
ヒートポンプ給湯機のようにすでに実現しているものを可能な限り導入することが重要。
高効率給湯器等省エネ機器の普及拡大や技術開発は、生活者の省エネ意識の喚起や快適な生活に寄与するとともに、産業の活性化や働く者の活力の向上につながるものと考えられることから、積極的に推進されることを期待する。
ヒートポンプ技術の省エネ効果は高く、財団法人ヒートポンプ蓄熱センターの試算によると民生部門の給湯・空調機器が全てヒートポンプであった場合、約1億トンのCO ₂ 削減が可能になる。普及活動や広報活動に対して強力な支援が必要。
個別対策も大事だが、電力+ヒートポンプシステムの組み合わせのようなトータルで供給エネルギーと需要との組み合わせによりシステムとして省CO ₂ 化を図ることが重要である。
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器は、潜熱回収型給湯器より優れた省エネルギー性能を持っており、CO ₂ 抑制効果が大きい。これを同列に考えるのは合理的ではなく、まず、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の普及拡大に力点を置いた施策をとるべきだと考えます。
地球温暖化防止の為、オール電化促進していただきたい。オール電化=高価格のイメージを排除するべくエコキュートのPRをお願いします。
電力会社だけでなく、国としても「エコキュート」のPR活動にもっと力を入れて欲しい。「エコステッカー」のようなものをエコキュートの使用者、高断熱の家の居住者に配布し、玄関に貼り付けることで、周囲に環境について考えてもらいたい。
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の市場規模は、普及見通しの520万台に比べて、まだまだ著しく小さい。本給湯器の価格の早期低下と市場の拡大に資するため、本計画で政府が約束される公的機関における率先導入として、できるだけ早期かつ大量に、計画的な給湯器発注を行っていただきたい。
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の公的機関や公営住宅等への率先導入を計画的かつ早期に実施することを望む。住宅入居者にとってもランニングコストの低減を含め、大きなメリットにつながり、導入への障壁はないと考える。
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の普及拡大のため、国が率先して公的機関に導入し、国民へのPRを行うべき。公的機関が住宅を建設する場合に例えば5割以上の導入を義務付けるなどといったルール(ガイドライン)を設定してほしい。
地球温暖化対策に向けた目標達成には、個人の意識向上が不可欠であり、家庭用エネルギー低減に貢献するエコキュート等は非常に有効と考える。但し、導入コストが高いため、補助金の継続・拡大等を積極的に推進してください。
現在のエコキュートは貯湯式(サイズが大きい)と言うデメリットがあり、都市及び近郊での普及が厳しい状況にあると考える。補助金によるイニシャルコスト低減に加え電気料金改定によるランニングコスト低減が必要。
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)の普及にあたってはイニシャルコストが大きな壁となっており、また一部の採用者しかもらえない補助金のみの対応となっている。採用者全員への付与に切り替え、補助金以外にも、当該給湯器設置時の税減免(所得税、固定資産税)、住宅取得資金融資時の金利優遇、建物建築条件の緩和(容積率不参入など)など実施すべき。

CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器の普及拡大を望む。補助金に当たらない場合が多い。補助金制度は前期3日、後期は1日で募集締め切りとなっており短い。予算を増やして早期普及に努めるべき。また、市町村でも補助制度ができ、国の補助に洩れた人の救済になれば良い。
エコキュートの補助金制度導入以来不公平感を感じております。昨年度は一次・二次合わせても数日で打ち切りとなり新築や改築を計画されている消費者もそのタイミングに合わなければ全く意味の無いものにしかすぎません。かつて太陽光発電システムに補助金が支給されていた様に、額は低くても必ず国から補助を受けられる様改善と検討をお願いしたいと思います。環境基準を充たす自動車に税の優遇があったりハイブリッド自動車に対しても優遇があるように、エコキュートも検討頂きたいと強く思います。
エコキュート助成金には申し込みが殺到し数日あるいは1日で締切りとなり、助成金を受けられない人が多くいる。これに対し、エコウィル助成金は余っている。エコウィルの助成金予算をエコキュート助成金に回すことは出来ないか。
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器は、より優れた省エネルギー性能を発揮し、且つCO2抑制効果があるものである。国の補助金をより効果的、長期的に継続させ、しかもコストダウンを推進する施策を策定し、全国各家庭での給湯に設備していくべきである。
現在はエコキュートをまずお客様に提案しているが、商品が高額な為に契約迄には非常に労力がかかります(価格面でのNGが大半)。補助金を使えた場合はそれでも契約率は高いですが、その補助金もアツという間に無くなり、その後の契約率は極端に落ちます。今後、エコキュートが本当に認知され、また価格的にこなれてくる迄は、補助への予算をもっと拡大して頂きたいと強く要請します。また、私も含めて一生懸命売ろうとしている販売店へも何かしらのメリット付けをお願いします。
エコキュートの補助金の継続が必要である。給湯機器の域を超えておらず建築現場予算から採用の決定が行われないケースが多い。採用サブユーザーへの援助補助を含めた施策も必要と考えます。
賃貸住宅の省エネルギーを推進するためにヒートポンプ給湯器導入助成制度を拡充すべき。
賃貸住宅の住人には給湯機など既設置済みの設備を更新する権利がないため、オーナーが導入した低インシャルコストで省エネルギーではない機器を使わざるを得ない。これを踏まえ少なくとも国交省の外郭団体である都市機構や自治体の住宅供給公社は賃貸住宅の住人も省エネルギーに取り組める仕組みとして、公的機関自ら率先してヒートポンプ給湯機を導入した賃貸住宅を提供すべきである。
ブラウン管よりも省エネのはずの液晶が大型化して大電力化している事や、24時間録画し続けるハードディスク型録画機によって省エネが妨げられている。
環境にやさしい製品を購入したくても価格が高いと躊躇する。省エネ製品に対して、助成や税制優遇などで、買い易くすべき。
「エンドユーザのみならず事業者(メーカ)に対しても補助を行い、購入価格低減に努め飛躍の普及に繋げる」といったような「支援」という言葉をもっと具体的にお書きいただいたほうがより効果的かと思う
補助金予算枠を募集期間中の応募状況に応じて機動的に増減できるようにして欲しい。応募申し込みした人には漏れなく補助金が入るように出来れば、市場拡大も計画的に行うことが出来ると思われまます。
家庭部門の削減目標近年排出が増加している家庭部門の削減目標が緩和されたが、排出が増大を続けている民生部門の排出抑制は喫緊の課題である。家庭の省エネは技術的にも大きく前進しており、これらを積極的に取り入れる施策を公的支援も行いながら、国レベルで進めるべきである。
「高効率給湯器の普及」の延長として「温水利用の拡大」を推進すべき。ヒートポンプや廃熱利用の温水による床暖房の導入により、CO2が削減できる。
発光ダイオードの省エネ効果は、輝度に基づいた機能に供する製品においては効果が大きいものの、照度の提供が必要な製品分野については十分とはいえない状況にあります。すなわち、白熱灯はともかく、蛍光灯との比較においてまで「大幅な省エネを達成することができる」と断言するのは行き過ぎです。よって、「白熱灯・蛍光灯と比較し」という表現から「蛍光灯」を外すとともに「大幅な省エネを達成することができるため」という表現を「達成することができる可能性をもっているため」という表現に改めてください。
効率向上が進んだエネルギー消費型機器が、従来の機器と置き換わる事が目標達成には重要です。しかしながら世帯人数が低下しているもののエアコンの世帯あたり普及台数にあっては、従来の機器が家庭にストックされたまま、省エネ機器が買い増しとなって従来機器が補助的に使用継続されているケースが多く見受けられます。よって、「省消費電力機器の普及、および従来機器の廃棄」などの「従来機器の消費電力に対する認知を行動に移す」啓発活動を国民運動と位置づけて実施するべきであると考えます。具体的には、省エネルギー機器に係る情報提供等の項に、「併せて、省消費電力機器へのリプレースを促す等の啓発活動を国民運動として展開すべきである」という表現を追加してください。

本日、平成17年4月2日のタウンミーティング・イン・大阪に参加させていただきました。発言の機会を得ることができなかったのは残念でしたが、小池環境大臣や中川経済産業大臣らの発言を目前で聞くことができたのは大変素敵なことでした。そこで、気付いた点を申し上げさせていただきます。一般的に市民の皆様は、「便利な生活は放したくない」と思われます。行政の意識啓発に応える市民は極めて少数であろうと考えます。本日の資料では、最近増えて来た液晶テレビや冷蔵庫などの省エネ家電、あるいはハイブリットカーなどが、実は京都議定書に記された二酸化炭素削減に大きく寄与するものであり、政府が示した方向性のもと産業界が大変な勢いで環境に優しい商品の製造に取り組んでいることがよく分かりました。こうした取り組みは、日常生活において特段の取り組みを行うこと無く、商品を購入すれば普通に生活するだけで二酸化炭素の排出抑制につながりますので、大変素敵なことだと思います。

「省エネルギー機器に係る情報提供等」(p41)について、電機電子業界は、今後は、買い替え促進による省エネ製品普及が加速することにより、民生分野のCO₂排出量の抑制に大きく寄与する可能性のあることを言及した。省エネ製品の普及を加速されるため、省庁間の連携とともに、国民的な運動を盛り上げるための国民会議的な仕掛けが効果的である。併せて、省エネ機器購入促進のための魅力あるインセティブ制度の構築を関係者間で協議することが重要である。そのために、省庁横断による関係者間の検討組織を早急に発足させ、アイデアの具体化に関してロードマップや役割分担等を策定していくことを望む。

「省エネルギー機器に係る情報提供等」(p41)において、機器の使い方に関する情報提供が抜けているように思われる。いかに効率のよい機器であっても、不適切な使い方をすればかえってエネルギー消費量が増加することになる。また、トップランナー方式自体は基本的に有効であるが、それでも分野によって向き・不向きはあるはずである。こうした使い方における長短所や適材適所があることを考慮し、施策の立案や情報提供を行うよう方向性を示すべきである。

家庭に於ける高効率給湯器等省エネルギー機器の普及支援・技術開発のなかでは、近年普及度が下がっている最も持続可能な太陽熱温水器(ソーラーコレクター)を見直し、言及するべきです。

待機時消費電力の削減に関して「…今後とも引き続き業界の自主取り組みをフォローアップする」とありますが、(財)省エネルギーセンターから発行された平成16年度待機時消費電力調査報告書によれば、現販売製品に買い換えることで、家庭における待機時消費電力量が半減することが記載されています。待機時消費電力が改善された製品が普及しなければ産業界の取り組みも意味がなくなりますので、機器の改善取り組みが進んできているので普及促進する、という観点でも記載をお願いします。特に、実使用状況において待機時消費電力を減らすためには、着実に従来の機器が、省「待機時消費電力」機器にリプレースされることが必要です。したがって、上記の省エネ機器の場合と同様、「併せて、省「待機時消費電力」機器へのリプレースを促す等の啓発活動を国民運動として展開すべきである」という表現を追加してください。

待機電力を減らし、電気製品は省エネ型に順次切り替える。またムダな照明は消す。

非エネルギー起源二酸化炭素

セメントの中で高炉セメントというものがありますが、普通のセメントに比べて緻密で遮塩性に優れているといわれています。特にこれからはメンテナンスの時代と言われているので、港湾構造物でさらに使うことにより、鉄筋の腐食が防止でき長寿命化につながるので、ライフサイクルでのCO₂も低減できると思います。さらに、製造過程では高炉スラグを混合するので、その分石灰をキルンで焼成することにより排出するCO₂もつなぐります。

コンクリート技術者として京都議定書計画の「混合セメントの利用拡大」の推進に賛成。混合(高炉)セメントは普通セメントに比べCO₂抑制に効果があり、既に国などの各機関で多くの利用実績があるが、民間分野での利用が少ないのが問題。グリーン購入法特定調達品目(高炉セメント)の購入誘導制度の導入推進をお願いしたい。

「混合セメントの利用拡大」は、資源・エネルギー消費型産業とされるセメント分野におけるCO₂排出量削減に最も有効な施策と考えられます。官民の協力のもとにさまざまな課題に対処しながら混合セメントの特性を活かした利用拡大を図ることが肝要と考えます。

炉セメントは普通ポルトランドセメントに比べて、長期強度が高い、耐海水性や耐化学抵抗性が大きい、アルカリ骨材反応を抑制する、発熱量が少ないなど品質面でも優れており、高炉セメントの使用によってコンクリート構造物の耐久性を向上させることができ、このことは補修や建替えに費やすエネルギーを削減することにもなり、省エネルギーや二酸化炭素排出抑制にも繋がる

「混合セメントの利用の拡大」に賛同。理由 利用拡大の余地が十分に残されている CO₂削減効果が大きい 非エネだけでなくセメント製造時のエネルギー使用量削減にも寄与 経済的 コンクリートの耐久性向上

混合セメントの販売を、セメント会社が増加させることによって、石灰石から生じる二酸化炭素を削減させ、これを排出権として取引できれば、セメント会社の事業収益は格段に増加し、経営者が積極的な削減を行

うと考えられる。
高炉セメントをはじめとする混合セメントは、普通セメントの一部を高炉スラグなどの産業副産品で置換したセメントであり、エネルギー起源 CO2 と非エネルギー起源 CO2 の両方を削減することの出来る素材です。製造時の二酸化炭素排出量をかなり抑えられ、また、構造物の耐久性が向上し、長期的に見て資源の節約につながります。高度な技術なく大量の CO2 削減に貢献できます。
セメントの種類は、本来適材適所に使用されるものではないのでしょうか。使用できる部位において推奨されるものであれば問題ないですが、強度や耐久性へ影響を及ぼさない様、十分な配慮が必要であると思えます
非エネルギー起源の CO2 排出は、可能な限り積極的に省資源または代替資源利用に取り組むべきです。ただし、代替製品は、厳密には以前の製品とは異なっており、その性質が完全に把握でき、かつ性質の差が大きな重要性を持たない場合を除いては、闇雲に代替製品の利用を推奨すべきではないと考えます。例えば「高炉スラグ等を混合したセメントの生産割合・利用を拡大する」とされています。普通セメントと比べて混合セメントの性質は必ずしも同一ではありません。建設業界に不信感が広まりつつある中、施工や検査方法など、行政による適切な指導のもとに、代替製品の利用拡大を図って頂きたいと願います。
セメント産業の立場で言えば高炉セメントの利用拡大については、本来セメントの種類はその用途に拠って決定されるべきもの。その観点からすれば、高炉セメントその用途は限定され、セメント製造全体に波及、拡大させるのは難しい。
高炉セメントは温室効果ガスの削減に効果があるが、工事によっては無条件に高炉セメントを使用することはできない。夫々の工事に適したセメントを使用しないと構造物の欠陥につながる可能性もある。無条件に混合セメントの利用を促進するような表現は不適切。
非エネルギー起源二酸化炭素対策において、混合セメントの利用の拡大とある。しかし、セメントは構造物の耐久性など使用する目的によって製造されており、グリーン購入法に指定されているという理由だけで混合セメントを安易に推進することは問題がある。混合セメントの特性周知が徹底されておらず、養生不足などによる欠陥が発生し、コンクリート品質の低下問題が顕在化してきている。安易な使用に至らないよう、混合セメントの欠点も踏まえた推奨をすべきである。用途に適した混合セメントの利用促進に改めるべきである
近年、コンクリート構造物の変状、特にひび割れの問題が多発している。調べると、ほぼ例外なく高炉セメントを使用したコンクリートで、ひび割れ問題が多発し始めた時期はグリーン購入法の施行以降とラップする。これは発注者(役所)側が、グリーン購入法を振り所に適材適所を深く考慮することなく、安易に高炉セメントの使用を指定していることが主因の一つであることは明白である。今般、温暖化対策で更なる混合セメントの利用拡大が謳われているが、安直な使用はコンクリートの変状の拡大も招く恐れがある。温暖化は抑制されたが、あちこちでコンクリートの塊が落ちて死傷事故が多発した、では話にならない。グリーン購入法と温暖化対策を言い訳にした安易な混合セメントの利用拡大は反対である。
焼却灰を固めたスラグの利用に反対する。焼却灰には貴金属・有害物質が含まれており、スラグの自然劣化により、それらが環境中にばら撒かれることになる。
高炉スラグ等を利用したセメントの生産割合・利用拡大の推奨に関して鉄鋼メ-カ-のみを優遇するような措置を行うべきではない。
家庭ごみを有料化し、リサイクルのできるものは無料とする事でごみの減量化をはかるべき。
ごみが出たら生産者が損をする仕組みをつくって、プラスチック類の野放しを止め、減量を促すことで、非エネルギー起源 CO2 排出削減につなげるべき。
非エネルギー起源 CO2・メタン・一酸化二窒素の項に書かれている廃棄物対策は、「ごみ処理の広域化による全連続炉の焼却施設設置の推進」を始め、プラスチック類の製造・使用を野放しにした上で最後に焼却することを容認するという、ゴミ減量の視点が極めて乏しい問題の多いものである。抜本的に改めるべき。廃棄物対策は、ドイツのように拡大生産者責任でゴミが出たら生産者が経済的に負担する仕組みを作り、上流から抜本的にゴミが出ない(抑制される)制度を整えることで進めるべき。
ゴミ処理の広域化による全連続炉の推進は、ゴミの焼却自体を減少させようとするごみ処理計画案に逆行する。
廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素に関して、2010 年度見込みの一般廃棄物の焼却量が約 4,500 千 t とありますが、これは、全国のごみ焼却量の合計にプラスチック類の比率(11.4% ?)を掛けた数量と考えられ、化石燃料に由来しないごみ(紙屑・木屑・繊維屑)については森林等で吸収・固定されるという考え方に基づいているのでしょうか。
環境団体等からは猛反発を受けるが、廃プラスチックは、海に埋め立てて、将来、高効率の触媒が開発され、ケミカルリサイクルが有効になるまで「精製された化石資源」として貯蔵する。

産業廃棄物焼却の熱の利用に関する位置付けが誤っている。単純焼却されれば未利用となるエネルギーを産業界は積極的に活用しています。これにより重油や石炭の消費が削減され、国全体のエネルギー消費に寄与している
ごみ処理施設を分散・点在させ、ごみの搬送距離を短くすれば、排ガスの削減に寄与する。
温室効果ガスの排出削減対策・施策 非エネルギー起源二酸化炭素の中にも、「再生可能で環境負荷の少ない木材の利用拡大」という項目を設けて記述すべきものと考えます。
メタン・一酸化二窒素
P12 および P44 の一酸化二窒素に関する記述のなかで、一酸化二窒素(N ₂ O)を「化学繊維原料」と記載していますが、これを「一部の化学製品」との標記にすべきと考えます。これは具体的にはアジピン酸の製造過程を示していますが、アジピン酸はナイロンあるいはポリウレタンの原料として使用されますが、そのすべてが化学繊維になる訳ではなく、樹脂や可塑剤としての需要も相当量あります。それを「化学繊維原料」と大括りで記述しているのは若干説明不足で、第三者から一酸化二窒素の発生が化学繊維特有の問題のように誤解されることが懸念されるためです。
地球温暖化係数の高いメタン・一酸化窒素の排出抑制策は、エネルギー起源二酸化炭素排出削減に比して、対策が実行されれば、国民生活への影響や経済活動への影響が少なく、より効果的な施策と考えられます。
メタンの利用は多いに有効であると思われる。しかし、メタン発酵して、量が過剰で利用されずにそのまま大気に排出されることもありうる。メタン利用においては、排出におけるメタン濃度の監視が必要である。メタンを利用しているという大気中に一部を放出しているようでは、意味がない。
炭鉱メタンガス開発を促進すべき。京都議定書についての議論に、局地的な夕張地域のCBM開発とCO ₂ 吸着計画は馴染まない一蹴するのではなく、計画達成のために可能な技術は全て取り込むという政治的な意思が求められている。
代替フロン等3ガス
冷凍空調機器の廃棄を自由にできる事がフロン回収の推進を妨げている。廃棄前～廃棄後に至る工程の検証ができるシステムを構築する事、マニフェスト未発行者の罰則を厳しくする事が有効。
代替フロン等3ガスは、使用することには問題がない、排出することが問題なのである。代替フロン等3ガスを上手に使用し、回収サイクルを促進することをまず記載し、次に回収サイクルの困難な分野には、代替品を充てると順を追って記載すべきである。
<代替フロンは使うべきではない。>フロンなしの冷蔵庫が当たり前だから。(環境に悪い製品は消費者心理として選ばない)・・・熱中症で人が死ぬ時代。(知人が亡くなった)『真剣に』温暖化対策をすべき。(数字合わせて終わらせて欲しくない)
代替冷媒でさえも温室効果ガスであり、これも含め即時使用禁止とすべきです。代替冷媒には環境税をかけ、その税収をCO ₂ 冷媒応用機器に投入すべきです。
代替フロン類は温室効果が極めて強いガスであり、その生産を早急に停止し、確実に回収を行うことが必要である。しかし、現段階では業界団体の自主計画に依存していることから、規制的政策を実施していくことが求められる。中でも大気への放出を前提にしたフロンスプレー、断熱材などは製造使用に対して期限を切って規制すべきである。また、冷媒使用もノンフロン製品が主流になった冷蔵庫はもちろん、まだノンフロン製品が商業化されていないカーエアコンなども欧州の例にならって代替フロン使用の規制時期を定めるべきである。過去の後始末である回収については、家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法が未だに回収率が低いことから、罰則と誘導措置を強化すべきである。
パソコン等のホコリを吹き飛ばすためのスプレーなどに、いまだに代替フロンガスが使われていますが全量規制するべきと考えます。代替として空気圧のみでのエアコンプレッサーなど技術的には可能であり、こうした商品開発を進めるよう誘導すべきです。
代替フロンは今後使用をやめるべきものである。現在まで減ってきているにも関わらず、計画案では2010年に向けて大幅増加(現時点から2倍増)を容認しているのは問題である。大幅な目標強化をし、最低でも2002年レベル維持(現時点から増やさないと)とすべき。
「断熱材のノンフロン化を推進する必要がある」は、関係者が自らの判断によって取捨選択するものであって、政府が誘導することではない。フロン含有断熱材のCO ₂ 排出量については学者の間でも統一的な見解がないのが現状である。

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

バイオマス利用推進(p49)は、資源リサイクルを目的とした地域モデルに適したものであり、大規模モデルにおける代替エネルギーとして捉えることは、大規模、大量なエネルギー供給施設と資源調達を必要とし、持続不可能な森林伐採による安価な木材調達や、不適切な農産物過剰生産による農地転換を加速させることになり、さらなる森林劣化・減少、自然破壊を生むことが考えられますので、事業計画に対する十分な環境影響評価とモニタリングの実施が必要です。

森林・林業基本計画が計画通り実施されていれば、3.9%に近い吸収量の確保が可能と思われる。今回の目標達成計画に一層の森林整備を盛り込む以前に、既存の基本計画を着実に履行すべきではないか。森林行政の失敗のつけを今回の達成計画に持ち込むことになりかねず、国民の理解は到底得られないだろう。

地球温暖化対策のうち、森林吸収源対策としては、いかに「活動の活発な若く健全な森林を育成していくか」が必要不可欠である。木材は最も環境に優しく、加工に要するエネルギーも少ない資材であるが、利用拡大がない限り木材の移動はなく、山も放置され、山林労務者も減り、温暖化対策は、ほど遠いものになる。公共事業等に官民あげて積極的に木材の利用拡大を図るべきである。

森林吸収源 3.9%達成の為、現在各都道府県等で「森林環境税」とやらが検討されていますが、山林を所有している私としては、これを財源に間伐等の人手をかけて人工林が整備出来るなどとは到底考えられません。なぜなら、市場価値の無いまま放置状態にある全国の広大な人工林を金さえかければ間伐が進み森が再生するとは思えないからです。さらに、人工林は植えてから40年から50年経つと酸素を供給するどころか、CO₂の排出量がそれを上回るといいます。戦後植えられた木は今ちょうどその時期にあり、また伐採時期にさしかかっています。従って「環境税」などを考えるよりも、住宅建設の際の「国産木材利用減税」でも考えて人工林の利用と流通を促すことのほうが、はるかに目的に適うと思います。現在我が国の木材自給率は既に2割を切り、一方で国産材の利用率は年間成長量の2割以下に止まっています。つまり単純に量だけを考えるならば、全く輸入の必要は無いということになります。工業製品輸出の見返りとして、木材輸入を余儀なくされた「工業優先、林業軽視」の結果が今の環境を生んだとも言え、今こそこの考えを改めなければならないときに来ていると思います。一度人工林にした山は、永久に伐採と植林を繰り返すことを運命付けられ、仮に元の自然林に戻すとなれば、100年、200年の歳月が必要となります。その間には幾多の自然災害を覚悟しなければならないでしょう。戦後、政府の政策誘導で進められた人工林化は、政府の手で続けられなければならないのです。これこそが真の「健全な森林の整備」と言えるものではないでしょうか。

国産木材製品の積極的導入を盛り込むべき。国産木材を公共事業、建築工事に積極的に利用する事によってCO₂を大量固定でき、新たに植林面積を増やす事でCO₂を大量に吸収できる。新税による財源確保も必要であるが、国内での木造住宅には、国産材を数10%以上使用することの義務付け等が国土保全の上からも必要。

特用林産物の活用と木材利用製品の新規開発。間伐材を利用した木炭等のマズエネルギーを利用した燃料の普及。さらに、住宅などの構造物に間伐材や集成材を利用した工法は、現在公共施設では利用されているが、広く一般住宅などでも利用するような啓蒙活動も必要であろう。

環境に配慮した持続可能な森林経営から生産された木材利用の推進という視点が欠けています。持続可能な森林経営を支えるのは持続可能な木材利用であり、この両立により対策効果が得られます。また地域材振興のみならず、国産材の利用促進のために、全国規模の市場が要求する品質や性能(含水率、寸法精度、強度)、価格、そして供給体制の整備等も持続可能な木材利用の実現には不可欠です。

森林保全など多くの市民がもっと気軽に山に入っていけるよう、保全活動に参加できるような政策を積極的にすすめていただきたいです。家族で身近に自然とふれあうことによって、循環型の暮らしに転換できるきっかけにもつながると思います。

森林の吸収源対策では、総排出量比 3.9%の持つ責任を明らかにする必要があります。本文7～10行のようなあいまいな処理で済ませると、数値操作して不信を残すので、厳密な取り扱いを求めます。健全な森林の整備では林業労働者の現状を見るに、基幹的な担い手として数的にも、年齢的にも極めて厳しい状況に、既に達しており、技術者の確保、育成は急務の課題で、いたずらに時間経過を過ごすともはや達成できない事態が想定されるので、速やかに有効な手段を、官民あげて実行しなければならない。今日のような林業衰退の根本的原因の解消にも、具体的な措置が必要。

「森林・林業基本計画が達成された場合、森林経営による吸収量の上限值(4,767t-CO₂、基準年総排出量比約 3.9%)程度の吸収量を確保することが可能と推計される(一部省略)」と書かれているが、算定根拠が示されていないのは問題である。日本の削減目標である6%のうち、吸収量目標が3.9%と大きいウエイトを占め、削減目標を達成するためには非常に重要な部門であり、吸収見込量の算定の根拠を明示すべき

である。現状の対策では 3.9%の削減目標が達成困難であることを認識しているにもかかわらず、具体的な事業計画もなければ、目標達成のための財源確保に関する計画もなく、「地球温暖化対策推進大綱」の内容に比べてもその進展が見られない。

国土の 67%を占める森林を維持している林業にもっと有効な投資を行っていただきたいです。現在は間伐を進めても、間伐材の利用価値が無いために、未利用な山林のバイオマスがそのまま放置されている状況です。森林経営によって温暖化ガスの削減が認められるのであれば、そのコストは、そのほかの温暖化対策よりはるかに波及効果は大きいと思います。森林経営を適切に行えば、同時に国土の保全、生物多様性の維持向上に役立つとともに、雇用拡大にも直接つながる。現在戦後に多く植林されたスギの人工林などの危機的状況を見るにつけ、森林への投資は拡大造林政策の後始末として早急に行うべき施策と考えます。また、国産材の自給率を向上させることは、海外から多くの化石燃料を吸う木材ばかり使うよりは、これもはるかに温暖化ガス排出量を減らせると思います。

林業の不振が長引き、森林所有者だけでは森林を守ることが出来ない。森林は数世代に亘る森林所有者達の継続的な努力によって、健全性が保たれている。森林に関する相続税を緩和(二酸化炭素吸収分に見合う金額を控除)すべき。

森林吸収源の確保は、森林所有者、林業関係者、農山村に居住する者に頼るのみでは困難。政府の責任において予算を充当する事が必要。

中山間地域に住む農家や林家が農業や林業で生活していけるような構造改革に取り組むことが必要

治山治水は国づくりの基本であり、京都議定書目標達成計画とは別に森林整備についてまじめに議論をすべき。財源は、環境税などの増税策に頼らず、既存税制の中で均衡を図りながら進める。

森林吸収量について 3.9%を確保するとあるが、同時に林野庁が現状では吸収量は 2.6%しか確保できないと発表している。環境税等の追加財源が確保されていない現状において森林吸収量 3.9%と記載するのは、将来への先送りであり適切な吸収量を記載するべきである。一方、我が国事業者の多くが森林保全、緑化活動を重要な社会的責務と考えていることから、追加的な森林整備へのインセンティブを与えるためにも、森林整備に伴う吸収量増加分へ R M U を付与するという政策を取れば、森林吸収量 3.9%を確保することが可能と考える。

現在の山の荒廃は税によって起こされたといっても過言ではない。過去を反省して、環境税ではなく、国土防衛費など一般会計より捻出して早期に森林整備を進める事を望む。

都市緑化等の推進について、都市における緑は、過酷な環境に位置しているものが多い。とりわけ小規模な都市公園では、樹木の生長も抑制され、成長も遅い。これらをガス吸収の手段ではなく、多くの都市住民のもっとも身近な緑と捉え、植物愛護の啓蒙の手段として捉えることが必要。そのため、デザイン的な観点ではなく、ある意味過酷な環境ではあるが、生態系を維持できるような、手法をとり入れ、市民教育、学校教育の場で、に森林保護の意識高揚に活用できるようにすべきである。

「1990 年以降 2010 年までの公共公益施設等における高木植栽本数の増加量を 7 千 5 百万本と想定し、28 万 t-CO₂ 程度の吸収量の確保ができると推計している」と書かれているが、都市緑化等による正確な吸収量の推計が行われていないし、高木植栽本数の増加量として見込まれている 7 千 5 百万本という数字の根拠もわからない。現在までの実績が不十分であるにもかかわらず、将来における可能性を過大評価している。実現可能にするための具体的な計画を策定し、それを記すべきである。

森林吸収などは、未だ樹木ごとの吸収原単位がはっきりしていないから、頼ることは止めた方がよい。また、樹木が吸収した分は将来その樹木が朽ち果てたときには吸収した CO₂ を大気中に放出するのだから、将来へツケを残すことに他ならない。

吸収源が 3.9%達成できない場合、責任の所在はどこにあるのか。3.9%を達成するための費用(1 兆円)とその効果について、果たして許容できる範囲で経済的か。

森林吸収量が過大に評価されている。この計算が狂うと、結果的に目標を達成できなくなってしまう。温室効果ガスの削減に力を注ぐべき。

「基準年総排出量比 3.9%程度」の吸収量を確保するとしているが、この数字は非現実的であり現実的な目標に改めるべき

花粉症を撒き散らさないで二酸化炭素を吸収する樹木の植付けとその管理

(3) 京都メカニズムに関する対策・施策

目標達成計画の中には記述されていない京都メカニズム「バンキング」こそ大量に実施して、将来の強化された削減目標に対応できるだけの超過達成を将来に積み立てることを日本の基本戦略とすべき。

海外に多くの生産工場を保有する企業が現地で省エネを推進することは、地球規模での温暖化防止対策として日本が大きな貢献をしていると考えられます。したがって、将来的にはこうした企業の努力を日本での排出削減実績にカウントできるようなしくみも必要であると考えます。

<p>政府として京都議定書の約束達成へ向けてクレジットを取得する際には、日本の民間事業者と競合しないよう、十分な配慮をお願いしたい。</p>
<p>CDM/JI 等に関連する国際ルールについては、わが国の企業にとって不利なルールとならないよう最大限の努力を払って欲しい。特に ESCO 事業等省エネ事業が CDM として認められるよう、また、クレジットの算定については過小評価でなければ承認されないような方向とならないよう国際交渉を望む。</p>
<p>政府は、実の有る CO2 削減対策として日本の省エネ技術が CDM 理事会で承認されやすくなるよう活動すべきである。CO2 排出枠を得る CDM や JI については政府がより積極的に支援すべきである。ODA の活用や MOU 締結への取組等、CDM/JI に関する政府の取組強化を望む。</p>
<p>中国を始め、東南アジア地域では、エネルギー需要が急激に増大しており、地球温暖化のリスクが増大している。このリスクの低減には原子力の導入が有効である。原子力を CDM に導入することが可能となれば、開発途上国は資金負担の重圧から逃れる事ができるため、地球温暖化防止の効果には計り知れないものがある。日本が第 2 約束期間に原子力 CDM の実現に向けて果たすべき役割は極めて大きく、国際世論を主導しその実現に貢献すべきである。よって「京都議定書目標達成計画」に「第 2 約束期間における原子力 CDM 導入実現の推進」を盛り込んでいただきたい。</p>
<p>途上国の排出量削減が焦眉の急であり、基準や手続きを緩和して、CDM による途上国での排出量削減を目指すべき。現在の CDM 理事会とは異なる枠組みの立ち上げも模索してはどうか。</p>
<p>京都メカニズムの実施には、申請後に厳格で長期に亘る審査があり、京都メカニズムの活用を阻害している要因の一つとなっている。我が国としては、京都メカニズムを利用した温暖化対策に一刻も早く取り組む為に、審査制度の簡素化等を主張していくべきである。</p>
<p>CDM 及び JI の成立要件の見直しを要望。植林事業はシンクとして有力な手段であり、製紙業界を中心に日本企業は海外植林を進めている。しかし CDM 案件として成立させるためにはあまりにもハードルが高いと言わざるを得ない。温暖化対策に真剣に取り組むのであれば、国家のエゴを封印して、CDM 案件のハードル(特にベースライン＝アディショナリティ)を下げ、温暖化対策に多少でもプラスになることであれば積極的に認める仕組みにすべきであり、加えて PDD 記載項目の簡素化等を図るの必要があり、日本政府はそうした提案をすべきである。さらに、森林認証を取得すれば自動的に CDM / JI の対象と認める制度とするなど、現在の仕組みにとらわれないゼロからの見直しが必要である。CDM / JI 制度の改善と並行して、ホスト国の CDM 実施能力の向上、土地法の整備・施業運営能力改善への支援、CDM 承認手続き、CER 獲得、移転、補填義務等への援助及び費用補助などが必要である。現在の CDM 理事会のような厳しい対応では、わが国の温暖化対策は決して成功しない。政府の積極的な働きかけを要望する。</p>
<p>計画案では、京都メカニズムの利用を 1.6%としているが、これには企業等が目標達成のために利用する割合が考慮されていない。「補足性」の問題があるため、京都メカニズム利用割合を 1.6%から引き下げ、国内削減目標に余裕を持たせるべきだと考える。</p>
<p>国内削減で先進国としての責任を果たすべきで、外国から買ってくる京都メカニズムは最大でも 1.6%に限定すべき。エネルギー起源 CO2 対策の中の電力の CO2 排出原単位改善 1%相当分(CO2 量としては基準年総排出量比 0.3%程度に相当)として、1.6%の外で京都メカニズムを使うことが既に盛り込まれているのは問題であり、取り消すべき。</p>
<p>各種地球温暖化対策取り組みに優先順位付けを提案します。達成計画のなかでは是非対策に優先順位をつけ、排出権購入は最後の手段であるという位置付けを第一章で明記するべきです。</p>
<p>今後削減が進まなくても、無制限に京都メカニズムを利用することがないよう、どの程度までなら補足性の原則が満たされるのか方針を明記すべき。活用の範囲を対応するような含みを持たせた記述ではなく、活用の範囲等、原則を明記すること。</p>
<p>京都メカニズムは、発展途上国や経済移行国に対する温暖化対策の技術や資金的支援を目的とし、先進国の目標達成の手段としてはあくまでも補完的であるべきとされている。しかし本計画案ではこうした京都メカニズムの規定には一切言及せず、単なる目標達成の手段とされている。1.6%分を京都メカニズム利用の上限として設定し、目標達成のほとんどを京都メカニズムに依存し、国内対策をおろそかにする、いわば「モラルハザード」を引き起こさないようにすべきである。</p>
<p>CDM に対する過度の期待は計算に入れない方がよい。日本提出の CDM プロジェクトの多くが CDM 理事会の審査をクリアしていない。</p>
<p>京都メカニズムの活用、とりわけ CDM・JI は、地球規模の問題解決および我が国が保有する世界トップレベルの環境対策技術を普及する観点からも、大いに推進すべきである。</p>
<p>京都メカニズムについては、コスト効果的であること、途上国や移行経済国の持続可能な開発に寄与すること、わが国の先進的な環境技術を活用できること等から、政府として積極的な活用を進めるべき。</p>

<p>日本が達成すればよいという考えは、製造業は海外に出て行けということであり、削減効果が不確かな税金のばら撒きとしか思えない環境税など導入するのではなく、地球規模で考えると「京都メカニズム」を使うのが道理である。</p>
<p>経済状況如何によっては目標達成が困難となることが想定される。そのような場合には京都メカニズムを最大限活用することは国民経済的に得策であるとともに、CDM,JI は、グローバルな本問題を解決する意味においても有効な措置であり、大いに推進すべきである。</p>
<p>京都メカニズムは約束国のCO2排出量削減が為されないという背景から厳しい審査が行われており導入が進んでいないが、京都議定書の本来の目的である「地球全体からのCO2排出量削減」からすると効果は大きいと考えられる。また、途上国への技術支援にもなることからCO2削減以外に果たす役割も大きい。よって、国内の対策で達成されなかった分の補足(1.6%分)として導入するのではなく、数値にこだわらず京都メカニズムの積極的な導入を推進するような政策を期待する。</p>
<p>京都メカニズムは、補足性の原則を踏まえつつも、「経済と環境の両立」という基本理念の下、我が国の国際公約である 6%を費用効果的に達成するため、その活用については 1.6%に拘らず弾力的かつ積極的に活用していくことが必要であると考えます。</p>
<p>京都メカニズムの本格活用 1.6%に限定せずできるだけ多くの排出権を確保すべき。限界コストの高い日本で対策するより、海外で同じ削減ができるなら双方の当事国にとって有益。</p>
<p>京都メカニズムの活用は、コスト効果の高い対策であることから、1.6%にこだわることなく積極的に進めていくべき。民間事業者がクレジットを自主的に償却する場合の制度基盤の整備にあたっては、経済的な支援措置についても検討すべきである。</p>
<p>事業者が自主的に京都メカニズムに取り組み、獲得したクレジットを政府償却口座に移転する場合、実際のCO2排出量を自らクレジットにより低減したことになることから、例えば上流課税として既に納税した石油石炭税の還付等、何らかの支援措置を設けるべきである。</p>
<p>京都メカニズムをいかに活用するかが目標達成の鍵となる。民間企業の参入を促進させる施策が必要。</p>
<p>民間事業者等による京都メカニズムの活用京都メカニズムの実施にはホスト国の協力が必要となり、一部の大企業を除く海外に拠点を持たない多くの企業にとっては敷居が高い。そのような企業も京都メカニズムを活用できるような環境整備を実施して頂きたい。また、それによってクレジットを得た民間事業者が政府の償却口座に自主的に償却するため、支援措置等のインセンティブを付与する制度の整備等を実施願う。また、CO2価格は変動することから投資のリスクが大きいため、政府がリスクを一部負担する等の政策を期待する。</p>
<p>CDM制度の原則は先進国の排出量削減以降験するとともにホスト途上国の持続可能な開発に寄与することが不可欠の原則となっておりますが、計画案ではクレジットの取得のみが強調され、持続可能な開発への言及は1ヶ所のみとなっております。この点改めて重要な原則としての明記を願います。なお55頁にはODAの使用言及がされておりますが、公的資金でCDMクレジットの購入を行わない旨は京都議定書マラケシ合意で明記されたものですので、複雑で微妙な同合意を覆す危険があります。ODA 転用は避ける旨の明記と、活用には可能な環境整備等慎重な対処を御願い致します。</p>
<p>京都メカニズムの利用は必ずしも温暖化防止に貢献するとは限らない。いわゆる、ホットエアの利用を認めないように明記すべきであり、実質的に温室効果ガス削減を伴って発生するクレジットに限定すべきである。CDM 事業のように検証・認証制度のないグリーン投資スキーム(GIS)を活用する場合、そのプロジェクトの透明性が確保されるべきである。たとえ GIS であっても、原子力発電のような安全性、放射性廃棄物などの問題がある事業ではなく、真にホスト国の持続可能な発展に寄与するものでなくてはならない。また、計画内容や事業結果などを情報公開されるべきである。本計画案全体の内容からは国内対策を中心に最大限努力しているとは言えない。また、国内対策による削減見込量の推計の根拠が明確に示されていないにもかかわらず最大の削減見込量を推計している半面、京都メカニズムの活用による削減見込量に関しては上限もなく最小限の数値になっている。したがって、補足性の原則に反するに等しい。</p>
<p>「京都メカニズムを推進・活用するに際しては、国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAの有効な活用を進める」とあるが、マラケシ合意において、「ODAは流用してはならない」とこととされている。ODAは先進国の義務でもあり、見返りを求めない支援である。その利用は検討すべきではない。CDMにはODAを利用しないという方針を明確にすること、「ODAの流用」について厳格なルールを定めることが必要ではないか。</p>
<p>CDM/JI 等によるクレジットはホスト国の持続可能な発展に寄与するプロジェクトを通じて得られるものあることを保障すべきであり、そのためには環境NGOが進めている「ゴールドスタンダード」プロジェクトを推進・利用すべき。</p>
<p>CDM/JI のプロの育成については取り組みが見られるが、排出量取引のプロの育成がない。</p>

<p>最も現実的で経済的な対策は、京都メカニズムの活用であり、海外で獲得したクレジットを適切に扱うための国内制度やインフラの整備をきちんと進めるとともに、国内対策と同等の評価をすべきである。</p>
<p>民間事業者が、クレジットを自主的に償却する場合、税制上の配慮等インセンティブを与えた制度基盤の整備(ホスト国とのMOU締結、ホスト国の体制整備、炭素基金からのクレジットの移転手続等)をお願いしたい。また、吸収源クレジット(tCER、lCER)についても民間事業者が活用しやすい制度基盤の整備をお願いしたい。</p>
<p>CDM等の国際的ルールがあっても、実際の運用面で企業の参加が難しい制度では問題です。是非、企業が容易に参加、実施できるような体制の整備をお願いします。</p>
<p>民間投資が期待されるにも拘らず日本の基盤整備は欧州諸外国に比べ遅れている様見受けられます。投資家が早期に見通しを持てる様にする事が効果的な温室効果ガス排出削減事業実現に欠かせません</p>
<p>京都メカニズムの制度で得られる効果を損なうようなコストを要求するような動きがある。京都メカニズムを食い物にするようなことになるのなら、その制度に断固反対をすべきである。</p>
<p>京都メカニズムの活用について、その活動主体が明示されていない。国の費用で必要量を調達する計画なのか、民間が自分の削減計画に未達と成る場合におのおので必要量を調達実施する計画なのかを明示する必要がある。</p>
<p>2. 横断的施策</p>
<p>(1) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度</p>
<p>温室効果ガスの算定・報告・公表制度は事業者が取組みを進め、真面目に努力する事業者が正当に評価されるために重要。経団連自主行動計画を達成計画に位置付けるのであれば、協定化、国内排出量取引制度など担保する施策を導入すべき。</p>
<p>"key-word"はモニタリングと当事者の明確化です。---- 目標の達成の「ロードマップ」の作成。各目標の責任の主体の明確化。国(政府・地方自治体)、企業(業界団体別)、個人 四半期単位での達成状況の測定・公表。目標との差異の理由を検討。半年単位で、目標数値の見直し。一年単位で、再度、目標数値を見直し。「～」を繰り返す。</p>
<p>算定・報告・公表制度に関し、すべての企業に環境報告書の発行を義務づけるべき。</p>
<p>横断的対策として、省エネ法の改正によって運輸部門を法の適用対象としたことや温室効果ガスを一定量以上排出する事業所に排出量を国に報告することを義務付け、集計した情報を公表する制度を設けたことは評価できる。しかしながら、その他の必要な対策の導入を先送りし、企業や国民の自主的な取り組みを中心とした対策に止まっている。</p>
<p>「温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報」にCO2削減量が記述できることは、CO2削減努力を適正に促す意味から非常に重要であり、省エネ設備普及促進の観点からも高く評価できる。ただし、その評価方法が適切であることが不可欠である。</p>
<p>一定の評価ができる点・省エネ法をベースにした事業所単位のGHG排出量の算定・報告・公表制度が導入された点:ただし、今回の法改正では、あくまで自主的な報告内容であり、内容について、第三者認証を受けることを義務付けているわけではない。従い、将来的に国内排出権市場を創設する場合には、第三者認証を受ける義務を導入する必要性が出てくる。・運輸部門を新たに上記取組みに加えた点</p>
<p>排出量の算定・報告・公表制度に賛成する。一般消費者の選択としても、満足すべき企業の商品・サービスを少々割高でも購入する姿勢が必要である。国民運動としての推進を政府やマスコミに求めたい。</p>
<p>温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入にあつては、現行の報告内容から容易に温室効果ガスが算出できるようにするなど、国が計算方法を整備し、報告者の負担が過度に増加しないことを要望する。</p>
<p>単なる排出量の増減を評価するのではなく、経済状況及び事業者の排出削減への努力について評価を行う必要があり、それが今後の各事業者の排出削減努力のインセンティブになる</p>
<p>排出者自らが排出量を算定することの意義を示しているが、削減量の報告も含め、削減努力に対する評価が示されていない。例えば、生産量が増えた場合、効率化の努力により1製品あたりのエネルギー消費量は削減できても、総量としては結果的にエネルギー消費量が増える場合がある。このあたりも適正に評価できるシステムを導入しなければ、CO2排出者に対するインセンティブとしてうまく機能しないと思われる。その他、都市再生・再開発は増エネと郊外の荒廃・衰退を招く可能性があることにも留意し、目標達成計画を作成されることを期待する。</p>
<p>「排出量算定・報告・公表制度」導入の義務づけ提案は評価する。しかし、あくまで提案に留まっており、罰則規定(課徴金導入)が不明確であるため、法律拘束力がなく、実効性において疑問である。課徴金制度導入も踏まえた違反に対する罰則規定の導入を盛り込むべきである。</p>

<p>算定・報告・公表制度に関し「その際、公表される排出量情報に対する理解を一層進めるため、排出者が希望する場合には公表される排出量情報に関連する情報についても報告することができるようにする」は、企業が言い逃れの手段に用いることができるため削除すべき。</p>
<p>温暖化ガス削減の効果的な達成は部分的最適化ではなく全体的最適化によってなされるべきもの。1事業者や1事業所での排出量の増減が問われることになれば、事業者等の創意工夫を妨げることにもなりかねない。事業所毎は企業秘密的な要素がありうることを認識すべきである。公表制度の設計並びにその運用には、慎重な取組みを期待する。</p>
<p>算定・報告・公表制度について排出量の公表については、現時点では各企業の環境報告書等で公表されている範囲で良い。それ以上は、排出量自体の評価、活用についての考えが固まってからとすべき。</p>
<p>排出量の公表制度に関して、公正な評価を行うスキームの確率を望む。</p>
<p>すでに多くの企業が環境報告書等で自らの排出量を公表している中で、規制的制度が導入されることに違和感を覚える。排出量はコスト情報と等しいという点や、企業の手間が増えるなど、ネガティブな面も小くない。もし実行される場合には、企業秘密に十分配慮した取扱が必要である。</p>
<p>産業界は経団連の自主行動計画に基き、着実に削減効果をあげていることは明確である。その内容については、経団連の第三者評価委員会で評価されるのみならず、産構審の自主行動計画フォローアップWGでも評価され、既に十分な信頼性と透明性が確保されている。排出量のデータを充実させるべきは、むしろ業務・民生・運輸の部門であり、国はその努力をすべきと考える。</p>
<p>本制度の実施にあたっては、各事業者の排出量が比較されることから、下記2点について要望します。現状の環境報告書等において各企業が公表している排出量は、排出量算定方法、組織境界等のバウンダリが企業によって異なり、数値のみの比較では、同一条件での比較が不可能で、公平性に課題があります。それらの条件を共通化し、公平性を確保することが不可欠です。公表内容について、自社からの排出量の数値のみならず、削減に向けた努力内容(自社での省エネ努力、省エネ製品の販売による顧客での削減貢献等)を記載できるようにしてください。特に、コージェネレーションシステムに関しては、その導入促進が明確に示されているにも係わらず評価の仕組みが曖昧になっており、そのCO₂削減効果を評価できる制度が必要であると考えます。また、HFC、PFC等の温室効果ガスに関する排出の公表に関しては、その内容により生産量や技術内容など企業経営戦略に関わる情報の公開に相当する場合があります。これは、わが国の電機・電子産業の国際競争力を低下させ、「環境と経済の両立」という大原則に反する結果に陥る危険性が生じます。したがって、事業所単位で個別の温室効果ガス排出量等の取り扱いに対して、十分なお配慮をお願いします。</p>
<p>企業の温室効果ガスの公表がなぜ、国民各層にわたる自主的な温暖化対策取組みへの基盤づくりに繋がるのか分からない。適正な評価と有効な対策に繋がるのか疑問である。</p>
<p>温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度には反対。公表されたデータがどのように有効活用されるのか疑問。エネルギー多消費産業が今まで行ってきた省エネ対策を国民に理解された上での公表でなければ、温室効果ガス(特にCO₂)排出量の数値が多いだけで評価される。</p>
<p>温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施により、目の敵にされ、企業存続危機にたたされます。地産地消できなくなると、外国・他県からの移入となり、生産時における温暖化ガスの減少にはならず、逆に輸送時の温暖化ガスの増加に繋がる。</p>
<p>報告・公表制度に反対。積み上げで国の排出量を把握できない。公平性からすべての排出者について義務化すべきで、量の多少で差別すべきではない。</p>
<p>算定・報告・公表制度について、事業者等だけに課するのは不公平。国民一人一人にも算出公表させるべき。国民が間違っただけで、本来大きな削減努力が必要な民生部門の取組みが進まなくなる。検証に多大な労力、コストもかかる。</p>
<p>公表制度は事業者に対して求められているが、同じ業種でも夫々の事業活動は少なからず異なり、温室効果ガスの発生量を業種間で比較することはあまり意味をなさない。排出量の比較ができないのであれば、単なるデータの収集作業に過ぎず、行政コストの無駄。公表した排出量について公平な評価をすることが難しく、ただ数値のみが一人歩きして、誤解と混乱を招く</p>
<p>企業として報告すること自体に異論は無いが、それを公表することの目的は何か?排出量の多い企業を吊るし上げる為か?総会屋等が付け込んで社会を騒がせる効果はあるかもしれないが、公表などなくても、まじめな企業は温暖化ガスの排出削減に、出来る限りの努力を自主的に行っている。目的と効果が明確でない公表制度には反対である。</p>
<p>算定・報告・公表制度では何も判断できない。興味本位の企業ランク付けをする程度のことにしかならない。環境報告書の方がわかりやすい。近年ではISO等の普及により排出者が自らの排出量を算定、公表する企業が増えてきており、わざわざ国が集計し公表するのは、コストや労力の無駄</p>

<p>温室効果ガス排出量の報告制度における届出内容は、地球規模の削減を目的とした日本国全体の削減管理として合理的な制度とすべきであり、事業者毎及びエネルギー起源とプロセス起源それぞれの合計排出量(CO₂換算値)とするなど、排出主体の削減が適正に評価され、いたずらに混乱を招かぬように配慮することが必要であると考えます。温室効果ガスの種類や排出量は事業形態等により大きく異なります。また非エネルギー起源(プロセス起因)の6ガスの排出形態は複雑多岐にわたり、しかも排出量は比較的少なく、温室効果ガス全体の1割程度でしかありません。温暖化防止対策で求められるのは、最終的には温室効果ガス総排出量で見た削減にあり、ガス種別、発生源別の評価を第三者から受けることは、いたずらに問題を複雑・煩雑化し、排出者の費用効果的削減対策に支障を及ぼすおそれがあります。国または地方公共団体が画一的に公表すると、排出ガスの種類や排出量の大小だけが情報として独り歩きし、情報の受け手に誤解を与えたり無用な議論を招いたりするおそれがあるので、ガス種別の公開は事業者の自主的対応に任せるべきであると考えます。また、排出量が事業所毎に公表されると、全国に事業所を展開している企業にとって、生産体制の効率化等を目的に事業所の再配置や設備の改造を実施する際に大きな障害となるおそれがあるので、事業所別の公開は事業者の自主的対応に任せるべきであると考えます。</p>
<p>温室効果ガス排出量報告制度に関する関連情報の報告に関しては、排出者が「こじつけ」的な説明で責任を回避するような報告を行わせないよう十二分に留意する必要がある。「自分は排出が増えるが他人の排出減少に貢献」といった勝手な言い訳を許すことがあってはならない。関連情報の報告にあたっては、自己の排出量減少に努めさせるような厳しい運用を行うべきである。</p>
<p>1990年のデータが無い事から直近の実績を規準にという動きがあるが、1990年から実施してきた省エネ等の削減努力に対する評価(ア-リ-アクション)を明確にして欲しい。</p>
<p>地方自治体が別途、温室効果ガス排出量報告を義務づけている状況もあり、「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」や省エネ法の定期報告書とともに事業者の事務負担を増大させています。国は、温室効果ガス排出量算出と報告の一元化を図り、事業者の事務負担を軽減するべきものと考えます。</p>
<p>事業者が植林や森林整備などに取組んだ場合は、「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」の中で吸収量として評価され、記載できるようにすることも含めて検討すべきです。</p>
<p>温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度についてコージェネについて従来から散々議論になっているコージェネの取り扱いについては、是非！明確なルールを設定してください</p>
<p>温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度については、排出者の自主的な対策を促すうえで有効であると考え、その条件整備を図ることは評価できるが、その算定方法や結果の評価については、各主体、業種間での不公平が生じないように、十分な検討をして頂きたい。事業所等での天然ガスコージェネレーションシステムの導入によるCO₂排出量の増加については、それによる全体的なCO₂排出量の削減を考慮し、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表が不利にならないように検討して頂きたい。</p>
<p>当社は、工場使用の燃料すべてを天然ガスに転換した。また、コージェネレーションは温暖化対策に効果が大きいものとして補助金を受けシステムを導入し、省エネ、二酸化炭素削減を積極的に行ってきた。今後とも導入したコージェネレーションの適性な運用管理を図り地球温暖化対策に貢献していくものである。事業者の地球温暖化ガス排出量の報告義務の動きに対し、電力の二酸化炭素排出原単位が「全電源平均」にて算出された場合コージェネレーション導入事業者の排出量増加と評価される恐れがあり、コージェネをCO₂削減目的で既に導入した事業者の不利になるような仕組みにならないよう充分ご配慮願いたいと思う所である。</p>
<p>コージェネレーション導入により事業所レベルでのCO₂排出量が増加するが、この増加分に対して、自治体の環境行政当局が増えて問題だと考えるような、電力会社電気のCO₂原単位設定はしないいただきたい。</p>
<p>コージェネレーションの効果を正しく評価する為の係数設定や手法がオーソライズされているとはいえない。今回の制度、すなわち地球温暖化対策推進法の体系の中で、商用電力の削減の評価を正しく行う為の係数設定(例えば火力発電係数の設定)をお願いしたい。</p>
<p>高効率吸収式冷温水機は天然ガスシフトの推進、電力負荷平準化に寄与する。電気方式空調の二酸化炭素排出量は火力発電方式の原単位で評価すべき。</p>
<p>CO₂総排出量を求める算出方法と電気を使用する側を評価する算出方法の2本立てで進めるべき。例えば、買電は全電源平均値、コージェネ評価は発電量ではなく使用燃料に省エネ法の発電効率36.6%を乗じてから各燃料の換算係数を乗じて評価。</p>
<p>排出量算定報告制度の中で、コージェネの導入効果を正当に評価できる計算式・係数を示すべきと考える。また、総排出量の算定・報告・公表だけでは、成長企業には不利な制度であり、企業の改善努力が正当に評価される制度にすべき。</p>

<p>自然エネルギー、コージェネCO2削減効果については、全電源平均で評価するという乱暴な方法でなく、季節、曜日、時間帯ごとに、既電源のCO2排出量と比較した累積値から削減効果を算定すべきだと思います。</p> <p>電力を削減する取り組みに関して「削減量」を評価する指標を明確に示してもらいたい。特に省エネ機器による電力の削減効果については、削減により代替される電源が火力発電なのか原子力発電や水力発電なのかを正しく評価しCO2削減効果に反映する必要がある。</p> <p>温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について、CO2削減を促進するためにも、系統電力削減努力を正しく評価できる系統電力CO2排出原単位を、国がはっきりと提示することが肝要である。その場合、代替される電源を正しく評価し、省エネルギー法の考え方と整合性を図ることが特に重要な点であると考える。</p> <p>電力会社のCO2原単位について電力由来のCO2排出量を算出する際は、各電力会社の係数を使用するのではなく、全国平均値を使用することを望みます。たまたま工場が東京電力だった、関西電力だった、という事情でCO2増となるのは、工場にとってはコントロール出来ません。</p> <p>排出量情報の報告には、火力電源平均係数を用いて計算したものを公表することを義務付けるべきである。「排出者が希望する場合には、公表される排出量情報に関連する情報についても報告することができるようにする」との曖昧な表現であれば、事業者が恣意的に数字を使ったように受け取られる可能性が高い。</p>
<p>(2) 事業活動における環境への配慮の促進</p> <p>P.54 事業活動における環境配慮への促進 <意見> 最近の環境報告書は、企業のイメージ宣伝に活用されるケースが多く、報告書の内容も異なるので、温室効果ガス削減のための努力に関する詳細な内容を含めることが重要であり、それを記すべきである。</p>
<p>(3) 国民運動の展開</p> <p>コタツを奨励する。何故ならクーラーの数分の1のエネルギーで、長く熱が保たれるから。</p> <p>自動車の利用に関する環境負荷について、消費者に詳しい情報提供を行うべき</p> <p>コンビニエンスストアの営業を23時まで、スーパー・デパートは20時まで、飲食店は23時までを徹底し、広告塔等の点灯も23時までとすべき。</p> <p>対策が08 - 12年のみに集中している。2030年及び2050年更に2100年のありようを視点として政府として国民・企業にライフスタイル・ワークスタイルの変革を求める必要がある。</p> <p>エアコンの温度設定の上限下限を法規制することも視野に入れるべき。他にも、買い物袋を持つ事をより強く推進するため、大手スーパーやコンビニの店員に、必ず袋の利用を確認するように推奨すべきであると思う。</p> <p>国は今までの延長でものを考えるのではなく、今までの生活スタイルや習慣さらに価値観を改め、新しい価値観の創造をし、国民に示し引っ張って行ってやらなければ、地球環境の悪化には付いて行けない。</p> <p>遠回りですが森林伐採を軽減しないといけません。日本の外食産業における割り箸の使用を控える・樹脂製などの箸の使用・規模の大きなところ(チェーン展開しているところ)100社程度に協力してもらう・・・その他小規模店にも派生效果してゆくのでは・・・3年もしくは5年程度と期間を設定し、森林を伐採を遅らせる効果をねらう！期間終了時には、割り箸不要の意識になっている・・・ゴミの減少につながる。</p> <p>ゴミの焼却をやめる。生ゴミは有機肥料の原料として回収し、食品トレーを全廃してデポジット制の持ち帰り容器に入れて買い、ビン類はリユース、残る最小限のプラスチック類は全てバイオプラスチックとし、使用できなくなったら地中に埋める</p> <p>環境家計簿(札幌市のように、STOCに参加する方法もある)をつけることを推奨し、CO2削減率の高い家庭を表彰する。</p> <p>環境からの側面からにおいても優秀である漆の文化をホームページ、絵本などを通じて分かりやすく調査周知活動をしています。日本には森林から何千年も継続可能な資源を創造してきました。森林吸収源として森林と共に、それを生かしたりサイクル可能な資源をPRできないでしょうか。例えば、皇太子殿下が名誉総裁をされたイギリスにおけるジャパンイヤーに当会から英国王立キューガーデンに送った漆の苗木が数本あります。漆の木が根付くのに20年かかります。皇居の中で1本育てて愛子様のお椀をそれから採れた漆で作る50年100年使い代々引き継いでいく。環境問題もこれから長い時間を掛けて取り組んでいかないとはいけません。地球温暖化対策の推進が「根付く」ように植樹とPR展といったようなものができれば良いのではと考えております。環境をイメージした時に節約と言ったことも大切ですが、文化的に贅沢をすることも環境にやさしいという事がイメージできればまた良いのではと感じております。</p> <p>夏時間を作って、会社に行くのも近距離なら自転車通勤するようにする。ネクタイはやめて背広とワイシャツは半そでにする</p> <p>ペットボトルはリユース・生ごみリサイクルを進める</p>

大量生産、大量消費、大量廃棄をとにかく改めるべき。
何の役にも立たないテレビ番組を放送するのに電力をこれ以上使わないでください。「娯楽」という蓑をかぶって時間とエネルギーを無駄遣いすることにそろそろ飽きてください。
CO2の増加は主に民生・運輸部門であり、まずライフスタイル変革の必要性を国民に周知させるべきと考える。
大事なことは核家族主義です。一世代前のような大家族主義に戻れるなら冷蔵庫も1つ、お風呂も1つ。省エネライフが実現できます。
24時間営業店舗(コンビニ・スーパー・自販機・ファミレス等)を基本的に禁止 夜間放送(テレビ・ラジオ)の自粛促進 夕刊の廃止
ライフスタイルやワークスタイルの見直しについては政府や企業のリーダーシップばかりに期待せず、市民ベースでの積極的な取り組みが必要。マスコミの“勉強”が重要になると考える。
「国民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、ライフスタイルを不断に見直し…」の後に「そのために、公務員や議員は国民の範として率先して自らの問題と捉えている姿勢を示す」を追加する。
自動車に乗らないとか、家庭の消費電力をおさえるとか、ある程度国民に我慢を強いても良い。省エネに逆行するプラズマテレビや、パソコンやケータイの待ち受け消費電力など、不要無駄を無くす目に見える対策をとってほしい。
地球温暖化問題に対応するために、国民の意識改革、生活スタイルの変革などが最重要。国民への情報提供、環境教育等が不可欠。着実に実行すべき。
特定の企業や個人だけの問題ではなく、全ての企業活動、そして国民一人ひとりの生活に密接に関わる問題である。こうした問題を解決するためには、一人ひとりがライフスタイルを見直し、省エネ、省資源を通じて温暖化ガスの排出を抑えることが不可欠である。国民一人ひとりに対して具体的な行動を促すようタイムリーかつ適切な情報提供、啓発活動に力を入れていただきたい。
国民一人一人が温暖化防止のためにどの程度の行動を起こしているか、非常に疑問です。まずは、国民一人一人が、意識改革して、省エネ等に心がけることが重要
日本人の伝統的価値観として、世界的に注目された「もったいない」を再び日本人のライフスタイルに取り戻すべき。
政府は積極的に国民への対話を実施し、例えば、自動販売機の削減、コンビニエンスストアの深夜営業の自粛、深夜放送の制限、自家用自動車利用の自粛などの理解を求めることこそが重要と考えます。
地球温暖化対策は、国民一人ひとりが自発的にライフスタイルを見直すなど身近な暮らしの中での取り組みが必要だが、まずはエネルギー消費型の生活からの転換を促す国民運動となるよう、積極的に啓発・広報活動を展開していただきたい。
「冷暖房のチェッカー隊の結成+環境税収の一部をチェッカーの足代や報告書作成費に」デパートや電車内の冷暖房が著しく不適正と感じています。冷暖房のしすぎは、事業者、企業が少し気をつければ防げることではないでしょうか。こんな思いから、京都議定書目標達成計画(案)の27ページの「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO2化」のなかで述べられている「冷暖房温度の適正化等ヒートアイランド現象の緩和に繋がる都市のライフスタイル・ワークスタイルの改善を図る。」の実現に大いに期待します。冷暖房が適正かどうかをチェックするボランティアを募集し、抜き打ちで検査してもらってはどうか。
自動販売機、コンビニの普及を減らせば発電所が何基か不要になるのではないかと。
詰替え商品や簡易包装商品の積極的な普及は、プラスチックの量を削減し容器包装がゴミとなった時の焼却によるCO2削減につながります。
京都議定書目標達成のためには、産業界だけでなく、国民一人一人の協力が必要。そのためには、達成見込みは読めないものの、具体的な目標を与えるべきである。1.一般乗用車ユーザーは運輸部門に組入れられているが、エコドライブによるユーザーの努力目標の設定がない。「 %の燃費向上」等の目標を掲げ、ユーザー向けの具体的な推進策の検討をすすめる。2.「国民参加の森林づくり」とあるが具体的な目標、指標が乏しい。その内の「環境教育」も各種団体の努力に頼るのではなく、参加人員等の大枠の目標設定が望ましい。
環境問題は、国民一人一人の気持ちがなければ解決できない課題である以上、短期的な効果は見込みにくいなが長期的なことを考えれば、環境教育こそが最重要な対策。
環境教育推進法が制定されているが、学校や地域、企業などでの環境教育を推進学校の総合学習などで地域の市民や環境学習リーダーが参加できるような経済的な措置や市民参加の環境学習リーダー育成に力を入れるべき。

現在の日本の若者はほとんど内容を知りません。学校において深く教えないのがその理由と思えます。時間をかけ、体系的に学べるシステムをお作りください。
科学的な知見をわかりやすく伝える教材の開発、環境税や原子力など温暖化に関わる施策の是非について広く議論できるような手法・教材の提供、本質的で広範な内容の環境教育を行うことが重要。
国民一人一人が「脱炭素社会」へ社会経済システムを変革する意識をもつことが重要で、そのためには徹底的な教育・啓蒙により国民すべての意識改革が必要と考える。
痛みの伴う制度は、社会の理解がないと持続しない。国民全体の理解を得るための努力や施策を精力的にかつ、持続的に実施する努力を望みます。具体的には、学校教育の徹底(特に初等教育段階)、一般向けの平易なPR等。
次の世代を担う子供たちへの環境教育は重要と考えます。効果的・積極的な環境教育に努力を傾注していただきたいと思えます。
高齢者に対する環境教育が不十分。高齢者の住宅の手直し、電気機器の買い替えの際に、省エネ、省CO ₂ 型のものを選択するための参考となる資料を作成、配布し啓蒙教育を行うことが重要。子供も含めた地域住民に対しても必要。
学校教育における地球環境問題の重要性、主要施策の必要性、国民のすべきことなど、次代層に理解させておくことが長期的な観点から極めて重要であり、この点についても言及すべき。
・環境教育を「誰が」行うのが不明確である。・環境教育の受け手が、地球温暖化問題をただの知識だけでなく、自分の問題として認識することの重要性を明記して欲しい。
京都議定書目標達成は、第1約束期間で完了するものではなく、その後にはさらにもっと厳しくなるであろう第2約束期間へと続いていくものです。現在の計画(案)は、目先の目標達成に偏重し過ぎていて、長期的な取組の展望が見えていないように感じます。私のまわりの中学生や高校生からは、「大人は本気ではないのではないか」、「本当にこれで地球温暖化問題は解消できるのか」といった疑念の声が挙がっています。ヨハネスブルグ・サミットで、2005年からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESDE)」に制定することを提案し、「持続可能な社会」の実現を阻害する深刻な社会問題を解決するためには、私たちの価値観、行動、ライフスタイルを根本的に変えなければならない、そのための教育改革に私たちは本気で取り組まなければならないという国際的な合意を、私たち日本が主導して決めたのではないですか。なればこそ、私はこの京都議定書目標達成計画(案)には、長期的な展望と国際協働の視点を重視し、「持続可能な開発のための教育」の政策的な導入による、政府・自治体・企業・国民各層における根本的な価値観、行動、ライフスタイルの転換を図り、もって地球温暖化防止への各層による自主的自発的な実践を促進する戦略をもっと強力に示すべきではないでしょうか。京都議定書目標達成のためにも、今こそ本当に必要な未来のための教育改革を、この計画の中にも最重要施策として取り入れて頂きたい。中学生にすら疑念を抱かれるような計画ではない、根本的に社会を変革する力強いものにして頂きたい。
「環境教育の一環として、地域の温度調査を」子どもたちが、地域のいろいろな場、たとえば、緑地・水辺・舗装道路・コンクリート地表面・運動場・公共の建物や乗り物等の温度をはかってみる。そして、気づいたことを話し合ってもらう、のは意義深いように思います。
「地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等の役割を更に強化する」(p54)とあるが、その役割自体が不明確である。その現状を踏まえ、センターや推進員の役割をより具体的に必要があるのではないかと。また、現在の推進員制度は、各都道府県により委嘱の基準が異なり、活動内容も曖昧である。国民運動の展開を図るため、推進員の活動に期待するのであれば、推進員を一定の基準をクリアした資格とする、実働に応じて給与を支払うなどの制度を考えるべきではないか。
国民のかかわりに関して1ページ半しか割かれていない。国民運動の展開について、いつまでに何をしていくのか、国民一人一人が具体的に何をすべきかといった行動の目安を明記すべき。
ボランティアした時間を排出量に算定するシステムの構築、ボランティア参加を促す支援策の構築(交通費の50%割引、宿泊費の割引)などの支援を個人に還元できるようにすべきです。ボランティア時間を排出権として活用など、皆さんの智恵をくみ上げ実現できる体制を構築すべきです。
削減達成可能性が高い技術に依存した対策オプションが多く列挙されるのは仕方がないが、CO ₂ 排出量の増加を押し上げている部門に関わる主体、特に国民の取組について、努力を求めたり普及啓発をしたりするだけでなく、取組を義務として明言すべき。また、そのためには国民の合意を得る必要があり、今後議論が必要であることを明記すべき。
マスコミの報道姿勢に問題がある。もっと身近で具体的な数字を示して、国民の理解と協力を得る努力が必要。

<p>京都議定書の目標達成のためには、国民の協力が欠かせない。現状を見ると、このための広報活動が不十分だと思う。京都議定書が発効した日の報道をふりかえると、BBCワールドはトップニュースで伝えていた。これに対して、NHKは4番目か5番目で、その内容は京都市民が歓声を上げている様子であった。総理大臣談話が出ていたとは、このホームページを読むまで知らなかった。政府として、特に外国政府に対する取り組み、産業界の課題、国民一人一人が取り組む課題に分けて、もう少し具体的なアピールを出していただきたい。大阪のタウンミーティングで小池大臣が話され、実行されている両面印刷を始めとする国民運動ができるような広報活動を要望します。</p>
<p>国として、NPOと協働で環境家計簿の推進を進めていかなければ、時間がないと思います。積極的に国民の声を反映させて、実働する団体等と手を組んで、アピールしていくことが一番です。計画より、実績が重要です。いつまでに何パーセント削減するか目標を明確にし、達成実績を公表して行く方向がベストだと思います。国の主導より、国民主導への発想の転換を望みます。</p>
<p>電力エネルギー消費者の努力が適正にエネルギー供給側に反映されるシステムを構築するとともに、その反映された結果が消費者に理解出来る形で開示されるシステムを構築するべきである。</p>
<p>家庭における小さな省エネルギー対策が、温暖化対策にどれだけ大きな効果となるのか、マスコミ等を利用して十分に理解させることに努めるべき。</p>
<p>法制度や経済的手法に加えて、また、それらの実現を後押しする世論形成のためにも、地域の市民や事業業者に地球温暖化についての知見を正しく広め、市民生活や事業活動の全ての場面で温室効果ガスの削減を動機づけていくための普及啓発活動や環境教育、人材育成等を飛躍的に拡充・強化していく必要がある</p>
<p>国を挙げて、一人一人の国民に漏れなく訴えて、省エネルギー等の諸活動を導入・展開することが、何より大切なことであり、これ以外の方策はありえない。民生部門における取り組み施策については、具体的に国民に訴えるような削減取組み内容を提示し、意識の高揚を図って頂きたい</p>
<p>基準年以降、増加傾向にある民生・運輸について、より即効的、かつ、国民一人一人に危機感が伝わり、全ての主体がこの問題に部分的な犠牲を払ってでも取り組む、国民的なムードを創出すべき</p>
<p>京都議定書を知っている人はかなり少ないのではないかと思います。周りを見ていると、自分の子供たちのために、少しでも良い環境を守って行こうという意識を持っている人は、残念ながら殆ど見受けられませんが</p>
<p>今年度に環境省が進める予定のインターネットを使った「我が家の環境大臣」や、京都議定書目標達成計画で示されている国民運動や情報提供の取組みを積極的に推進することを期待します。</p>
<p>本気で国民に取組んでほしいなら、HPとかに出さずに、政府特番で国民に省エネするよう直接呼びかけ、まず意識を高めることからスタートしないと。郵政民営化より人間の問題だから、こちらの方が重要でしょう。アピールが少ない。</p>
<p>国民一人一人に対し、多様なメディアや手段を通して、CO2排出量増加が現代社会の快適な生活と密接に関連しており、地球温暖化防止には日常生活における多少の不便や犠牲は避けられないことを周知させるべきである。尚、地球温暖化問題に関するマスコミ報道のあり方についても、まず産業界へCO2削減努力を求め、民生部門の削減努力の遅れを十分国民各層に伝えていない感があり、そうした報道姿勢が国民全体に真剣にこの問題に取り組む運動が一向に生まれてこない原因の一つとなっていると考えられる。従って政府は民生部門における地球温暖化対策の重要性を、正確かつ的確にマスコミに説明し国民に伝える責任がある。</p>
<p>我が国の国民は高い省エネ・環境意識を持っており、多様な手法による適切な情報提供を通じ国民の内発的な意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結び付くことが期待される。現在も政府の広報やイベントなどを通じた働きかけが行なわれているが、大綱に掲げられている省資源・省エネ対策が国民にはほとんど知られていないなど、具体的な成果をあげているとは言いがたい。産業界では、工場や企業の従業員に対する環境教育、省エネ意識醸成のための環境家計簿の配布・家庭での実践、エコドライブや公共交通機関の利用推進の実践等、様々な取り組みを進めて、効果を挙げつつある。政府においても、すでに取り組んでいるこれら実践例を参考にしながら、国民運動の展開に向けて、省庁横断、さらに国、地方自治体も含め、学校及び国民への環境教育への取り組み、広報活動の具体的なアクションプランの策定等により一層の努力を傾注すべきである。省エネルギー機器の購入に関する目安についても、魅力あるインセティブ制度の構築や情報提供の統一的運用等省庁横断による関係者間の検討組織を早急に発足させ、アイデアの具体化に関してロードマップや役割分担等を策定していくべき。GDPの約6割は個人消費であり、環境調和型の新しい価値観、社会観の創造に向け、個人の意識改革が進めば、社会全体の変革が可能となる。こうした変革は、既に世界最先端の環境技術を有している日本企業の、環境配慮型製品・サービスへの更なるシフトを加速することにもなる。</p>

京都議定書で公約する削減目標を国民が責任を持って達成して行くことは、地球環境破壊によって今後、人類が受ける損失(決して経済的な損失のみを意味するものではない)を食い止めるために最低限の取組みと考えられる。しかし現在のところ、各部門への対策の中で、民生部門(家庭)における二酸化炭素排出削減を進める有効な手段を持ち得ていない。単なる普及啓発による自助努力を促す時期は、すでに終わった。京都議定書が発効された本年度からは、約束期間において、国民に対し、何を、どこまですべきなのかという、具体的な方策を明確に示す必要がある。2007年度までの3年間に、その内容を示すと共に、国民からの理解と協力を可能な限り得られるような努力、具体的な削減計画及び進捗管理システムの構築、本番の取り組みに向けた一刻も早い準備態勢の整備等を行わなければならない。

非常に重要な分野であるが、まずは政府内で地球温暖化防止のための積極的な姿勢を見せる必要があると同時に、政府内の地球温暖化防止に関する認識の差(特に環境省と経済産業省の対立)もなくす必要がある。そのためには環境税などの政策を導入すべきである。上記のような前提条件が満たされて初めて国民による努力がその成果をあげることができる。また、国民運動の展開のためには情報提供が非常に重要であり、製品の温室効果ガス排出量(設計から廃棄されるまでの全排出量)に関する情報を提供すべきである。さらに、国民の参加を促すためには国や自治体の政策策定過程へ市民の参加が必要であり、そのような意思決定システムを新しく構築すべきである。

民生・運輸分野への早期啓蒙早期にキャンペーンなどの行動を行うべし。この分野では、大きな割合を占めているが、悪く言えば野放し状態である。事実、大多数の人は、「企業が排出しているCO₂は、個人レベルに比べると問題にならないほど大きいので、1個人の努力ではどうしようもない。企業よろしく。」という感度である。ひとりひとりの積み重ねの方が大きいことを、全く認識していない。これは積み重ねなので、取り組み期間とキャンペーンの回数が大きく影響を及ぼす。従って、最初は効果が少なくても早いうちから少しずつ行動すべきである。明日にでも、(1)地球環境の問題を国民が真剣に考えてくれるような工夫。マスコミの活用。(新聞、TVへの協力依頼)難しいことは抜きにして、平易な言葉で。危機感(日本のおかれている立場、ペナルティーなどもアピールする必要あり)(2)キャンペーンの実施マスコミの活用。(新聞、TVへの協力依頼)最初は、1ヶ月に1回程度の“省エネの日”を定めて、啓蒙する。会社、学校、地方自治体レベルでの呼びかけ。具体的事例をいくつか表記する。(その効果とともに)回数を増やし、1週間に1回にしていく。それらで得られる効果を常に公表し、省エネ活動の推進の拍車とする。(3)運輸もっと、徹底した取り組みが必要である。国民は危機感が飲み込めたら、不便さも容認してくれる?・ノーマイカーデーの強化・乗り合い交通の強化など

省エネ性能の優れた機器の普及啓発には、現在、業種・品目、あるいは地方公共団体単位で異なった表示をおこなっている省エネタイプ製品について、国民運動の観点からも統一的な表示を行うべきです。よって、「この一環として、国民一人ひとりによるライフスタイル・ワークスタイルの不断の見直しを促す観点から、」につづいて「省エネ性能の優れた機器について業種・品目・行政区の枠を越えた統一的な表示(マーク)を行うとともに」と追記してください。

国と地方そしてNPOが繋がって協力しあい、きめ細かい呼びかけが必要と考える。

「国民運動の展開」を望むならば、イベントや広報に経費を使うだけでなく、省エネ製品、機器の購入に対し、地域の信用金庫などを使って、無利子ローンを設定するなど、きめ細かいバックアップを考えた方が、二酸化炭素は現実に削減されると思う。

グリーン債権の発行による市民基金の設置

単なる省エネ型家電や車等を導入する等の施策は、物を大事に長く使うというエコロジーの基本から考え、やや違和感を感じる。

(4) 公的機関の率優先的取組の基本的事項

公的機関における温室効果ガス削減のための様々な施策については、より厳しい拘束力を持たせる必要がある。自治体における温暖化防止計画もより実効性のあるものにする必要がある。特に、公共機関の省エネ基準やグリーン購入などに関してより厳しい基準を設ける必要がある、それを記すべきである。また、国民の地球温暖化防止のための努力に対するインセンティブを与える措置もあわせて導入すべきである。

国や地方団体の省エネ意識が末端まで浸透していない様に見受けられる

まず最初に政府や県、市などにも是非、率先して環境問題に取り組む姿を示してもらい、環境への取り組みをリードしてもらいたい。模範となって目に見える活動をして実績をアピールすることが重要

公益事業の効率化は必要なことですが、地球温暖化への対応も同時に進める必要があり、競争のもとで全ての事業者が等しく地球温暖化対策を考慮した対応を行うような政策を進めることが必要

公的機関の率優先的取組において、費用対効果を加味した対応が必要。最小のコストで最大の省CO₂効果を達成するよう、費用対効果を見極めた高効率機器の導入を行うべき。

<p>環境問題をこの世界的経済競争の中で実のあるものとしていくためには、経済的に不利益にならないという枠組みを示さなければならない。環境対策の進んでいる企業は環境経営、環境会計という考え方を導入し儲かる環境対策を模索している。この計画に国としての環境会計も付け加え公開すべきである。</p>
<p>森林吸収減対策の一環としての地域材の使用のモデルとして、霞ヶ関官庁の建物の床・壁などの内装を地域材を活用した内装にリフォームすべき</p>
<p>民生・運輸部門は社会的な変化を背景にCO₂の発生量増加圧力要因は今後も強まるものと予想されます。社会的な意識改革が不可欠であり、この面での政府や公共団体の率先垂範と指導性の発揮をお願いしたいと考えます。</p>
<p>民生部門と運輸部門の達成目標値の根拠が、非常に曖昧です。特に、内訳として、行政部門の統計が示されていません。企業や家庭では、個々のケースについて具体的な数値目標を推定出来ますが、官公庁や地方自治体の場合は、全国平均の床面積当たりのエネルギー需要から単純に何%カットと云う示され方の様で具体的な達成目標値ではなく、多くの自治体では、庁舎や施設の実態が不明で、母屋の積極的な対策がなされていない様に思われます。官公庁や大学キャンパスのESCO事業の導入では、契約期間が長期(10年以上)になる為に、ESCO事業者が長期の性能保証を受けられるかの問題があります。</p>
<p>公的機関の率先的取組について示してあるが、その結果を明確にするためにも、温室効果ガスの排出量の計算を「公的機関部門」として独立させてはどうか。実際に導入された対策の効果(費用対効果)も明らかになるだけでなく、産業部門、運輸部門、民生部門等の手本となる。これにより、地方公共団体に義務付けられている計画の策定、実践が効果的に進むのではないか。</p>
<p>公的機関の率先的取組は、民間への促進の重要なキーである。特に、運転データの開示・評価は、機器の普及率に大きく寄与するものである。大学享受と連携するなどして、学会等で公的機関の発表を行ってもらいたい。</p>
<p>公的機関の実施計画のフォローアップ制度を構築すべき。公用車の数、大きさ、稼働率などを公表し、透明性を高めるべき。</p>
<p>政府でもカーシェアリングの取り組みに協力頂ければと思います。</p>
<p>国の率先的取組に「公用自動車の全廃」を追加すべき。また地方公共団体の実行計画に「通勤用家用車の禁止」と「公務員家族の家用車使用50%削減」を追加すべき。</p>
<p>政府官公庁が積極的にグリーン経営の車を選択して利用し、アピールすることで普及と定着を図ることが重要。</p>
<p>「霞ヶ関官庁街における省CO₂化モデル事業の推進」について国会議員や政府関係者は、省庁に限らず夏場のノーネクタイ等の省エネスタイル、使用する交通手段等について模範を示すように徹底するべきです。</p>
<p>官公庁内でノーネクタイ、上着なしを奨励すべき。</p>
<p>「霞ヶ関官庁街における省CO₂化モデル事業の推進」について、本当に燃料電池が省CO₂になるのか評価を実施した上で対策をとるべき。</p>
<p>国の率先的取り組みとして、官庁街の省CO₂化モデル事業の推進が挙げられているが、今後の炭素制約社会到来を内外に示すためにも、購入物品、使用エネルギー等について低炭素物を率先して購入し、我が国に広く宣伝していただきたい。</p>
<p>空調ではヒートポンプでこそ省CO₂化を図れるが、「ガス冷房等の導入」が本当に省CO₂対策となるか真剣に評価すべきである。省くべき。</p>
<p>国の機関が電力入札を行う際に、現状の価格だけでなくCO₂削減などの環境性を考慮した入札を行うべき。電力供給の新規参加者は、省CO₂ではないことを繰り返し強調しておきたい。入札の条件として省CO₂の観点を導入されたい。今のままでは、電気に係るCO₂が増える一方である。地方公共団体についても、同様の記述をすべき。</p>
<p>官庁、市役所等の購入電力の競争入札の際に、CO₂排出係数に制限を設けて(例えば0.38kg-CO₂/kWh以下)頂きたい。</p>
<p>実行計画の具体策には、実現可能な計画を示すべき。「庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購買方式を導入する」、「特に、庁舎等の使用電力について、省CO₂化を図る」は現実的には極めて困難であり削除すべき。</p>
<p>庁舎等の使用電力について省CO₂化を図れば、結果として原子力・水力発電を保有する既存電力会社から購入する比率が圧倒的になることは明白である。</p>
<p>学校でのエアコンの設定温度が非常に低い。全国の学校で調査・指導を行い、公共機関の率先行動をして欲しい。</p>
<p>役所のボイラ等熱設備の熱効率がどのくらいかを調査して、低熱効率の設備を全て更新すべき。</p>

	<p>省エネ型自動販売機の導入率は低く、その原因は従来型よりもコスト高であることが挙げられる。官公庁、地方公共団体関連施設等は、その施設内における清涼飲料自販機設置の許認可権限を保有しており、省エネ義務を課すことで省エネ型自販機の導入が促進すると考える。</p>
(5)	<p>サマータイムの導入</p>
	<p>国民全体で温暖化ガス削減に取り組む必要があり、意識の動機付けとしてはサマータイムの導入は有効な手段であり、すぐ進めるべきである。更に提案したいこととして夏季の服装の軽装化の推進</p>
	<p>サマータイム制度の導入は、メリット、デメリット、両面あるだろうが、意識改革には絶好の施策と考える</p>
	<p>サマータイム導入や夏期長期休暇奨励(避暑)などもやってみる価値があるのではなからうか。新たな産業が生まれるような一石二鳥の政策展開を望む。</p>
	<p>サマータイムの導入を提言。労働環境の悪化への懸念を踏まえながら、時短の推進、改正労働基準法に基づく時間外労働協定の限度基準の徹底および時差出勤やフレックスタイム制の一層の推進等を政府主導で取り組むことで、サマータイム制度がもたらす本来の姿を実現できる</p>
	<p>サマータイムの導入に関して、具体的施策に関する記述が全くない。球温暖化対策としての有効性や国民生活への影響を精査したうえで、国民的議論を踏まえつつ十分に検討すべき。どのように国民議論の展開を図るのか、期限・目標など記載すべき。</p>
	<p>国民の環境意識を喚起する方策として非常に有効なサマータイムに関して、「国民的議論の展開を図り、合意形成を図る」という程度の、べき論だけの記載では計画としては極めて不十分である。具体的な施策と数値目標を明記すべき。</p>
	<p>様々な意味での効果に優れる、と考えられる「サマータイム導入」についての状況が、いまだにこの程度か、と大いに失望します。案ではわずかに1行しか割かれていません。「サマータイム制」の欠点を指摘する声も過去よりあるのだと思いますが、これは国際的な環境議論の中での日本の位置付けを認識しない、真の意味でのライフスタイル変更を真剣に模索しない、非常に狭い見識に基く声であり、既に導入している欧州に身を置く者から見て、非常に奇異な感じがします。</p>
	<p>サマータイムは、「導入ありき」で検討している。海外事例やコスト試算、労働時間の長時間化等の影響等も懸念されるため、多方面からの十分な検討が必要。</p>
	<p>サマータイムの実施がなされると、製造業では自動制御システムのソフトの変更等の負担が発生する。緯度の高いヨーロッパに比べメリットが少ないとの意見もあり、サマータイム実施のメリットがどの程度あるのか明らかにする必要がある。</p>
	<p>サマータイムを導入すると、基本的に年2回の時刻切り替え作業が発生する。その費用負担が重荷となる。企業単独で見れば、この費用を省エネ投資に投入した方がCO2削減効果は高い。</p>
	<p>サマータイムの導入は、国民生活への影響についての検討、討議は行われていますが、24時間稼働、夜間電力活用のためシフト運転を行っている製造業に対する影響についての検討、議論が不足しているように思われますので、十分な議論をお願いします。</p>
	<p>サマータイムの導入を図るための議論はやめるべきである。今日の24時間稼働社会で23時間の一日、25時間の一日を設けるなどというのは、愚考としか思えない。</p>
	<p>サマータイム制には疑問。むしろ労働時間を短縮して、職員を早く帰宅させれば、ビル内の無駄な電気を消して、空調を止めることができ省エネルギーになる。</p>
	<p>サマータイムの導入に反対。単に活動時間が長くなり、温暖化防止に逆行する。省エネにつながらず、経済損失、労力の方が大きいため反対。</p>
	<p>サマータイムを導入するより、深夜煌々と明かりを灯して仕事をする霞ヶ関の仕事の仕方を変えるほうが先。</p>
	<p>サマータイム導入による航空業界(特に、国際便)への影響は甚大である。準備期間として、2年は必要であることを認識する必要がある。</p>
(6)	<p>ポリシーミックスの活用</p>
	<p>ポリシーミックスの活用について、政策手法を総動員しとあるが、明確な記述があるのは経済的手法のみである。確実に目標を達成しなければならないという現状から、規制的手法も導入するという姿勢を明確に示すべき。計画全般に、脱温暖化社会へと誘導する政策が乏しいように思われる。</p>
(6 - 1)	<p>経済的手法</p>
	<p>来年度以降の税制でエネルギー転換や省エネルギー投資に5年償却程度の優遇税制を提案します。</p>
	<p>自主的な活動を継続して実施できるよう、CO2の排出を抑制する省エネルギー機器の導入や地球温暖化防止対策への投資について、引き続き補助金制度の拡充や規制緩和など政策面でも更なる環境整備を実施いただきたい。</p>

CO₂削減につながる省エネ設備投資への税制上の支援措置を要望。エネルギー対策促進税制、現在の『エネルギー需給構造改革投資促進税制』は、産業界のめざましい省エネ達成につながり、有効な税制支援措置として大きな役割を果たした。ここ数年税制の政策目的はある程度終えたとの観点から、対象設備の基準が引き上げられ、設備自体も削減される方向にある。しかし今後の温暖化対策を考えた場合、エネルギー多消費産業のCO₂削減対策は燃料転換や省エネルギー投資が中心となる。経済的手法として環境省は補助金による支援措置を考えているが、その場合原資として何らかの財源が必要となる。その点税額控除や特別償却による税制措置であれば、何ら財源は必要ない。このため現行の『エネルギー需給構造改革投資促進税制』に、産業界の地球温暖化対策支援を織り込み、見直すことが有効と考えられる。来年度から当面4年間に限り、設備取得額の10%の税額控除等思い切った支援措置を導入すれば、企業のCO₂削減投資が大きく進むことが期待できる。補助金より減税措置のほうが、より多くの事業者がその恩典に浴することが出来、わが国全体の温暖化対策効果も大きい。最近のエネルギー価格上昇を考慮すれば、設備投資のインセンティブ効果は一層高いと思われる。

(6-2)環境税

具体策に乏しく、期待はずれです。環境税を導入し、エネルギーを使わせないインセンティブが必要不可欠です。

環境税は削減目標を達成する上でうまい仕組みである。日本の経済に影響するとの考え方もあるが、それは短期的な見方であり、長期的な枠組みで考えたら影響は軽微である。

環境税は国民が負担していることを実感することが必要ですが、導入が遅れるほど高い税率が必要になります。導入が遅れることで国民の過度な負担にならないように、早期導入によりCO₂排出削減につなげることが必要です。

炭素税(環境税)はすべての温暖化政策のベースとして、必要不可欠の政策。価格インセンティブ効果により広範な部門・主体にエネルギー起源CO₂削減を促す実効的な政策であり、炭素トン当たり10,000円以上の中高税率での導入を行うべき。当然基本的に税収中立型の制度設計とすべき

京都議定書の目標達成のためだけでなく、社会経済システムが外部コストを内部化したより公平な社会への転換を促すため、高税率税収中立型の炭素税の早期導入を明記すべき。

すべての主体に対してCO₂(炭素)の排出量に比例して公平に削減を促すことができ、民生・運輸など規制が及びにくい部門を含めすべての主体に効果を及ぼすことができる環境税の導入を望む。

税制全般について、環境対応・推進型にシフトしていくべきと考える。使用するエネルギーの出すCO₂量総量あたりと言っている環境税の基準は理にかなっていると思います。CO₂排出税を課し、排出税に見合った減税を行えばよい。

多くの先進国では温暖化防止政策として、環境税や排出量取引制度が導入されている。わが国では経済的手法について期限もなく検討が続けられるだけで、その導入の目処が全く立っていない。環境税は適切な制度設計を行えば、大幅な温室効果ガスの排出削減効果が期待できる政策であり、早期に導入されるべきである。また、現行のエネルギー税制は電源開発財源や道路特定財源など温暖化対策に逆行する税財制度を抱えており、これらの税制の廃止を含めた抜本的な見直しを環境税の導入と同時に進められるべきである。したがって、現行のエネルギー税制の抜本的な見直しとともに、環境税の早期導入を実現するように施策に盛り込むことを強く求める。

温室効果ガスの排出量削減は、環境税を導入しなくては達成できないと思います。省エネなどの努力をした人が得をして、していない人は損をするようなしくみをぜひ作ってください。日本人が大量のエネルギーを使うことで引き起こされる、気候の変動や、それがもたらす海面の上昇や、氷河の融解によって、故郷や生命さえも脅かされている人たちがいるというのに、他人事のように振舞っている多くの人に取り組んでもらうためには、環境税が有効だと思います。導入すれば目標の達成が不可能ではないのはわかっているのに、圧力に負けて導入できなかったら、悔やんでも悔やみきれません。本当は6%では全然足りないかもしれないのだから、せめてこの目標は達成させるべきです。

京都議定書目標達成のためには、環境税などの、全ての主体に深く関わる対策が必要不可欠だと思います。環境税の導入は先送りせず、国民が進んで受け入れるような形にすることを主眼に早急に具体化するべきです。計画案を読ませていただきましたが、一般市民にとって、今までと何が違うのか、よく読みとれない案でした。現在うまくいっていないことは明らかですから、何か新しい施策を導入するべきだと思います。その意味で環境税はとても有効だと思います。国民全員で取り組むためにはもう具体的な導入の道筋をここに載せるべきです。子どもたちのためにも、もうそろそろ、本当に大胆な対策、国民全体が環境のために痛みを分かち合う対策でよいのです。世界に冠たる環境先進国であるためにもぜひもう一度ご検討ください。

<p>炭素税の導入が不可欠、今後も放置すれば CO2 は増加傾向であり、脱温暖化社会への転換を促す制度の導入が必要。住宅・建築物の断熱規制導入、住宅・機器・自動車の性能表示の義務化などとともに、炭素税の導入が不可欠。</p>
<p>電気・ガス・灯油などの燃料に税金をもっと税金をかけてもいいと思います。それらの値段があがれば、削減に努力すれば効果が大きいので、4月から電気代が安くなるようですが、省CO2の点からみれば反対です。また、消費税を上げたり、所得控除を削減したりして、増税の検討がなされているようですが、省CO2に努力をしていないほど税金を多く払わねばならなくなるような方法をとれば分かりやすくいいように思います。</p>
<p>省 CO2 型の都市・交通・物流デザインについては、環境税も含めた積極的な規制導入が結局は大きい効果を上げるのではないかと期待してる。</p>
<p>思い切って人頭税方式で環境税を導入してみてもしくは、「税」と名がつくと嫌がられるので、名称にこだわるのも一考では？「実態は税、形式は寄付行為」的な演出をするなど。</p>
<p>環境税の導入と法人税、所得税の減税の組み合わせが有効。環境税の税収分だけ法人税、所得税の減税に廻せば、生産者や消費者の負担も無くなる。さらに、投資や雇用を増大させて税収の増加が期待でき、環境税の税収以上の法人税、所得税の減税が可能となる。</p>
<p>太陽光発電設備を付けることを勧めています。しかし、設置費用を取り戻すのに30年以上必要とすることを言う、そんなのでは話にならないと言う方ばかりです。家庭の電気料金に「環境税」を掛けて、「環境税」の分、太陽光発電所から電力会社が買い取る単価を上げてやれば付ける方にメリットが出てくるし、各家庭は付けることを考えるようになるのではないのでしょうか。</p>
<p>環境税(仮称)については、国民全体で日本の環境づくりを支えるという意識を醸成するためにも、達成計画にその必要性や税収・税率、税源の用途などを具体的に記述していただきたい</p>
<p>厳しい目標であるにもかかわらず、何ら国民生活にインパクトのある政策が打ち出されていません。産業界を含む国全体の取り組みを進める上で、炭素税などの導入が必要不可欠と考えます。</p>
<p>日本の山林は極めて荒廃しており、目標達成には今後5、6年で集中的な間伐、手入れ等を行う必要があります。国費を投じ、国家事業として、二酸化炭素削減に寄与しうる健全な山林を作り上げることが、ぜひとも必要です。環境税の導入につきましては、低い税率では消費抑制には効果が薄くとも、得られた税収により健全な山林育成をすれば、確実に二酸化炭素の量を削減することが可能です。国民の環境への関心を高めることにも役立ち、国際社会に対しても最大限の努力をアピールできます。ぜひとも環境税の導入を早期に実現してほしいです。</p>
<p>今回取りまとめられた「目標達成計画(案)」でも、削減目標のうち3.9%は森林の吸収量に期待している。しかしながら、林野庁の試算によると16年度ベースの予算では2.6%に止まるとされており、そのことは本部も認めているところである。この計画(案)によると3.9%を確保するためには、森林整備等を一層推進することが重要であり、横断的な施策の検討も含め政府一体となった取り組み等が必要としているが、極めて具体性に欠ける表現であり、その実現性に疑問を抱かざるを得ない。特に有効な財源対策として、森林吸収源対策で活用が期待される環境税の早期創設は不可欠であり、政府の強力なリーダーシップを期待したい。残された時間が極めて限られた中で、問題の先送りは許されないものと考えます。</p>
<p>私は中央線の沿線に住んでおり、週末には奥多摩の峰々をハイキングしています。最近、気になることは、スギ、ヒノキの林のシカによる被害地が拡大し、深刻化していることです。林業家に聞きますと、対策には莫大な費用が必要とのこと。このような森林の荒廃は、おそらく、日本の各地の山村地域で生じている現象だと思います。上記のような日本の森林の現状では、目標を達成することは到底できないと思います。国が責任を持って、国民各層の役割と責務を明らかにする必要があります。環境税は、国民各層に自覚を促すとともに、必要な分野に投資・助成を行うことができ、非常に有効な手段だと思います。京都議定書の目標達成のためには、環境税を創設し、森林整備、新技術開発等に追加投資することとしないといけないと思います。</p>
<p>森林のもつ二酸化炭素吸収源としての機能を十分発揮させ、併せて、森林の持つ公益的機能の発揮等による国土保全及び森林・林業活性化並びに山村振興を図るためには、新たな財源の確保が喫緊の課題である。環境税の創設と税収を森林吸収源対策に含めることを検討すべきである。</p>
<p>国土保全としての森林の果たす役割は大きいものと考えています。放置された森林の整備等に早急に着手しなければ、土砂災害などが多発し、日本の生態系や環境にも大きなダメージを与えるのではと危惧しています。環境税を導入し一日も早い抜本的対策を期待いたします。</p>
<p>容易な方法で森林空間で快汗できる公的なシステムを立ち上げるべき。そのシステムそのものに環境税を使えば良い。</p>

日本の工業は農林業の犠牲の上に成り立っており、木材の輸出を止める事も出来ないとすれば、環境税に反対している工業関係者ももっと協力すべきであるし、勿論環境税の一部を森林整備の財源に充当すべきと考えます。
CO ₂ を発生する都市からCO ₂ を吸収する森林や山村へ財政的支援は不可欠です。環境税を創設してその用途に森林整備や山村振興を加えることは議定書の国際約束を果たす上で極めて重要なことと思います。
京都議定書では木材中の炭素は、山から切り出した時点でCO ₂ を排出したとみられ、木材によるCO ₂ の固定分は評価の対象にされていないようだけれど、木材中の炭素はCO ₂ を固定しているとの評価に変えるべきである。そうなれば木を使用した建築物を大量に安く供給するシステム施策を作る。(例えば木造建築物に対しての税制優遇策を設ける等)又、木材利用期間を延ばし、口内での炭素貯蔵量を一定期間確保するといった観点から、建築廃木材、林地間材等の再利用は非常に大きい意味をもつ、そのためのシステム施策作りこの様な施策を具体的に民間に稼働させる為の資金として環境税を有効に使用してもらいたい。
二酸化炭素の排出が増加するなら、吸収を増加させなければならない。その一番の担い手は森林の樹木である。しかし林業は、現在衰退の一途を辿る産業であるため、環境税や水源税といったものを導入し、労働賃金に割り当てるべきであろう。この場合、環境税は二酸化炭素排出量の多い市街地での課税率高くする。水源税の場合は流域単位で下流住民及び、その流域の水を利用する地域住民の課税率を高くする。
環境税により吸収源対策がしっかり採られれば、そのことによって、国土の7割を占める森林の多面的機能の発揮についても効果を発現することになります、海洋資源の回復にも繋がりますので、是非ともその実現のための表現に改めることをお願い致します。
環境税(炭素税)についての記述が、内容・スペースとも不足。「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」であるならば、国民的議論を喚起するためにも論点を明記すべきである。
省エネルギーが経済性を持つ仕組みを作る必要がある。これまでの税金はその使い道が不透明で負担増の印象を与えてきたため、エネルギーの使用量により賦課金を掛けて、エネルギー供給者が徴収し、公的機関が省エネルギー効果に応じて配分する方式を提案する。
当面、環境税導入を前提とした検討には反対であるが、逆に、国際競争力などへの影響を緩和する方策が適切にとられるならば、有力な政策手段
自動車用ガソリンをトッランナー式として消費者へ拘束力もたしてはどうか？現在のガソリン税を含めた税体系を見直し、レギュラーガソリン並みの価格とするべく税金で補填し使用してもらおう事が前提。これによりTaxonTaxとなっているガソリン税も国民は納得する可能性高いと考える。環境税導入議論の1つとしても有効ではないか。
環境税に対する考えは容認できますが、消費者が負担すべき増税を石油販売業者が負担する事はできない。
温室効果ガス削減義務をのための環境税には異論のないことでありますが、生活に密着した燃料に対する課税は消費税と同様に社会的弱者に対する累進性が顕著であり、避けるべきであると考えます。
環境税は、再生可能なアルコール燃料等への誘導策とセットで検討されなければ負担だけが残る。
環境税は非常に有効である。それに代わって消費税を減税する、所得税や相続税、法人税の累進税率を強化するなどの対応を行い、低額所得者の負担を軽減すればよい。
環境税に関しては、国内の割高な政策に金を使うより、CDM等の割安な対策に既存の財源を使い効率よく温暖化ガス削減を行うべき。
環境税の導入は、徴税行為により政府が絶対的な排出削減責任を負うことを明記すべき。納税した事業者/市民は、温暖化対策からの一切の責務から開放されるべき。削減目標が達成できない場合、一切、民間への追加的付加や、将来への先延ばしを行なわないことを明記すべき。特に税の所管官庁や、支出の所管官庁の一般会計分が公務員給与から差し引くような、行政の不退転の決意が必要。
環境税を導入するにしても、化石燃料の燃焼に対してのみ平等に実施するべきであり、その選択が需要側にあることを踏まえると、化石燃料の燃焼を選択するエネルギーの需要サイドに対して公平にかけられるべきでしょう。水力、原子力、自然エネルギーなどに対しては一切、環境税の影響をかけるべきではありません。
環境税による単純な抑制策でなく、持続的発展を遂げるべき企業が環境税として支払う分をこれら前向きな投資に当てられる施策を希望します。
環境税といえば、すぐに事業者負担となりがちだが、逆に環境に配慮する事業者や製品の環境減税や免税を考えるべきではないか。自動車税の完全免税による電気自動車やハイブリッドカーの普及や、混合セメントの消費税免除と普通セメントへの課税強化による混合セメントの利用数量拡大など。

<p>環境税については、インセンティブ効果重視型か、財源効果重視型か等、税の性格付けも含めた基本コンセプトの再整理が必要と考える。</p>
<p>環境税導入による効果と国民経済へ与える影響等を充分検討すべき。産業の国際競争力を低下させるのみばかりでなく、国内の産業の空洞化に続き、国民経済にも深刻な影響を与える。仮に導入する場合には、既存の石油税や石炭税、天然ガス税等を全て見直し、トータルとしての増税にならないよう十分な配慮が必要。</p>
<p>環境税については、「環境と経済の両立」を前提に追加財源が本当に必要なのか、既存の税制で対応できないのか、経済発展に影響を与えないのかななどを総合的に検討し、その必要性を議論することが必要。</p>
<p>欧州諸国の環境税は一般財源であり、既に高率の消費税の更なる増税に替わる対策であり対象はもっぱら一般家庭のエネルギーに限定されている。「環境と経済の両立」の基本方針に照らして慎重にかつ総合的な検討をすべき。</p>
<p>環境税については、メリット・デメリットについての定量的な評価すら十分に議論されておらず、国民の間でも賛否両論がある状況であるから、「時間をかけて、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」とすべき。</p>
<p>環境と経済の両立のためには最終消費者が負担する仕組みが不可欠であり、拙速に環境税を導入することは社会全体を不安心理に陥れ、経済の停滞を招くのみである。導入に十分なコンセンサスと税負担のクリアな仕組みづくりが先決である。</p>
<p>環境省提示の環境税案は、国内のエネルギー多消費産業に壊滅的な影響を与えると危惧する。「真摯に総合的な検討を進めて行くべき課題」となっているが、国内産業にダメージのないバランスの取れた検討をお願いしたい。</p>
<p>環境税導入に際しては、国民投票など広く国民に意見を徴集していただきたい。また、その税収の用途については、学識者の知見を入れ、環境への費用対効果を吟味していただ上で、その用途を明確に国民に知らしめて欲しい。</p>
<p>事業者、市民・NPO、行政が一堂に会して意見交換を行い環境税の必要性や内容についての合意形成が得られるような場を、計画的かつ継続的に設定していくことを提案する。</p>
<p>京都メカニズムを活用した場合と比較しても十分な効果が認められる場合に、初めて環境税導入の議論を行うべきである。</p>
<p>二酸化炭素の排出削減対策を実施する為の財源として検討されているとのことだが、本当に環境税(国民に広く負担を求める=増税?)がないと削減対策は出来ないものなのか。また、環境税は経済的手法の一つとのことだが、まず、現状の財源で出来ることを検討した上で、最終的に環境税の導入について議論すべきである。環境税の導入 国民経済や産業の衰退 GDPの減少 二酸化炭素の排出量の減少と言った最悪のシナリオだけは止めてほしい</p>
<p>環境税については、大きな問題だと考える。国民の理解が100%というのは、無理にしてももっと納得がいくまで説明・議論等をして決めるべきである。今ある税制の見直し余地はないのか、税の使い道に無駄遣いはないのか等、環境税導入を言う前にまだまだ検討・議論すべき事項がたくさんある</p>
<p>「環境税は温暖化の為ではなく、社会福祉財政の為である」がドイツ財務省の弁。これらを冷静に判断し、我が国日本にて導入の是非を判断すべし</p>
<p>環境税については、あまりに諸外国模倣的発想(特に欧州)による議論が目につき、その日本における意義や定量的なメリット・デメリットがきちんと議論されぬまま、机上に置かれている感があります。原案に加え、「十分かつ真摯な国内議論を慎重に行い、総合的な検討を進めるべき」といった表現となるべき。あくまでも「導入ありき」といった印象は排除すべき。</p>
<p>環境税導入ありきの検討には反対する。国民負担を伴う環境税については、CO2削減効果、経済や雇用への影響、産業の国際競争力に与える影響等を慎重に検討し、既存のエネルギー関連税制を含めた税制制度全体の見直しを含めて、国民的な議論を行うことが必要と考える。</p>
<p>環境税導入を前提とした検討には反対。「環境と経済の両立」を前提に、まずは、追加財源の必要性、既存税制見直しの可否、国民経済や産業の国際競争力に与える影響などを、慎重かつ総合的に検討し、その必要性を十分に議論していただきたい。費用効果の高い対策を講じるべき。社会的コストについては更なる検討がなされるべき。</p>
<p>我々納税者からみれば新たな負担増となる。はじめに税ありきのような姿勢ですが、はじめに検討すべきは温暖化対策にいくら費用がかかるのかである。いかなる形であれ合理的な検討を省いた状態での増税には反対である。</p>

<p>始めに税ありきの議論には反対である。従来より税の使途については、国民の不信感が強い。どういう使途で費用が入り、どういう効果があるかが明確にした上で、その費用の捻出を議論すべきである。環境税はその後最後の手段であると考え、現実に省エネや温暖化ガス削減を進めているところに、新たに費用を負担させる考えは温暖化推進を阻害するものと考え。</p>
<p>環境税の導入は反対である。経済活動への影響は避けられないと考えられ、最終的には国民生活を圧迫することになるので、再考を願う。景気が浮揚してきたこの時期に環境税を導入するのは、国民経済や企業の国際競争力に悪影響を及ぼすと考え。</p>
<p>国民経済の発展のためには、環境税はこれに逆行するものである。特に原料を輸入し、加工して輸出するというわが国経済の発展のためには国際競争力が不可欠であり、このためにも、製造コストの高騰につながる環境税の導入は好ましくない。</p>
<p>地球温暖化対策は環境と経済の両立が前提条件である。産業界は自主行動計画に基づき、徹底した省エネ努力を行っており、計画通りCO₂排出抑制に成功している。さらなる省エネの推進も産業の健全な発展があって可能となる。従って環境税など規制的な対策は導入すべきでないとして明記すべきである。その理由として、第一に税によるエネルギー需要抑制効果はないことがあげられる。特に、昨年11月環境省が公表した案程度の税額では消費抑制効果は全く期待できない。国民が重税と感じるレベルまで増税しなければ、消費抑制は不可能である。第二にわが国全体のエネルギー課税額は5兆4千億円に上り、地球温暖化対策には一般財源から1兆2千億円の予算が使われていることがあげられる。このため現行予算の使われ方を見直し、効果的効率的な使用を検討することが先決である。三番目には、税収を温暖化対策の補助金に充てても効果はなく、予算のばら撒きになる恐れが強い。四番目には国際市場での競争を強いられているエネルギー多消費型製造業にとって、競争力を弱め、経済全体にマイナス効果となる。EUで環境税が導入されていることを理由とする意見があるが、EUの税は税収は一般財源に組み入れられ、社会保険料負担軽減や所得税減税に利用されており、地球温暖化対策に充当される目的税ではない。このため、税体系全般の中で議論されており、導入に際しては既存エネルギー税の軽減など全体的な課税バランスを考えて実施されている。</p>
<p>エネルギー価格の引き上げを通じたCO₂排出削減効果が極めて小さいことは、今年の石油製品価格の大幅な上昇局面で、需要が抑制されずに増加したことから明らかであり、環境税は、有効な対策とは言えず、財源確保を目的とした単なる増税にほかならない。既存の温暖化対策予算は、年間1兆2600億円の規模に達しており、その使途・効果の徹底検証を行うのが先決である。</p>
<p>環境税導入による省エネ等の技術開発推進は、2010年には効果が出ない。また、基幹産業界が国際競争力を失うことにもなり兼ねない。</p>
<p>化石燃料の輸入段階と消費段階での課税が価格インセンティブとして機能し、国民のライフスタイルや社会経済システムの変革の推進力になりえるかは甚だ疑問。化石燃料へのさらなる課税は基礎素材産業(エネルギー多消費型ではあるが、同時に世界最高水準のエネルギー効率を実現)に大きな負担を強いる。わが国の基礎素材産業が競争力を失い、海外の非効率な国に生産が転嫁されることになれば、地球規模ではCO₂排出量の増大につながる。一方、税収の使途とその効果も疑問。既に温暖化対策のために1兆円規模の財源が投入されており、実効性の評価が明らかでない段階で新たな目的税を拙速に導入することには反対。</p>
<p>環境税を課したところで鉄鋼やセメントの消費が減少するはずはなく、最も大事なエネルギー消費の抑制に対する効果が極めて限定的である</p>
<p>環境税についての記述を見た限りでは、実質的に温暖化ガスを減らすことと税金の導入が具体的に結びついていない。計画(案)には”価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果”とあるがその具体的な仕組みはなく、本当に効果があるのか疑問である。</p>
<p>環境税問題については、様々な観点から論議されているところであるが、価格インセンティブによる排出抑制の効果には疑問を持ち、石油製品への課税による森林整備は適切な考え方とは思われない。更には、零細事業者への経営圧迫さえ懸念されるところである。現行の温暖化防止対策の検証が優先事項と思われる。</p>

<p>産業界は、これまで徹底した省エネと合理化によって国際競争力の維持・強化に努めてきていますが、近年、アジア諸国の台頭により、競争は更に激しさを増してきています。我が国の主要な競争相手であるアジア諸国等では、いわゆる「環境税」の導入予定は全くなく、もし我が国で「環境税」が製造業を納税者として導入された場合、それら諸国との間に決定的な競争力格差が生じ、国内生産の海外シフトや事業規模の縮小、更には雇用不安を招くことすら十分に考えられ、このような事態を招くことは、我が国温暖化防止対策の基本理念である「環境と経済の両立」に反するものです。また、その結果、環境税の未導入国や省エネ対策が不十分な国での生産が増大し、逆に世界のCO2排出量を増加させ、地球規模での対策が必要とされる温暖化防止対策にとって逆効果となるおそれがあります。国の温暖化防止施策として適切な経済的措置は、各排出主体の削減へ向けての取組みにインセンティブを付与することが合理的かつ効果的であり、そのための財源は、国民共通の課題であることから一般財源から賄うことを原則とすべきです。ただし、現状で先ず実行すべきことは、既存の年1兆円を超える温暖化対策予算の効果的・効率的活用の再検討であると考えます。税賦課によるCO2の削減インセンティブが疑問視されるなか、安易に税を導入することは、これまで築いてきた世界でトップレベルの生産性を有する我が国産業基盤をいたずらに混乱させ疲弊させるだけであり「環境税」を創設することは反対です。</p>
<p>環境税は、自動車に対して効果がないばかりでなく、産業の国際競争力を阻害するため反対。家庭部門や自家用車に対して効果的な税制を別途検討すべき。例えば、自動車の世帯保有台数に対して累進制を導入し、その税収をグリーン税制の財源に充てるなど。</p>
<p>環境税は、わが国経済を牽引している企業の国際競争力に甚大な影響を与え、産業の空洞化を加速させるだけでなく、世界で最もエネルギー効率が高いわが国での生産が減少する一方、海外の非効率な国での生産に移行するようになれば地球規模での温暖化ガスが逆に増加する。まず効果をシミュレートし、情報公開して国民の理解を得ることが肝要。</p>
<p>環境税は日本の産業の力を削ぐので反対。環境税をかけても国民の意識は変わるが産業は疲弊してしまうし効果は少ない。環境税をかけないで国民の意識を変えることは可能だ。行政が率先垂範して徹底的にやれることをやるべきである。夏にはスーツを着ないとか、サマータイムにするとか意識を変えるには税金などではなくそのようなことできる。</p>
<p>安易な環境税の導入は、わが国経済の発展を阻害し、国際競争力の低下を招くと考えます。特にエネルギー多消費産業を疲弊させ、海外での非効率的な生産に移行するようになる恐れが大きい</p>
<p>CO2削減対策の財源確保という面から言えば、産業界はすでに石油石炭税、揮発油税を初めとする多くのエネルギー諸税を負担しており、これ以上の新たな税の新設、付加は容認しがたく、既存エネルギー諸税の見直しにより、その財源を確保すべきです。また、森林対策の財源とする考え方があると聞きますが、もとより、森林対策は国の基本政策であり、一般財源で賄われるべきであって、環境税にその財源を求めることは、すべきではないと考えます。</p>
<p>実質的な企業課税となる環境税は、懸命な省エネ努力を進めている我が国産業の国際競争力に大きな影響を及ぼすばかりでなく、すでに様々なエネルギー税を負担している製造業への新規課税として、更なる温暖化対策を進める上で不可欠な、研究開発や設備投資の原資を奪いかねない。産業活動の足かせとなるものであり、導入には反対である。実際、温暖化対策予算としては、毎年1兆円を超える予算が充てられており、財源を新たに求める必要はなく、既存予算の効果的・効率的活用を考えるべきである。</p>
<p>環境という名のもとに、増税するのは反対。導入を検討する以前に、これまでの温暖化対策の費用対効果を正確に評価し、各種メディアを通じて国民および産業界に公表すべき。1兆円を超える既存の環境予算の用途検証と効率的な運用が先決であり、その取組みが示されないまま、環境税を導入する議論には到底賛同できない。</p>
<p>新税導入の是非は、環境政策の観点からのみならず、財政構造改革論議の中で検討されるべきである。まず、税の導入以前に、既存の税財源を幅広く見直すことが、財政改革の基本である。また、少子高齢化社会への対応上不可欠となっている消費税率の引き上げは目前に迫っており、新税導入にはきわめて抑制的になるべきである。</p>
<p>環境税の導入に反対します！今、納められている税金が正しい目的のために使われているか、無駄遣いはしていないか、今一度確認すべきです。カレンダーやポスターで名刺を作って環境に配慮しているつもりのお役所の方、訳のわからぬポスターを大量に作成してもゴミになるだけだと思います。上段に構えることなく、民間のよい意見はどんどん取り入れましょう。</p>
<p>家計を圧迫するような環境税の導入には反対。中央官僚が信用できない。税金が何に使われ、どんな効果があるのかを国民に分かりやすく説明すべき。</p>
<p>環境税導入よりも、既存税制の無駄の排除と配分の見直しを行うべき。それでもアナウンス効果はある。</p>

既に課せられている各種税による財源がどのように生かされているのかを明確にするべきであり、このまま環境税が導入されれば、エネルギー - 多消費産業は大打撃を被り、失業者が溢れることにもなりかねない
国家として温暖化対策が必要であるという判断があるのであれば、単純な増税ではなく同規模の減税を実施して対応する必要があると考える。現在言われている環境税はようやく緒についたばかりの行政改革に逆行する課税である
既存の税金の中でやり繰りする努力も見えず、付け焼き刃の税金には反対。既存税収の用途を公開して環境税をその中で吸収する可能性について説明すべきであると考えます。
環境税について、「二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するもの」との定義は狭すぎる。地球温暖化をもたらす原因は多種多様であり、活動は消費と置き換えられる。生活のあらゆる場面、目の前にあるものが製造され運ばれてくることにもCO ₂ が排出されているということ意識しなければ国民の環境意識は中途半端なままであり、消費税こそがそうした意識改革に役割を果たすもの
国民全員の問題として、産業界の一部に課す環境税のような取りやすい方式でなく、消費税に上乗せした環境税であれば納得できるが二酸化炭素の排出量等へ課税された場合、輸入品との不平等が生まれ国内での生産から海外への生産への移行がより強くなり、規制の緩やかな地域での生産が増え、地球規模ではむしろ悪くなると思われる
必要な財源は消費税とすべき(石油製品の物品税を主とするのはガソリンスタンド業者として不公平)
環境税に関しては賛成できない。環境対策の財源は、道路特定財源の一般財源化等の弾力性のある施策或いは今後値上げされる消費税の中で環境対策の原資を捻出すべきである。特定用途向けの税の支出が非効率になり易いことは国民の周知していることである。
環境税は疑問。環境省は補助金権限をもちたいだけ。エネルギーにはほかにもたくさん税金がかかっており、財源が必要なら、それらを見直すべき。道路はもうそろそろいらぬ。使われない道路建設や非高率な道路工事など、国民誰でもが疑問に思っていることを改め、エネルギー財源の用途等をきちんと議論してほしい。
環境税の導入は反対。その税金が本当に環境対策のみに使われるのか疑問。現在徴収している税金を有効に使えば、財源は確保できる。まず、国民の税金を使用する議員年金の見直しに取り組んで欲しい。
石油には既に年間5兆6千億円に達する石油諸税が化石燃料課税としてかけられており、化石燃料だけあるいは特定の産業・商品にだけ付加する環境税の導入には断固反対である。既存の温暖化対策予算は、年間1兆2600億円の規模に達しており、その用途・効果の徹底検証を行うのが先決である。
エネルギー課税は石油・石炭税でおこなわれており、それを環境に役立つ政策に充てればよい。行政改革が十分になされず、官庁や地方自治体の無駄使いが明らかになった現状で、税金が適切に使用されるとは考えられない。環境税を新たに作っても、天下り先を作るのがおちで、温暖化対策に寄与しない。
環境税の議論は、特別会計の見直し、石油石炭税、揮発油税などエネルギー諸税の見直しなどと併せて検討されるべき問題であると思います。限られた財源を如何に選択と集中を原則に有効に活用するかということ、一般国民として政府に期待したいと思います。少なくとも中央集権の悪弊といわれる各種の補助金財源に直結した環境税議論は行わべきではないと思います。
石油会社は総力をあげて省エネに取組み、省エネの技術レベルは世界一と自信を持っている。一方で、ガソリン、軽油の硫黄分のフリ - 化等、環境対策が二酸化炭素増加になり、京都議定書目標達成も困難な状況にある。ここで環境税の導入をされると産業界は大混乱になるのは明白で、現状でも石油にかかる不公平税のうわのせになります。石油会社は更なる省エネ努力を国の補助を得て実施しようとしている矢先、環境税の導入でその努力に足を引張るような策は止めてほしい。
省エネのために環境税を導入するといった考えは、安易すぎる。環境税を導入してもエネルギーを使う人は使うし、日本の現状からして効果はないのではないかと。
欧米への見栄で、環境税を導入しようとしているのでは税には、反対
既に欧州において導入されている環境税は効果が上がっているとして我国でも導入すべきとの意見があるが、欧州諸国では対象はもっぱら一般家庭のエネルギーに限定されており、我が国とは事情が異なる。
環境税が、官庁同士の利権争いとなっている。環境省が、自由に使える税源を求めて新たな税に固執しているとか思えない。環境税という新たな税金を国民に強いるのではなく、道路公団や社会保険庁で無駄に遣われている税金を、地球環境保全の目的にまわせば良い。
環境税を払ったのだから、自由にエネルギーを消費していいと考える人も出てくる。日常生活の見直しと省エネルギーの推進に努めるべき。
環境税については反対。森林整備のために更に税金を使用することがナンセンス。利用もしない林道整備のために税金を使用するのは無駄。
税金より、インセンティブを与えるように税金軽減などの方策が必要。

<p>最近、各方面で「環境税」や「業種別の削減目標」といった施策の導入が議論されているようにお聞きしますが、企業に働く者として、これらの施策は我々のやる気を著しくそぐものであり、絶対に反対です。</p>
<p>環境税推進若手議員の会等を中心にした独善的な環境税導入案は税の公平性、中立性からみて非常に偏ったものだと思います。環境に名を借りた安易な増税案以上のもではありません</p>
<p>環境税などの化石燃料への課税による排出抑制の効果が期待できない。必要なものは使わざるを得ない。地球温暖化対策の推進には国民一人ひとりの意識の変革が必要であり、課税などの経済的な負担で抑制するものではないと思う。</p>
<p>環境税は、効果が不明確でかつ、なぜ既存の予算で不十分で、新たに税を取らなければいけないのか全く理解できない。環境税に賛成する人が、環境省案はだめだが、税は入れるべきと言っているが環境省だって馬鹿ではない、相当考えて作った案がだめなのだから、いくら考えたって良いものは作ることができないということだと思う。すなわち、環境税そのものがだめだということである。環境税は、「検討を進める課題」ではなく、「施策としてすべきではない」と記載すべき。</p>
<p>環境税ありきの検討に反対する。新聞等で報道されている税額では、価格インセンティブが働くとは思えない。また、温暖化対策費用の捻出が目的であれば、既存税制等の見直しで対応すべきであり、アナウンスメント効果を期待するのであれば、何も環境税でなければならぬ理由はない。</p>
<p>京都議定書目標達成計画(案)の主旨から言えば、目標の削減量に達しなかった部門(個々の企業、所帯など)に対してその不足量に比例して環境税が課税されるべきである。したがって、現時点の環境税の考え方は不備であり、反対である。</p>
<p>環境税はサービス産業で有利に製造業で不利。省エネ対応が進んでいるエネルギー多消費産業を悪者扱いしペナルティーを課するものであり、国内産業基盤を弱体化させるものである。エネルギー多消費型製造業ほど多くの税金がかかるという矛盾も無視できない。</p>
<p>環境税は産業界を対象とすべきではない。自主行動計画に基づき着実に成果をあげている産業部門に対し、環境税を課税することは意味はなく、排出削減の推進力にもならない。むしろ、産業部門が弱体化することで、国際競争力は弱まるとともに排出削減に費やす労力も低下する。</p>
<p>環境税は、産業界狙い撃ちの感が大きい。欧州の環境税は、産業界の国際競争力を維持するために、産業界への負担はないように配慮している。産業に過度の負担をかけるが如くの税金には断固反対である。</p>
<p>環境税が導入された場合、石油販売は安売りにあわすことになり、結果的に業界が被る。環境税導入は消費抑制に繋がらない。</p>
<p>経営に不安を感じている中で、環境税という新たな税金を付加することは不安は増幅するばかりです。是非零細企業を助けて下さい。昨年より始まった石炭、重油などの燃料費の大幅な増大を売値に反映できずに困っている所に、更に環境税負担で収支の悪化に追い討ちをかけることはイジメとしか受け取れません。</p>
<p>環境税の創設には反対。理由 物流部門におけるCO2排出量削減は、物流効率化への政策的な取り組みによって進めるべき。理由 新たに環境税が課税されてもその負担増を価格転嫁することは、物流事業者と荷主の関係上非常に困難であり、収益性が低く中小企業が多い物流事業者の経営を圧迫する</p>
<p>資金を集める側の立場から言えば、環境税などでの名目での徴収は容易であるが、企業は既に炭素税などの負担も強いられているため、これ以上の負担は日本の製造業の死活問題に関わる。"容易"だから、というのでは不公平感がぬぐいきれない。日本の産業の将来を本気で考えるならば、環境税の導入はありえない。EC 諸国では、国が責任を持ってある程度の排出権を確保する動きが見られるが、他の国に比べて日本の政府の対応があいまいなように思える。</p>
<p>環境税は国民に対して、かなりの負担をかける。アナウンスメント効果よりも、負担がかかると重荷にしかならない。反対である。</p>
<p>環境税は、結局、消費者の負担になる。これ以上生活費が上がる環境税には反対します。環境税より省エネ教育が重要です。色々な贅沢をやめ、簡素な生活に戻れば良い。税金を払うより、生活の無駄な部分をまず節約すべき。</p>
<p>温暖化防止のために、環境税という税金が考えられているようですが、税金には大反対です。もう、十分税金はとられています。無駄使いが多すぎますし、環境税も無駄使いになります。ガソリン代も十分上がっています。</p>
<p>環境税導入は、絶対反対です。今、ガソリンが20円ぐらい上がっていますが、これぐらい高くなれば自家用車を少しは控えようという気持ちにはなりますが、乗るのをやめるのは無理です。</p>
<p>環境税について、国民に負担を求めるとするのは問題である。経済的体力の弱い層への負担が大きい。</p>
<p>税制改正により国民年金、医療費等の税負担が増加しており、さらなる課税につながる環境税の導入については反対。</p>

(6 - 3)国内排出量取引制度

協定化、国内排出量取引制度など担保する施策を導入すべき。
自主的参加ではなく、排出枠配布あるいはオークションによるキャップ&トレード型制度として具体的な検討をすべき。この制度で京都メカニズムのクレジット利用することは国内削減にならないので、認めるべきでない。
「他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題である」を「国民的議論を起こし、キャップ&トレード型制度の導入をめざすべきである」に修正する。
省エネルギーやCO ₂ 削減による排出権獲得とその取引は、巨大な排出量を削減する効果を経済的に取り扱う上で、不可避と考えられる。
今後、京都議定書目標達成計画を受けて、積極的に自主的な取組みを行う事業者や地方自治体が、正当に評価され、経済的にも有利になる制度設計が望まれる。(例えば、県内排出権取引、グループ企業内排出権取引が試験的に実施されているが、そうした取組みが無駄になることの無いような、大枠の政府指針、制度設計が早急に求められる。)
トップランナー方式のような原単位改善と、EU-ETSなど、世界の炭素市場の動向を踏まえ、総量削減の考え方を取り入れた、日本国として独自性の高い国内排出権取引の仕組みを早急に提示し、政府として市場のルール作りなどを推進が望まれる。
国内排出量取引制度規準年の設定に関して 1990 年のデータがない事から直近の実績を規準にという動きがあるが、1990 年から実施してきた省エネ等の削減努力に対する評価(アーリーアクション)を明確にして欲しい。
排出削減に対するインセンティブを与えようとする国内排出量取引制度に必ずしも反対するものではないが、公平性かつ透明性のある排出枠の設定、先行して排出削減に取り組んできた企業が損をすることにならないような配慮が必須である。
国内排出量取引制度の前提として「排出枠の交付総量」設定があるが、この排出枠の設定に際して過去に積極的な省エネ対策を実施してきた業種が不利を被らないような設定を強く求める。
国内においても、温暖化ガス排出の取り組み(省エネ投資)や社会的な貢献(例えば国内植林事業等への参画)に対する補償を適切かつ公平な形で排出権的なものとして与える仕組みを是非制度検討して頂きたいと考えます。
国内排出量取引制度において企業あるいは事業所単位で排出枠を設定することは、環境を重視し経済を犠牲にする。効率的な企業が有利となるような制度でなければならない。
自主参加型の国内排出量取引の実施が提案されているが、強制的に企業の排出枠が設定され、企業活動が制約を受ける制度に移行することを懸念する。企業の排出枠を公平に設定する事は不可能。過去の実績をベースに算出する方法も、先行して省エネ投資を行ってきた企業が損をする制度や弱い企業・業種を助け、強い企業・業種に負担を強いる制度になる心配もある。
国内排出量取引制度は、エネルギー効率に大きな差のある者の間で行わないと効果がないため、日本では効果がない。一部の企業間で実施される自主参加型制度で得られた知見を、そのまま全体に制度化するのは乱暴。特に「排出枠」は慎重な決定が必要で、公平に設定できるか疑問。
「国内排出量取引制度」は、日本においては議論が十分になされたとは言えない。キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度は、その運用によっては、企業のエネルギー使用量を政府が決めるという経済統制色が強い政策になりかねず、企業の国際競争力や技術革新に対する挑戦意欲の低下、産業の空洞化、景気減速など経済活動にマイナスの影響を与える可能性が大きい。
排出量取引制度の導入については、強制的に排出枠を設定するものであり、統制経済に繋がることから慎重になるべきである。また、既に域内排出量取引が導入されているEUの例を見ても、導入に際し、少しでも多くの排出枠を確保すべく、条件闘争が行われたことから、制度そのものに公平性を確保することが困難であり、導入には慎重になるべきである。
オイルショック以来、日本の企業は全力を挙げて省エネに取り組み、世界でも高い水準である。努力した企業ほどGHG排出量も低く、国内排出量取引制度には合理性がない。
企業経営への行政の介入にもつながるため、国内排出量取引制度等の経済統制的、規制的な対策は導入すべきではない。また日本と欧州の条件の違いも考慮する必要がある。
国内排出量取引制度は個々の企業活動を制約するものであり、反対である。各個人、各企業、各団体、各自治体それぞれが削減に取り組むべき!
国内排出量取引制度に関しては、実質的にCO ₂ 排出量に変わりがないわけで、エネルギーの無駄使いで

ある。
自主努力をしているにも拘わらず単に排出量が多いからといってペナルティーを掛けるようなことは、真面目な勤労者にムチを入れるようなもので賛成できない。単に排出量だけではなく、企業の自主努力を評価に入れて考慮すべき
「経済的なインセンティブを与える制度」と記されていますが、リスクが高いため通常の補助金に対して費用対効果の面で実効性に乏しく、国内のCO2総排出量の低減に直接寄与しないばかりか、経済動向の先行きが不透明な時期に貴重な財源の有効活用を実践できない可能性があり、反対いたします。
国内排出権取引制度導入の検討がなされる場合においては、現在の技術では削減不可能な石灰製造プロセスからのCO2は、Cap & Tradeの対象から除外することを検討していただきたい。
産業界の業界あるいは企業ごとに排出量の上限を決め、規制するようなキャップアンドトレードのような制度もあるが、そのような制度は創意工夫で省エネの世界一のレベルを達成した我が国の風土に合わず、逆に規制値を達成するあまり目先の対応しなくなりという問題がある。省エネルギーは永久の課題であり、あくまで企業の創意工夫による努力にゆだねるべきである。
国内排出量取引制度については、個々の事業者の温室効果ガス排出量にキャップをかぶせる経済統制的な制度であると考えます。膨大な行政コストの発生が想定されることにも鑑み、本制度の導入には強く反対します。
企業の事業活動に対して強い制約となるcap & trade型の規制的排出量取引制度の導入に反対。生産量あたりの排出削減対策が評価されず、環境負荷の少ない健全な経済の発展を伴う排出削減対策の促進にはつながらない。
政府が各経済主体に強制的に排出量枠(キャップ)を設定する排出量取引制度導入には反対する。このようなスキームの国内排出量取引制度は、対象経済主体に初期割当が必要となり、各主体において、公平かつ合意可能な初期割当の実施は不可能。また、国民の活動によって生じるCO2に対し排出枠を設けることは経済統制的であり、反対。
各業種・各企業に排出枠を設けることは、経済統制を行うようなもので断固反対。排出権価格が投機的な動きをした時に誰が責任を取るのでしょうか。まじめに事業を行っている事業会社が、わずかな排出枠の不足で大損害を被るようなことがあってはならない。
今後成長が見込まれ、温室効果ガスの排出量が増加すると考えられる業種、企業に対し、排出枠を設定することは、その業種、企業の成長を阻害するだけではないだろうか
排出枠の総量を設定した上で排出枠を個々の主体に配分することを前提とした国内排出量取引制度の創設に反対。排出枠を個々の主体に配分することは、物流事業者の事業活動の活発化・活性化を阻害し、経済活動を支える物流の機能を低下させることにつながる。
キャップアンドトレード方式は、エネルギーの使用量の国による制限に繋がりにくい経済統制的な措置であり、公平な制度運営や取引の流動性の確保が難しいと考えられることから、導入には反対である。
排出枠を伴う国内排出量取引は企業ごとの排出枠を決めることになり、エネルギー利用規制・経済統制に他ならず、個別企業の経営への行政の介入につながる。今後も産業の自主的行動を尊重し、民間の活力を活用すれば十分効果は期待できる。またEUの排出権取引制度の前提となる各国の割当(NAP)の実態を見ると、割当が排出実績を上回る国が多く、産業の国際競争力を考慮したことが窺われる。中央環境審議会地球環境部会における、自主行動計画の業種別目標を「京都議定書目標達成計画」に織り込むべきという意見は、このEUの実態を無視したものと言わざるを得ない。さらに排出権取引は、データの収集や外部評価者による検証や認証など、多くの行政コストがかかることも心得ておくべきである。このほかEUの排出権取引は、域内貿易が中心である欧州企業を対象とする制度であり、かつ中東欧諸国には排出削減余地が大きい企業が存在するなど、わが国とは条件が異なるため、国内排出量取引制度はわが国の実情には合わないことを認識するべきである。
国内排出量取引制度について、排出枠の設定は公平性を確保して行うことが必須ですが、現実的には不可能です。また国内での排出量の移転があったとしても、6%の内訳が少し変わるだけではないのでしょうか。従って、目標達成には何の効果もないと言えます。従って、削除すべきと考えます。
国内排出量取引制度は、個々の企業などに排出枠を設定することが前提にあるが、排出枠の設定の仕方次第で企業間に大きな不公平が生じる可能性がある事、激しい国際競争の中では、排出権の購入自体が多大なコスト負担となるため、企業の生産活動を事実上制限することに直結する事、により安易な制度導入には反対である。
国内排出量取引制度が制度として機能するためには、各主体に対する公平・公正な排出枠の設定が大前提であるが、業種間の公平性や過去における削減努力分の評価方法等、排出枠の公平性・公正性の担保は実質上不可能と考える。

<p>「国内排出量取引制度」ナンセンスです。省エネ(および排出抑制)に血の滲む努力をもって取り組んできた企業では、エネルギー効率は高原状態に達して久しいわけで、画期的な削減目標を掲げるとともにその達成が可能な企業には、新興あるいはこれまで省エネに不熱心であった企業が多く名を挙げることになる、と予想されます。すなわち、この取引制度は、インセンティブを与える制度として機能しません。むしろ、同様な取引制度は、まず国際的な取引制度として機能させるべき制度であるように感じられてなりません。</p>
<p>CO₂排出量の削減を各企業に義務化することは賛成であるが、これは公平に全ての企業に義務付けられるということが大前提である。しかし、これまで環境に配慮してきた企業・業界と意識の低かった企業では既に多大な差があり、公平な義務を課すことは不可能なためキャップ&トレード方式の制度導入には反対である。企業の自主的な取組みを促すような政策にとどめるべきであると考え。また、政府としては企業の取組みをチェック、支援するような枠組みを構築すべきであると考え。</p>
<p>排出量取引の考え方は、グローバル経済の中で費用対効果の観点から、より効果的な取組手段を提供することにある。すでに国際的にも省エネの限界費用が高い日本では、そもそも国内のみで閉じた制度(国内排出量取引)では意味がない。国内排出量取引については、国際的な政策・制度との協調性、整合性は勿論のこと、環境と経済の両立や国際競争力が損なわれない制度となり得るかどうかの見通しを持ち、十分な検討が必要である。それが不十分な段階で、且つ産業部門対策の柱として自主行動計画が順調に進展している中で、自主参加型の国内排出量取引を制度として導入する必要はない。</p>
<p>「国内排出量取引制度」について世界的にトップレベルの省エネルギー国である日本の国内で、取引を行なってどれだけ効果があるのか疑問である。排出量取引は国際間で行なって意味があるのではないかと国内排出量取引制度の導入は慎重を期すべきであると考え。</p>
<p>自主参加型の国内排出権取引制度は、従来の補助金的な意味合いが濃く、また CO₂ の削減単価が世界的に見て高い日本においては、本制度に基づく削減対策と海外における削減対策との比較において、費用効果的な推進ができない可能性が高い</p>
<p>環境省が公募していた自主排出量取引制度について、排出枠の割当や目標未達成の罰則が緩く、石油コジェネの導入余地があるなど、コスト効果的に温室効果ガスの排出量削減するというよりはむしろ、「補助金のばらまき」としか見えない。</p>
<p>3. 基盤的施策</p>
<p>(1) 気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内体制の整備</p>
<p>排出量の評価方法について、結果が公表されるまでに時間がかかりすぎる。経済指標のように、毎月、季節ごと、半年という単位での排出量の速報値があってもよいのではないかと。対策の効果が評価できるまでに時間がかかってしまい、対策の実践がより遅れてしまう。</p>
<p>排出量の算定ルールは、条約に基づく国際ルール、事業者レベルでの国際標準化を進めている ISO 規格や WRI/WBCSD「GHGProtocol」等があり、且つ国内での地球温暖化対策推進法や省エネルギー法等、様々なルールが複層している状況にある。基盤的施策としての国内体制整備には依存は無いが、むしろ、遅すぎた感もある。既に様々なルールが現存していることから、活用目的、整合性には十分配慮して体制整備を進める必要がある。</p>
<p>CO₂ 排出要因に対応した効果的な取組をするところがあるが、特に排出が増大している、業務その他部門、家庭部門、運輸部門については、インベントリの整備だけでなく、対策推進の主体となる事業所や個人の(ライフ)スタイルに対応し、理解しやすい情報として(必要であればインベントリのデータから更にブレイクダウンして)提供・共有することが必要。</p>
<p>2006 年中に、日本は国内インベントリーシステムを構築して、条約事務局に報告しなければなりません。その際、わたしの知る範囲では、暦年ではなく、会計年度を主張すると言うことのようにです。しかし、そうすると、日本「だけ」目標達成の可能性や是非がわかるのが、他国から 3 ヶ月遅れることとなります。それでは、生き馬の目を抜く排出権市場において、大きなハンディキャップを負うことになるのは否めません。統計の問題で難しいのはわかりますが、この金銭的損失があることがわかっていながら、その対策をとろうとしないのは、政府の怠慢と思われてもしかたがないでしょう。</p>
<p>(2) 地球温暖化対策技術開発の推進</p>
<p>技術開発の推進は重要な温暖化対策の一つであるが、革新的技術開発に依存するのではなく、エネルギー浪費型社会から脱却を目指すことが根幹的な温暖化対策であると認識すべきである。当面は、既存の技術を改良し、普及することを技術戦略とすべきである。中長期的には技術開発の推進が求められるが、二酸化炭素の回収・貯留・隔離技術は、環境影響評価、技術評価、経済性評価が全くされておらず、慎重に技術開発に取り組むべきである。また、これらの技術は温室効果ガスの排出削減技術ではなく、一時的な先延ばしの対策であることを考えれば、温暖化対策は排出削減のための技術開発に重点を置くべきである。</p>

<p>技術革新の促進技術革新については、現在の技術を改良・普及して着実な削減を目指す考え方と、将来の革新的技術開発に賭けるとでは 180 度異なる。現在の議論はそうした具体的な論点をもとになされているので、その考え方を示すべきである。日本は前者を重視することを確認すべき。</p>
<p>地球温暖化対策技術開発の推進について、削減目標、開発期限、主幹部署を明確にすべき。また、新エネルギー開発、省エネ技術開発が着実に進む技術振興施策などをもっと詳細に記述し、ロードマップを示して戴きたい。</p>
<p>既存技術だけに頼った削減対応では限界があり、新技術の導入（開発）が必要となります。会社間業種間の垣根を越えた技術の往来を促進する制度等の検討、及び経済的裏付けが重要であると考えます。</p>
<p>地球温暖化問題の抜本的な解決には、化石燃料に変わるエネルギーの技術革新が不可欠である。これには「脱温暖化社会」に向けて低廉な水素エネルギー供給に係る技術開発などを促進させることは重要な視点である。</p>
<p>水素の製造の際に化石燃料を改質する場合はCO₂が排出される。ライフサイクルでのCO₂排出を考慮する必要がある。水素関連技術は長期的な視点で開発していくべき技術であり、水素製造時にCO₂を排出しない高温ガス炉などの原子力利用技術を計画的、着実に進めるべき。</p>
<p>省エネルギー技術の切り札である燃料電池の技術開発や普及に向けた制度を整備することが重要である。</p>
<p>天然ガスコージェネレーションや燃料電池の導入によるCO₂排出量の削減効果は非常に優れており、そのための技術開発支援として、商品化（汎用化）技術を重視した施策をお願いしたい。</p>
<p>ヒートポンプ技術のような劇的な省エネを可能にする技術の普及・拡大に資金・資源を集中すべき。</p>
<p>暖房や給湯に使う燃料の代替については、生活に余裕が出てくるくらいの製品を早期に安く提供してほしい。</p>
<p>従来の温暖化防止策に海洋利用が考慮されることは少なかった。食用、非食用貝の増殖が有効。</p>
<p>住宅用に使用されている柱や梁の素材を、木から樹脂に代替して、もって森林の伐採を抑制できる。</p>
<p>廃食油で低コストの簡易改質 BDF 燃料製造装置及び燃料切り替えシステムの開発</p>
<p>CO₂の直接利用について研究すべき（酸素と炭素を分離する）。</p>
<p>(4) 地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進</p>
<p>地球温暖化問題は、今後、100年、200年と取り組まなければならない長期的課題であり、米国や途上国が参加できる国際的な枠組みを目指し、政府各省が一体となって取り組んでいただきたい。</p>
<p>次期約束については国内で十分に議論した上で進めるべきである。従って、「我が国は将来枠組みの検討に関し、国内での検討を踏まえ、関係国間対話を促進すべく国際会議を開催する等、リーダーシップを発揮していく。」とすべき。</p>
<p>今後の第2ステージに向けた枠組み交渉にあたっては、米国はもとより、中国やインドなどが参加した、真に公平で実効性あるものとなるよう外交努力を望みたい</p>
<p>2013年以降の「ポスト京都議定書」の枠組みについては、米国・オーストラリアや中国・インド・ブラジルなどの巨大排出国が参加できるような内容にすべきである。この観点から、新たな国際目標においては、米国の離脱を誘発した京都議定書の総量規制の失敗を教訓にしつつ、省資源・省エネルギー推進のための「原単位目標」の考え方が望ましいと考える。</p>
<p>発展途上国への支援は、条約や議定書に明記された先進国の責務である。しかし、京都イニシアティブなど日本の取組み実績を明らかにせずに過大評価している。「2013年以降」の枠組で、米国など先進国が京都議定書に復帰して排出削減対策に取り組むことは当然のことであり、日本政府はリーダーシップを図るべきである。条約の「究極的な目的」である気候安定化を達成するためには、これまでの条約交渉で確認されてきたように、まず先進国の責任ある温室効果ガス削減と途上国への技術・資金的な支援が不可欠であることを明記すべきである。その上で、途上国へ排出削減を求めていくべきである。</p>
<p>京都議定書では2012年までの対策のみを規定しているが、本来の目的を考えるとその後継続的に対策を実施することが必要である。また、中国、インドなどCO₂排出量が多いにも関わらず義務の課されていない国々やアメリカの参加抜きには地球温暖化を食い止めることは難しい。ヨーロッパに比べて比較的中立的な立場にある日本が、リーダーシップをとってそれらの国を巻き込んだ対策を実施していくよう期待する。</p>
<p>米国・中国・インドなどの二酸化炭素の大量排出国に対してペナルティをかける外交努力も必要と思います。</p>
<p>地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進地球温暖化対策は地球規模で実施すべきことで、特に、先進国はじめ、発展途上国でもエネルギー使用量の多い国の参加は必須である。政府が一体となってこのような国が参加するような枠組みを目指して頂きたい。</p>

<p>アメリカのような排出国が参加していないので意味が無い。また、アメリカも産業保護が目的で参加していないのであり、日本も保護(エネルギー消費産業)が必要。</p>
<p>仮に日本が目標値を達成できたとしても、最大のCO2排出国であるアメリカ、及び近年著しく製造産業が活発な中国が京都議定書に批准しない限り地球規模のCO2削減は無意味</p>
<p>目標達成計画はあくまで国内向きであるが、巨大な炭素排出国(米国、中国等)への働きかけも重要であり、場合によれば、わが国の努力代はこれらの国の排出量を少し削減させれば達成されるものであることを肝に銘じて海外対応をされよ。</p>
<p>米国が参加しておらず、また、中国やインドなどの発展途上国についても、削減の義務付けがなされていない。さらに、批准した先進国の中でも、省エネの進んだわが国の負担は、EU等比べて著しく大きい。</p>
<p>現在南米に在住しております。その訳は一般サラリーマンの生涯の何倍かの納税をしたにも拘わらず税金の使途に疑問を抱いたからに他なりません。JICA、ODAとも、あまりに醜態を曝す現況を目の当たりにすると苦言を呈さずにおれません。実際に住んでみると日系人の移住の歴史の重さに唯唯頭が下がります。この地で半世紀を御苦労された諸先輩並びに聖霊への報恩にしては、JICA専門家並びにシニアボランティアの横柄な姿勢、ODAの搾取にはいきどおりを感じざるを得ません。時に中国政府が水面下ボリビアの原生林を買収している現況を知るや本国日本の醜態が残念でなりません。チリとの国交推進は国益に貢献する由否定しませんが、貧国ボリビアで半世紀を費やした聖霊への敬意をどうか忘れないよう伏してお願い申し上げます。</p>
<p>国内だけでなく国に拠る海外開発援助の影響も考慮する必要がある。国の各機関は、施策の実施にあたって温室効果ガス排出量を含むデータ・情報の開示と、第三者に拠る検証により透明性かつ信頼度の高い計画づくりを行うべき。日本の開発援助は化石燃料系技術に変重しており、途上国で急増する排出量増大傾向に一定の役割を果たしている。国内対象の公機関だけでなく、米国の海外民間投資公社(OPIC)に習い、国際協力銀行が融資する途上国における事業に寄る排出量増加見込みについても情報開示を行うよう望みます。</p>
<p>「国際協力銀行を通じた開発支援に於いてもその事業国の排出量に影響を与えるものである事に鑑み、排出量に関する情報開示と代替技術が在る限りに於いて排出抑制に努める」として頂く様望みます。議定書未締結国に締結をはたらきかけるくだりで、取り分け世界最大の温室効果ガス排出国である米国と一人当たり排出量が最も高いオーストラリアへの言及頂く様願います。</p>
<p>地球温暖化問題は、グローバルな問題であり、計画案が指摘するとおり各国の努力のみならず、国際的協調の下で更なる取組みは不可欠であり、米国や開発途上国を含む全ての国が参加し、実効のあがる共通ルールが構築される様、わが国は先導的役割を果たしていくべきである。</p>
<p>オーストラリアに日本の面積ぐらい100年、200年借りて砂漠を畑や森林に変える事をするのです。香港をイギリスが借りた様にです。太陽電池や風力発電を利用して海水を真水にしたりして。そして出来た食糧は南極や北極を冷蔵庫代わりに保存し世界の何処かで起きる食料危機のときに国連指導の下それを使うのです。技術立国日本の面目にもなり、若者も大いに生きがい生まれる事と思います。</p>
<p>政府は未批准国(オーストラリアなど)国内の地方政府の取組みを支援し、協調関係を構築するために、一定の条件のもとに、地方政府が設立した排出枠取引市場と、京都議定書のもとでの排出量取引とのリンクを認めるなどの政策を行うべき。</p>
<p>日本はアジア、太平洋諸国の一因であり、APECでの環境施策の策定、推進にも触れるべき。</p>
<p>同種の産業同士を比較すれば、技術力の高い国において生産をする方が、エネルギー効率が良く、地球環境に与える影響も少ないはずですが、技術力の高い国は総じて人件費が高く、人件費が安い(総じて技術力の劣る)国に生産拠点が移されます。これは日本とアジア諸国の関係でもあります。環境側面と経済産業側面の対立の問題をどのように解決すべきか、ここに解決すべき抜本的な課題があるように感じられてなりません。</p>
<p>公的機関の率先的取組の基本的事項におきましては、具体的な取組みについて明記されておりません。国際協力銀行や日本貿易保険など、海外での化石燃料開発に大きな役割を果たしている機関については、「再生持続可能エネルギーへの積極的な支援の転換を図る」として頂く様望みます。また温暖化の被害が深刻化している途上国への支援で日本は遅れをとっておりますが、それに関連して第四段落の支援においては、実質的な適応支援がまだ為されておらず国連条約下での適応対策の中核となる後発途上国基金や気候変動特別基金にも出資表明すら行っていない日本の現状では、「支援を引き続き行う」は適切でなく「(積極的な財政拠出も含め)強化を図る必要が在る」として頂く様願います。</p>
<p>緩和策だけではなく、適応策も取る必要がある。ツバル大統領の COP10 での主張を踏まえ、かさ上げ工事や護岸堤防工事を率先して行うことも考えるべき。</p>

第3節 特に地方公共団体に期待される事項
地域に密着した対策を実施する場合、都道府県の果たす役割が極めて重要であり、この点をもっと強調すべき。
「地域推進計画」の中に都道府県ごとにエネルギー起源CO2削減量を割当て、計画的な実行を図るべき。
国だけではなく、地方自治体の積極的な温暖化対策を促すために「温暖化対策特別区(温暖化特区)」を新たに設けることを提案する。
「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を各地域ブロックごとに設置するとあるが、その位置づけ、役割が不明確である。既存のしくみ(温暖化防止活動推進センターや温暖化対策地域協議会など)の有効活用を進めた方がよいのではないか。
この計画を実現できる裏付けが不明です。必要と見込まれる予算規模に関する数値は何も記載されておらず、各種の取り組み主体において、本計画を推進するために見込まれる人的規模が不明です。例えば、地方自治体において県で担当する職員の規模や、都道府県の地球温暖化防止活動推進センターで関わる職員の規模が想定されていません。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示されている温暖化対策の要とも言うべき「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」、「地球温暖化対策地域協議会」、「地球温暖化防止活動推進員」を最大限に活用する仕組みが示されていないことは、この推進法を軽視しているようにも受け取られかねません。実現可能性を抜きにしていかに良い計画であったとしても、それが机上の空論で終わらないようにするためには、以下で具体的に指摘する各種の「障害」を認識し、必要な対策を講じなければ、目標の達成が危くなる可能性があります。
既に地方自治体には地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化対策地域協議会、地域バイオマス協議会などの組織があるため、新たに設置される「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を新設する場合は既存の活動組織の1本化など効率的な地域活動が行われるようにすべきである。屋上屋を重ねることは避けて頂きたい。
市町村の果たすべき役割として、地域協議会に積極的に参画し、連携して事業を推進するとともに、地域協議会が設置されていない地域においてはその設置に向けて取り組むべき旨を述べる必要があると考える。
「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定めた「センター」、「地域協議会」、「推進員」という仕組みが十分な機能を発揮できていないことは、関係省庁などに伝えられているが、それに対する具体的な対策案が出て来ていない。各都道府県のセンターは運営法人の自主財源に依存する部分が大きく、対策予算や人的体制において過度の不足を生じており、また都道府県格差も生じやすい。【対策案】センターの運営費(人件費を含む)は、地域における温暖化対策の最低の基盤であり、国家としてはできない地域での具体的な取組み(政策の実行)を担う訳であるから、応分の予算措置が必要である。【対策案】各都道府県(地域)におけるセンターの役割の大きさを考えた時に、漠然と全国民を対象とした普及啓発に付ける予算規模以上の予算をセンターに付けるべきである。また、センターの事業運営に関わる国の予算が確保(拡大)された場合、その執行状況に関してチェックを受ける体制を設けるべきである。さらに、都道府県のセンターを運営している法人に対する寄付は、納税扱いにできるというような一定の税制改革を行うことは、温暖化対策上の新たな仕組みとなり得る。
【情報処理】・民生部門(各家庭)からの二酸化炭素排出量を測定する仕組みは無いに等しい。【対策案】前月の排出量を、各都道府県単位で、次月に公表できる統計処理システムの構築が理想である。国民に公表できる時期を短縮できるかという取り組みは、国民の協力を求めることへのフィードバックとして、絶対に必要な要件である。
【モデルの活用】・都道府県の各センターは、全国において、同様の取組みを行っている場合がある。その例として、普及啓発パンフレットの作成や推進員の研修事業などがあるが、現在のところ、全国センターがあっても、そのモデル化ができていない。【対策案】各都道府県のセンターが、全国センターで用意している一般的なモデルを使用せず、独自のもので対応したい場合のみ、そのための予算や時間を使用すべきであり、同様なこと(一から作り上げるような作業)をするロスを削減し、その分で、もっと各地域にあった対策の推進に当てるべきである。
【普及啓発ツール】・地球温暖化の普及啓発において、世界で起きている事象などを分りやすく伝えるツールが不足している。具体的に言えば、普及啓発パンフレットなどの印刷物で「自由に」使用できる写真が無い。【対策案】著作権表示、使用許可、使用方法の制限などを取り払って、誰でも、いつでも自由に使える資料集(写真、グラフ、温暖化説明文など)を用意すべきである。そのために必要な撮影、もしくは、著作権の買い取りなどを国(または全国センター)が行い、普及啓発や環境教育の現場における視覚効果を中心とした温暖化対策の推進に役立てるべきである。

【行政組織】行政機関には人事異動がつきものとなっており、センターが行政機関との連携による対策を進める上で、弊害を生む場合も多々ある。【対策案】各都道府県や市町村においては、京都議定書の約束期間中において、人事異動による担当者の交替が極力少なくなるような配慮をすべきである。また、そのために、2007年度までは、約束期間中の適材適所が実現されるような人選期間として位置づけるべきである。併せて、国からの必要な行政指導や、自治体における関連諸規定の見直しも同時に行う必要がある。【対策案】各都道府県のセンターは、自治体レベルでの目標達成に向けて、知事及び担当部局長との意見交換の機会を定期的に持つように全国一律で定めるべきである。同様に各都道府県のセンターは、国との間においても、意見交換の機会を少なくとも年に1回は持つべきである。このようにして、地域における現場の情報を、今後の有効な施策立案に生かす必要がある。このことにより、国民(市民)レベルと国家(自治体)レベルとの間にある認識ギャップを少なくすることは、有効な対策を生み出す上で重要と考える。

【研究体制】法で定めたセンターの事業として、「日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること」及び「分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること」とあるが、実態として、その機能を果たしているセンターは少ないようである。【対策案】センターには、調査・研究・分析のための専門要員が必要である。この職員は、多忙な他の普及啓発事業の影響を受けにくい状態におくべきである。センターは、地域における温暖化現象(影響の実態や被害予測など)を集約すべき立場にあるので、そのためにも専門要員の確保が必要と思われる。具体的には、環境省地区環境対策調査官事務所または地方自治体の温暖化研究部門として、センターが事業の委託を受けるなどして、相応の人材を雇用する必要がある。このような情報を正確に開示することは、国民(市民)が温暖化問題を身近なものとして受け止めるのに有効である。

【コンサル】京都議定書の発効に伴い、「自分のところでは、できるだけことはしてみただけでも目標の達成は困難です。」などと言っている状況ではなくなった。地域における温暖化対策はセンター職員を中心とした企画運営能力に依存している部分が多い。【対策案】地域における温暖化対策はセンター職員を中心とした企画運営能力の範囲にとどまるべきものではなく、国民にとって未経験の改革を有効に推進するには、事業化プロジェクトの専門的なノウハウを導入する必要がある。都道府県のセンターが、国や自治体で用意した各種の補助事業や委託事業を有効に取り入れて行くためには、事業開発や運営面において外部の専門家をうまく活用した方が、効率は上がる。各事業の予算計画(配分)の中に相当量のコンサル費用を設定し、事業の効果を挙げることを推奨すべきである。

【国と地域の共同開発】各都道府県のセンターにおいては、自主企画事業よりも、国や自治体が予めプランを作った事業の範囲内での有効な運用を考えて取り組むことの方が多く、一定の制約要件がある中で、果たしてそれらが、そもそも地域に合った対策として(最も)高い効果を生むものかについては疑問が残る。【対策案】各地域の中から生み出された対策があるのであれば、それを国や自治体が支援できるような仕組みを作ったり、共通するところがあれば、国と地域(センターや自治体など)が共同で対策を作り上げて行ったりすることも必要と思われる。例えば、環境省が進めている「我が家の環境大臣事業」などは、まさに地域密着型の温暖化対策としても効果を発揮する可能性を持ったものであり、その点においては特に、山形でシステム作りを進めて来た「山形県家庭版環境管理システム(山形版エコファミリーシステム)」との共通点が多くみられるので、今後の運用段階で、また、システムの改良段階において、共同開発、モデル地域としての支援、試験運用などを含めた開発とサンプルデータの収集に関する業務の委託などを通じて、家庭や地域を対象とした、より効果的な温暖化対策が生まれることが期待される。

「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。」とあるが、このこと自体は最もなことと考える。但し、地方が独自の計画を押し進めるに当り、国との整合や事業者の効率的な取り組みを阻害することのないよう、企業や事業所に過度の規制に繋がらないようお願いしたい。

地方自治体のイニシアティブの発揮は重要ではあるが、全体としての効率性を損なうような個別自治体毎の数値目標設定など、突出した動きについては適切な指導をお願いしたい。地方公共団体が県内企業に対して目標値や規制等を定めるのは不都合。複数県にまたがって事業を行っている企業は、効率的な削減計画が立てられず、かえって削減が進まない。

各地方公共団体の温暖化対策に係る施策は、事業者の全国規模での効率的なエネルギー効率の向上への取組を配慮して、国の施策と十分連携して頂きたい。例えば、温室効果ガス排出量算定・報告・公表等に関して、国と地方公共団体、あるいは、地方公共団体間で、報告手続きや報告内容が異なる等の要因により、事業者には過大な負担や混乱を招くことのないよう、配慮して頂きたい。

地方公共団体の国や事業者との連携を図るのは重要だが、自治体の暴走だけは避けなければならない。全国規模の事業者の効率的な事業所の活用に、地方公共団体の施策が過度の制約をかけないように十分配慮する事が必要

<p>政府および地球温暖化対策本部は、地球温暖化対策推進法の改正あるいは閣議決定を以って、「政府の 実行計画」と「地方公共団体の実行計画」との整合性を確保することに努めるべきである。</p>
<p>地方公共団体の率先的な取り組みによる温暖化対策を求めているが、厳しい財政事情のため経済性が優 先している。政府が地方公共団体に対して、国庫補助で建設された下水処理場やし尿処理施設に対して は文書により強力に指導する等の措置が必要と考える。</p>
<p>温暖化対策における地方公共団体(特に基礎自治体)の責任と権限をより強化する方向を示す必要がある と思われる。都市構造や交通システムの改革などは結局地域ごとにその社会的条件に応じて取り組むほか ない。</p>
<p>大幅な温暖化防止を実現する計画のある住民への公的な温暖化防止の助成実施</p>
<p>自治体における温暖化対策の強化を促すための政策・措置が何もなく、ただ自治体の自主的な取組みに 期待することは国の責任転嫁と言わざるを得ない。したがって、温暖化対策に積極的に取り組んでいる自 治体への支援策や権限の移譲を含む総合的な施策を盛り込むべきである。</p>
<p>「地産地消」は輸送による排出量の減少とともに、農業などの一次産業の活性化を促し、バイオマスの生産 にもつながるため推進すべき。</p>
<p>地方経済は依然として低迷しており、雇用も不足しています。上記のような施策が導入されてしまうと、生産 活動や工場建設、企業誘致活動等に制約がかけられ、地方の活力がそがれてしまいます。</p>
<p>第4節 特に排出量の多い事業者に期待される事項</p>
<p>もし、定量的な目標設定を行うとしても、すべての排出主体が等しく取り組むべきものであり、特定の事業者 (排出量の多い企業)のみが責任を負うという性質のものではありません。さらに、このような制度は経済統 制的な制度の導入につながる恐れがあり、賛成できません。</p>
<p>原単位の改善だけでは、必ずしも排出量の削減にはつながらない。事業者の自主性に委ねるべきではな く、排出量の多い事業者を選定し、重点的に監視を行いながら温室効果ガス排出量の総量規制を設ける べきである。</p>
<p>京都議定書目標達成のためには、一定規模以上の事業者のみならず、規模の小さい零細事業者などに おいても、二酸化炭素などの排出量を自主的に算出し報告してもらえ負担の少ない仕組みをもっと普及 させることが望ましいと考えます。その点では、環境省の旧エコアクション制度は、普及率は低かったかもし れませんが、理念と仕組みにおいては価値の高いものだったと思います。京都議定書目標達成のために、 現在、提供されている「環境大福帳」(ソフト)などを活かしながら、もう一度、旧エコアクション制度を仕組み 的に復活させて、計画(案)の中に導入して頂きたい。</p>
<p>第4章 地球温暖化対策を持続的に推進するために</p>
<p>第1節 排出量・吸収量と個々の対策の評価方法</p>
<p>削減見通しが達成できるか否か、いつ判断するのか、その判断基準は何かを明らかにすべき。</p>
<p>「CO₂ など温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの効果」や「過去からの削減した効果」が適切に 評価されるような制度の策定を要望する。</p>
<p>「地球温暖化防止行動計画」については、策定した対策の列記ではなく、目標を達成できなかった理由の 検証が必要不可欠。理由を検証し、教訓を生かす必要があると考える。</p>
<p>事後評価制度の導入は評価できる。この事後評価を実効性のあるものとするためにも、評価過程・結果の 公表、対策評価指標の再検討が必要である。とくに対策評価指標が対策効果の実態を測定するものとなっ ていない分野も見受けられる(例えば「自転車交通需要の調整」の評価指標が「自転車道の整備」となっ ているが、実際の自転車交通需要の増加はそれでは測定できない)ので、対策効果の実態を評価しうる指標 に改めるべきである。</p>
<p>評価・見直しプロセス(PDCA)を重視し、本計画に基づく対策の評価を 2007 年度に行い、2008 年度以降 の対策に反映させるとあるが、1990 年以降の対策評価も詳細に行うべきである。</p>
<p>施策の評価や費用・効果の算定を公正かつ客観的に実施できるよう、定量的データの整備や統一的なモ ニタリング手法を確立し、PDCA サイクルを実行あるものにする事が不可欠。</p>
<p>PDCA サイクルの導入を謳うのであれば、国・地方公共団体が行う計画・公表に、是正報告や第三者のチ ェックまでを組み入れた制度化が望まれる。</p>
<p>市民に対する情報公開を前提に、市民・NGO、専門家技術者、事業者、国、地方公共団体等が構成因と なった組織の構成が必要。施策の監視、評価等を行う。</p>
<p>CO₂削減量の積算値の厳重なチェックと考え方を開示されたし。京都議定書の第一約束期間の目標を達 成するための確実な計画とするため、今回計画された対策によるCO₂削減量の積算方法が妥当なもので あるか検証が必要である。</p>

	<p>対策量については全ての前提を明らかにしておき、外部の専門家・国民が、統計などの公開データと、国が進捗状況として公開するデータをもとに誰でも計算できるようにすることが必要である。</p> <p>「対策評価指標」には、公表されている統計などで第三者が「排出削減見込量」を計算できるような指標を選択すべき。</p> <p>交通流改善に積極的に取り組むべき交通システムに係わる省エネ対策は、約2,830万トンの削減効果を見込んでおり、自動車の対策と同様運輸部門の対策の要となっている。こうした施策を一層確実に推進していくためには、CO₂削減効果を正しく評価し、PDCA(Plan/Do/Check/Action)サイクルを回すことが重要である。関係省庁が連携し、早急に「交通施策の評価方法と評価体制」の整備に取り組むことを切に要望する。</p> <p>個々の政策の進行状況をチェックする仕組みが欠落している。「対策評価指標」のみによって想定した数値と「対策評価指標以外の想定要因」を見込んだ数値とを併記すべき。</p>
	<p>第2節 国民の努力と技術開発の評価方法</p> <p>家庭におけるCO₂排出抑制への効果の観点から、「人間の行動や物の使い方」の具体的な例として、「エコドライブの実践等」だけではなく「エコドライブの実践や省エネ機器の選択等」と明確に記載してください。</p>
	<p>第3節 推進体制の整備</p> <p>NGOだけではなく「NPO」の役割を明確に位置付ける必要がある。</p> <p>組織体制の整備に対して、組織名称のみの表記で最終責任組織を明記することを望む。最終的にどこが責任を取るのかを明らかにして、情報の公開、透明性のある過程、市民や各セクターの参加などをきちんと確保すべきであり、その旨を記すべきである。</p>
	<p>おわりに</p> <p>「今を生きる我が世代の責務」という項目を入れられたことは大変よいのではないのでしょうか。又同時に「将来の世代が我が世代と同じように生きる権利」にも言及されてはいかがでしょうか。</p>
	<p>その他</p> <p>本計画(案)の別表に掲載された施策の評価や追加施策の検討には、各々の削減効果(見込み)だけでなく、費用(費用対効果)もできる限り明確にすべき。実際には、議定書第一約束期間に向けた短-中期的施策、長期的施策に分けた中で、実施者、費用負担者、国の支援措置(補助金、優遇税制等とその財源等)も明確にし、短-中期的施策では、できる限り削減効率(費用対効果)が高いものを優先し、長期的施策は、革新性と波及効果(技術的及び経済的)等も十分期待できる対策を優先的に推進していくべき。温暖化問題の解決は長期に亘る課題であり、技術に応じた削減予測とコストを明らかにしていくことは政策立案に必須であると同時に、それらの情報が、p7'3.すべての主体の参加・連携の促進とそのため透明性の確保、情報の共有」の実現においても重要である。</p> <p>GHGとしては水蒸気の割合が多く、CO₂の削減が地球温暖化対策につながるのかの論議が十分でない。</p> <p>六本木ヒルズを「省CO₂型の都市デザイン」の例としているのは不適切。「平均的なDHC+一般電気事業者の電力」の方が地域のCO₂排出量の総量は小さくなる。学会などの第三者評価を得ているわけでもない事例を、事業者のPR用の20%削減の言い値で国の計画にそのまま引用するのは大きな問題だと思う。実績効率がより高い地域熱供給地点(例えば晴海地区、幕張地区)に差し替えるべきである。こうした評価は熱供給事業の正式統計等根拠のはっきりしたものを出典として、効率が最高水準の地区を代表例とすべきである。</p> <p>P26、「A.省CO₂型……の形成」の下位に「(a)」のナンバリングであり、P31、「イ」の下位では「a」となっている。統一すべき。たしか、JISでナンバリングは規定されているのではないか。</p> <p>当方では、エネルギー変換装置を創って有ります。大気圧の圧力エネルギーを、電気エネルギーに変換出来ますので、「CO₂」も出ませんし、熱も出ません。理想的なエネルギーです。一寸調べて見ませんか。御説明申し上げます。先入観を抜いて、客観的に事実、事実として、科学的に検討、計算して見ませんか。</p>